
平成23年 第9回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成23年12月12日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成23年12月12日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員（14名）

1 番 板 井 隆君	2 番 仲 田 司 朗君
3 番 雑 賀 敏 之君	4 番 植 田 均君
5 番 景 山 浩君	6 番 杉 谷 早 苗君
7 番 赤 井 廣 昇君	8 番 青 砥 日出夫君
9 番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 岡 田 光 政君

書記 ————— 加 藤 潤君
書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 赤 井 佳 子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	坂 本 昭 文君	副町長 —————	藤 友 裕 美君
教育長 —————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者 ————	田 中 耕 司君
総務課長 —————	森 岡 重 信君	財政専門員 —————	板 持 照 明君
企画政策課長 —————	谷 口 秀 人君	地域振興専門員 ————	長 尾 健 治君
税務課長 —————	分 倉 善 文君	町民生活課長 —————	加 藤 晃君
教育次長 —————	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長 ———	野 口 高 幸君
病院事務部長 —————	陶 山 清 孝君	健康福祉課長 —————	伊 藤 真君
福祉事務所長 —————	頼 田 光 正君	建設課長 —————	頼 田 泰 史君
上下水道課長 —————	真 壁 紹 範君	産業課長 —————	景 山 毅君
監査委員 —————	須 山 啓 己君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員を指名、行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

13 番、亀尾共三君、1 番、板井隆君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第 3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに 6 番、杉谷早苗君の質問を許します。

6 番、杉谷早苗君。

○議員（6 番 杉谷 早苗君） 改めまして、おはようございます。6 番、杉谷早苗です。きょうは 7 人の方の一般質問が予定されております。議長のお許しをいただきましたので、早速入らせていただきます。

初めに、保育園と新システムについてお尋ねいたします。

子供と子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わってきています。このことは、子育てや働き方についての考え方、その制度が時代の変化とともに生活のスタイルや価値観に合わなくなってきたことはどなたも感じておられることと思います。これらの解決策として、政府は平成 21 年 12 月 8 日の閣議決定に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成のための包括的・一元的なシステムの構築の検討を行うとして、子ども・子育て新システム検討会議の開催を決めました。そして、翌年早々、平成 22 年 1 月の 29 日に少子化社会対策会議で決定され、この決定により検討が重ねられてきております。

このような経過の中、今年 7 月、子ども・子育て新システム検討会議は、制度の全体像、給付設計のあり方、幼保一体化のあり方など、中間取りまとめを示しました。少子化社会対策会議、会長は総理大臣でございますが、この中間的な取りまとめを受け、7 月 29 日付で今後の進め方を決定いたしました。この決定内容は、1 つには、成案を得るまでに実施主体である地方自治体関係者などと丁寧な協議し、理解を得ること。2 つには、年内に成案を得て、遅くとも来年 3 月までに税制抜本改革とともに新システム関連法案を提出すること。3 つには、法案が成立しても本格実施は税制抜本改正、これによる財源の確保以降とするとしております。

以上、述べましたように、国においては子供を取り巻く施策が根本から大きく変わろうとしています。我が町は、平成 23 年度には、非常勤職員であった保育士が伯耆の国へ正規職員として採用され、平成 24 年度からはつくし、さくらの 2 園の指定管理を伯耆の国へと合意がされております。我が町の保育園が大きな転換期にあるとき、国による新システムの影響が念頭から離れません。そこで、新システムと平成 24 年度の保育園の状況についてお尋ねいたします。

1 点目でございます。今日まで子ども・子育て新システムについての説明会など、何か動きがありましたか。2 点目、来年 1 月より、さくら保育園にゼロ歳児室が新設されます。とても喜ばしく、期待をしております。そこで、平成 24 年度はさくら保育園にゼロ歳児室の開設を含んだ

入園の要項は平成２３年度と同様の認識でいいでしょうか。３点目です、来年度の入園希望者の状況はどのようなですか。４点目、現在、在園児の保護者に対しての支援はどのようなことをされておりますか。最後の５点目は、私立保育所の支援を目的とした市町村向けの国の補助金、保育所運営費の廃止案について、これが新聞報道されておりました。我が町の保育園でこのような補助金の廃止に該当するようなことが生じてはおりませんか。

次に、ゆとり教育からの考察としてお尋ねいたします。

一般社会では、週５日制の定着に違和感が少なくなっております。このような社会情勢変革の中、１９７０年代に導入されたゆとり教育は、創造性、解決能力を期待されましたが、さまざまな視点から改正が余儀なくされてきている現状にあります。教育とは、次の世代に対して、社会生活を送っていく上で必要な学力、知識、規範、価値観を教え込むことと思っております。すべての子供たちが確かな基礎の教育を身につけて義務教育を終え、次の世界への一步をしっかりと歩み出してもらいたいと切に願っております。このような思いから、６点についてお尋ねいたします。

１、ゆとり教育導入から今日までの経過と現状を伺います。２、平成２４年度から、県では小・中学校全学年、少人数学級実施が来年度から予定されていますが、このことは脱ゆとり教育からの授業内容の膨らみに対応したものでしょうか。３点目、教科書内容もスピードもレベルアップした中、このボーダーラインにいる子供たちの指導をどのようにお考えでしょうか。４点目、土曜日の授業の再開が検討されている自治体もあるようですが、当町のお考えを伺います。５点目、小・中学校の先生の資質向上に向けて、どのような仕掛けをされておりますでしょうか。６点目、幼児期の教育と小学校教育への円滑な接続のあり方についてはどのようにお考えでしょうか。

以上、２項目について、壇上からのお尋ねといたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） おはようございます。きょう、一般質問、７名でございますので、お手やわらかによりしくお願いいたします。

それでは、杉谷議員さんの御質問にお答えしてまいりたいと思います。

最初に、保育園と新システムについてでございます。

まず、子ども・子育て新システムについて、説明会などの何か動きがあったかということでございますけれども、子ども・子育て新システムについては、昨年９月より、子ども・子育て新システム検討会議作業グループのもと、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム

及び子ども指針ワーキングチームにおいて、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に掲げられた基本的な方向性を踏まえて議論が重ねられ、7月27日に中間取りまとめが行われ、制度設計が示されました。これを受け、政府においては今後、ワーキングチームによる検討を進め、地方公共団体などの関係者と協議を行い、理解を得た上で成案とし、恒久財源を得て、早期に本格実施できるよう、平成23年度中に所要の法案を国会に提出する予定としています。

具体的な内容については、すべての子供に良質な成育環境を保障し、子供、子育て家庭を社会全体で支援する、新たな一元的システムの構築を行うというものです。すべての子供に良質な成育環境を保障し、子供、子育て家庭を社会全体で支援することについては、子ども手当、地域子育て支援などの子育て家庭への支援や、こども園、総合施設などによる幼保一体化により、質の高い幼児期の学校教育、保育を一体的に提供すること。2点目、保育の量的な拡大を図り、待機児童を解消すること。3点目、家庭での養育支援を充実することを掲げています。

また、一元システムの構築については、市町村が地域のニーズに基づき、計画を実行し、これを国・県が支える。2点目、国及び地方の恒久財源を確保した上での社会全体による費用負担、政府の推進体制、財源の一元化を行う。こども・子育て会議の設置を行い、関係者が子育て支援の政策、プロセスに参画、関与できる仕組みを検討することになっております。

いずれにいたしましても、具体的な面についてはまだ多くの検討課題があり、今後の状況を見守っている現状でございます。

本システムに係る説明会は、国から県へは8月31日に開催されまして、鳥取県ではこの説明会を受けて県内市町村に説明会を行う予定となっておりましたが、さきに申しましたように、資料に記載された内容以上に情報が余りないこと、今後検討することとされていることが多いことから、説明会は開催せずに資料の送付をされるにとどまっております。

次、2点目の、平成24年度はさくら保育園に0歳児室が新設されるほか、平成23年度と同様の認識でよいのかということでございます。変わるところとしては、保育園の受け入れ時間の変更がございます。公設民営園につきましては、朝30分、夕方30分の延長保育を実施する予定にしておりますので、つくし保育園、さくら保育園については受け入れ時間が7時から19時となります。また、つくし保育園では土曜日、午後保育を行っておりませんでした、24年度からは実施する予定にしております。

公設公営園の受け入れ時間については、変更はございません。

保育料については、国の基準の変更により、今まで9階層であったものが、最高額において1階層追加となりまして、10階層となりました。これにより、今までの最高額が所得税41万3,

000円以上であったものを、73万4,000円以上については10階層として新設する予定としております。

また、職員体制につきましては、平成23年度においては4園とも町職員と伯耆の国の職員が混在している状況でありましたが、基本的に平成24年度より、公設公営園につきましては町職員で、公設民営園につきましては伯耆の国職員で運営することになります。いずれにいたしましても町立保育園でありまして、保育方針、保育料など変わるものではございません。

次に、3点目の、来年度の入園希望者の状況についてでございます。さくら保育園は継続児48名、新入園児17名で合計65名、すみれ保育園は継続児65名、新入園児17名で合計82名、つくし保育園は継続児93名、新入園児33名、合計126名、ひまわり保育園は継続児56名、新入児9名で合計65名の入園の申し込みをいただいております。平成23年度とほぼ同じ状況でございます。

各園とも第1希望された園で入所を受け入れる予定でございます。現在の状況ですと、4月時点での待機児童はないという見込みであります。

続きまして、4点目の、在園児の保護者に対しての支援についてでございます。保育に関する疑問、保護者の悩みなどには担任、園長補佐、園長などが専門的な立場から相談、助言に応じております。また、連絡ノートなどに書かれた内容についても敏感に対応するように心がけているところでございます。

このほか保育園では、講演会や子育て講座の実施により積極的に学べる場の提供や、保育参加など子育てを話し合う場、機会の提供、あいあいなどの未就園児、保護者の方への支援事業なども行っております。

5点目の、私立保育所の支援を目的とした国庫補助金、保育所運営費廃止案のような類似のことが生じていないかという質問でございます。公立保育園の保育所運営費は、平成16年度から一般財源化をされております。私立保育所の支援を目的とした保育所運営費については、現在、国が2分の1、県・市町村4分の1で負担しているところですが、11月17日の新聞報道であった私立保育園の補助金を年少扶養控除・特定扶養控除廃止による地方税の増収分で代替し、国・県の補助金をなくすということについては、地方において、私立保育園を抱えている市町村については一般財源の持ち出しとなって大きな負担増になると考えられます。本町におきましては、私立保育園がないために大きな影響はございません。

このほかには、新システムで検討されている子ども・子育て包括交付金となった場合には、現在、子育て関係での補助金が一括で一般財源化されることとなりますけれども、その影響につい

ては現在のところはわかっていない、こういう状況でございますので、よろしくお願いします。

ゆとり教育関係、教育については教育長の方から答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

まず、ゆとり教育について、今日までの経過と現状についてであります。学習指導要領は小・中学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科で教える内容を、学校教育法施行規則を根拠に定めたものであり、ほぼ10年ごとに改訂をされてきました。御質問のゆとり教育は1980年に改訂された学習指導要領で、ゆとりカリキュラムと言われているものであります。教科の学習内容が削減された学習指導要領であり、ゆとりある充実した学校生活を実現することをねらいとしています。その背景には、1971年の改訂において、小・中学校段階からかなり高度な教育を行うことを目的とした、現代化カリキュラムが組まれたことにあります。学校現場の準備不足や教師の力量不足もあって、大量に学習についていけない児童生徒を生む結果となったと言われています。

その後、1992年の改訂では新学力観が示され、個性を生かす教育を目指すことが示され、10年後の2002年の改訂では総合的な学習の時間が新設され、みずから学び、みずから考える力などの生きる力の育成が示されました。そして、戦後8度目の改訂となるのがこのたびの改訂であります。小学校では、今年度から完全実施、中学校では来年度から完全実施となります。ゆとりでも詰め込みでもなく、知識、道徳、体力のバランスがとれた生きる力の育成を目指すこととされております。

学習指導要領の改訂は、その時代や社会の状況等を反映をした内容となっておりますが、いつの時代の改訂においても基礎学力の定着や社会の変化に対応できる人間の育成を根底にした教育の実践を目指していると言えます。

次に、県が来年度導入を予定いたしております少人数学級編制の考え方についてお答えをいたします。

そもそものきっかけは、今春の知事選における平井知事のマニフェストであります。その中で、知事は、子供の可能性は無限であり、鳥取県の実教育水準を地域一丸となって伸ばしていく必要がある。市町村の選択と協力により、少人数学級対象学年を拡充すると約束をされています。

議員も御承知のように、本県では平成14年度より、市町村の2分の1協力金制度により小学校1学年及び2学年を30人の学級編制に、平成17年度からは中学校1学年を33人の学級編

制とする少人数学級編制を県独自のスタイルとして実施をしまいいりました。このたびのことはこうした経過をベースとしまして、小学校1、2学年及び中学校1学年での少人数学級編制は県の全額負担に切りかえ、従来どおり実施をする、それ以外の学年での35人学級を2分の1協力金制度により実施したいので市町村も協力してほしいというものであります。したがって、基本的には、授業内容の膨らみとは直接的な関連はございません。

確かに、このたびの学習指導要領の改訂により、学習する内容や授業時間数が膨らんでいますが、そうしたことから不登校対策や学力向上といった今日の学校課題を解決をし、一人一人の児童生徒の義務教育をより保障をしていくための改善と考えた方がより適切かと思えます。

3点目は、学習指導要領の改訂に伴い、ボーダーラインにいる子供たちの指導をどう考えているのかという御指摘でございます。町内の小・中学校では、すべての児童生徒にわかる授業の実践として、少人数指導や習熟度別指導による授業を展開をしています。少人数指導は学年あるいは学級を幾つかの小グループに分け、より少ない人数編成で個に対応した指導を行うものであります。もう一方の習熟度別指導は、児童生徒の学習の理解や習熟の程度、興味、関心などに応じて小グループを編成し、学習指導を行います。どちらの方法もきめ細かな指導の充実を図ることを目的とし、確かな学力を育成することを目指した教育実践であります。

しかしながら、児童生徒一人一人とのかかわる時間がふえることと一人一人にきめ細かな指導ができることとは、単純にイコールの関係にはございません。少人数の学習集団を編成する効果は、教師自身のそのよさを生かす指導方法の改善などの工夫と相まって、初めて効果が上がります。教育委員会は、こういった視点から、学習指導要領改訂のいかに問わず、日々わかる授業の実践のための指導方法の工夫、改善について教員とともに取り組んでいるところであります。

また、長期雇用によります6名の学習支援員を小・中学校に配置をし、個別指導の一層の充実にも配慮いたしているところでございます。

次に、4点目ではありますが、土曜日の授業再開を検討されている自治体もあるようだが本町ではどうかというお尋ねでございます。結論を先に申し上げますと、学習指導要領改訂に伴う授業時間数の確保や学力向上等を理由に、一部の自治体でそういった動きがあることは承知をいたしておりますが、本町では現段階で全く考えておりません。定例教育委員会の中でも話題に上ったこともありませんし、学校現場や保護者の皆さんからもこういった御意見や御質問をお聞きした記憶もございません。授業時間数の確保や学力向上につきましては、現在の学校週5日制の中でまだまだ十分、現場で工夫をしたり改善したりすることによって対応できるものと認識をいたしております。

もちろん、学力向上も大切なことではありますが、今日の子供たちの実態や発達課題を見たときに、子供が家庭や地域で過ごす時間をふやすという、そもそもの5日制の趣旨を具体的にどう実現するのかということも大切な視点であると考えております。しかしながら、同時に、現実に子供たちが5日制の趣旨に沿った生活をしているのかという疑問もないわけではございません。こういった点につきましては、地域とともに歩む学校教育の観点から、PTAの皆さんとも連携をしながら点検する必要があるのではないかと考えております。

5点目の御質問は、小・中学校教職員の資質向上についてであります。これまでお答えをしてきましたことと関連をいたしますが、児童生徒にとってわかる授業の実践のためには、教師自身にしっかりとした授業力がついていなければその効果は期待できません。そのため、教育委員会では教員の授業力向上の観点から、1つ、授業の振り返りシートの作成と活用、2つ、各学校の校内授業研究会への指導主事の出席、3つ、講師並びに管理職研修の実施、4つ、校長会を活用した指導、助言等に取り組んでおります。教員の授業に向かう意識の変容や、授業改善に対する校内の共通認識の深まりなど、取り組みの成果は着実に上がってきていると考えております。

また、私が教育長に就任以来、一貫して県教育委員会に申し上げていることは、現場を預かる者として教職員の資質向上、授業力の向上がまさに急務であるということでございます。教職員の資質向上につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後の御質問でございますが、幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続についてどのように考えているのかというお尋ねでございます。小中一貫、あるいは小中連携につきましては、昨年度より指導主事を複数体制としたことによりまして具体的な取り組みが進みつつあります。保・小の接続につきましては、小学校の新1年生の中には、学習に集中できない、教員の話が聞けない等々、小学校生活にうまくなじめなかったり、保育園でできていたことができなくなったりなど、戸惑いを感じる子供たちもいるという実態がございます。こうした現状の原因として、保育園と小学校の円滑な接続が十分にできているのかということに着目をし、今年度から事務局に配置しました保育リーダーとも連携しながら、保・小の連携に取り組んでいるところでございます。

具体的には、保育園、小学校の参観シートの作成及び活用、保育や授業の相互参観、保育園と小学校との接続プログラムの作成等々に取り組んでおります。特に、保育園と小学校との接続プログラムの作成については、保育園での園児の育ちを大切にしながら小学校へのスムーズな接続を図るための具体的な保育、指導内容を示すものをつくりたいと考えております。

また、保育士の一層の資質向上を目指す取り組みにつきましては、4園が年齢ごとに公開保育を行い、1つ、保育のねらいのとらえ方はどうか、2つ、保育活動はねらいに沿った内容である

か、3つ、保育士の働きかけや声かけはどうか、そして、最も重要な視点として、園児一人一人が安心して過ごしているかなど、4つの視点を中心に意見交換や研修会を実施をいたしておるところでございます。

こうしたことは昨年度から順次取り組んできておりますが、保育士の保育に対する意識は着実に変容してきているととらえております。今後もこれまでの取り組みを振り返りながら、より効果的な保・小連携のあり方や保育園の保育力の一層の向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。それぞれに、御丁寧にあありがとうございました。

初めに、保育園と新システムについて、もう少しお尋ねしたいと思います。

この保育園と新システムについてはまだまだ問題があるっていうふうに各地、各団体で問題になっておりまして、それによって、まだ県の方からの資料配付のみっていうことですが、意見をきちっと言う、丁寧に協議し理解を得るっていうような点があるんですけども、私思いますのに、この文では、資料読んでおりますと、児童福祉法の24条、これが外れてるっていうことは、市町村の保育義務っていうものが、実施義務というのが外れてるっていうことなんです。この点につきましてはぜひとも強力に意見を言っていたきたいと思いますが、担当課といたしましてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。杉谷議員御指摘の、24条について改正がされるということで、今、義務づけになっているわけですが、それがなくなる。ただ、責任上は、もうこれはすべてなくなるわけではございませんでして、やはり町行政というものがかわってくる部分っていうのは大きかろうと思っております。

今、ワーキングチームの方で、国の方では検討がされているわけでございますけども、その中にも全国知事会、それから市町村代表、それから保育園とかそういう関係の団体、入っていただいて発言していただいているところございますので、いろいろそういう意見が出てきていると。確かに立場によっていろんな考えがありまして、すべて皆さん一致して24条の改正が反対というわけではございませんですけども、やはり行政とかそういうものが果たす役割っていうのは非常に重要なものであると認識をされておると思っておりますので、そのあたりから意見をいただいているということに考えております。

町の方が直接、今言えるような機会はちょっとございませんでして、県の方にも照会してみ
るんですけども、やはり県の方もまだ国の動向を見定めがたくなっているような状況でございま
すので、現時点ではそういう機会はとらえてないということがございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） まだはっきりと決まっていな問題で議論しても仕方がないと思
っております。しかし、1990年の出生率が1.57ショック、これ以来の少子化に対しての
動きがあることは確かなことでございますので、これについては何らかの対策をとらないと
いけないと思います。

それと、都会の方では待機児のことが大きなメインになっておりますが、新しく盛り込まれて
る子ども・子育て新システムの心配事は、うちの町では全然ないのではないのかなというふう
に考えております。そういたしまして、インターネット見ておりました。私はこれは正確かどう
かということ、インターネットのことでございますのでわかりませんが、千葉県の弁護士会は、
これには反対するっていう声明を出されているようでございます。

以上でこの子ども・子育て新システムについては終わりにしたいと思います。

それと、次の2点目の、来年度からの保育園のあり方についての状況を詳しく教えていただき
まして、それで十分ではございますが、一つ確認しておきたいのは保育料の助成制度でござい
ますね、2,000万ぐらいいは毎年していただいております。何年ということが切ってはありませ
んし、当分の間っていうようなことで、これは毎年、私も確認はするんですけども、来年度は
どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。一応3年間ということで始まり
まして、23年度が最終だったと考えております。

24年度につきましては、こちらの方で協議したんですが、やはり現在の情勢が非常に厳しい
ということで、そのまま24年度については継続したいと考えております。現在、2,000万
という金額でございますが、これは後から減らすのじゃなくて、保育料の算定をするときの段階
ですね、そこでさせていただいておりますので、保育料の変更がないということがこの大まか2,
000万の、何といいますか、補助といいますか、そういうことにつながっているということが
ございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。随分と配慮していただいておりますので、感謝し

ております。

伯耆の国の方へ来年度は全部、行くって言い方はおかしいですね、とにかくこの伯耆の国の公設民営の話が出ましてから、保育士さんの給与面での改善ということが一番のメインになっておりました。それで、そのことにつきましても、だんだん町としては費用がかかってくると思うんですよね。そういうことですので、少しその辺のところも心配しておりますが、安心いたしました。

そこで、保育園の公設民営になっている方の理念とか方針とかそういうものについて、園児の方についてはすごく丁寧に説明がなされておりますけれども、ここでもう一度確認をしておきたいんですが、民営になった方の、さくらとつくしでございますね、こちらの方については独自のことをされるのではなく、4園、今までどおり一緒に理念、方針でしていくってということで間違いないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。御質問のように、同じっていうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 保育料のことでもう1点。これは、米子市でしたでしょうか、子ども手当でもって充当してもいいようなことがありましたが、本人確認をされた上での学校給食費等ってことの。その未収の部分については、本町ではどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。子ども手当からの充当ということでございます、未収の分だと思いますが、現年度分については、その方から徴収できるということでございますので、それは行いたいと考えております。過年度分については、これは本人さんの御了解をいただいた上でということになります、非常に未収対策っていうものは重要なことでございますので、できるだけこの方からお願いしたいとは考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 子育て世代というものは、本当に経費もかかりますし大変でございます。未収になられる方っていうのも本当に気の毒な部分もありますので、その辺のところでも余り無理のないようでお願いしたいと思います。

それと、先ほどさくら、すみれ、ひまわり、それぞれ第1希望で決めたっていうふうにおっしゃったんですが、この分で大体納得していただいている状況なんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。基本的に、保育、入所についてはまず第1希望を優先するということでございます。第1希望で受け入れができないような人数であった場合には、優先度というものをちょっと計算いたしまして、その中から個別にお話をしていくってということでございます。その関係で、今回は第1希望の中ですべてが受け入れができるという状況がございましたので、これで一応決定して、本人さんの方に入所決定通知を送らせていただいております。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 現在のところ、待機児はないというふうにお聞きしたんですけれども、まだ受け入れ体制には余裕があるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。受け入れは、年齢のこともありまして、単純に定員ということはありません。1つのクラスの編成のこともございますので、現在の場合、つくし保育園は126名ということで、定員数は120でございますので6名上回っているわけですが、これは現在のその保育の各クラスの状況を見て、全部受け入れるという人数でございます。

従来は定員に対しての幾らまでっていうのがありましたけども、現在そういうものはございませんでして、保育士の配置状況、あるいはその部屋の面積状況というものを満たされれば、ある程度のところまでは入れることができます。

ただ現在、具体的にどこの保育園の何歳児がっていうことはちょっと今、申せませんが、その都度その都度聞かせていただきまして対応していくと。基本的に4園ございますので、その希望の園でできなかった場合にはほかの園で対応ができるってということでございます。

昨年来、待機児童として上がっておりますのは0歳児でございまして、0歳児の場合に受け入れが非常に厳しい、場所の関係もありますし、保育士の配置が3名に1人というようなこともございまして、あと場所が、面積が倍近く必要になりますので、あるいは必要な施設というものが必要ですからどこでも受け入れることができなかったと。2園しか受けられませんでしたので待機児童が発生しておりましたが、現在のところはまだ余裕が若干はございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） それと、今、0歳児のことでお話が出たんですが、今、0歳児が受け入れていただいていないのがすみれ保育園だけになってまいりましたですね。それで、兄弟

の関係で、上の子供さんがおられて下にまた赤ちゃんが生まれるっていうような事態になりましたときに、やはりすみれ保育園の方にもそのことの設置が必要ではないのかなというふうに思いますが、これについてのお考えはどのようなのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。すみれ保育園で受け入れっていうことでございますが、ちょっとこれは場所の関係、設備をつくらないけませんので、現状建物ではちょっと難しいと思っております。その関係で希望がありました場合、現在は3園の方を御紹介しまして、そこで対応をお願いすることになるんじゃないかと思っております。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） ありがとうございます。

5番目の、新聞報道によることの影響については当町では該当しないということで、これで保育園の方の質問をかけたのは終わらせていただいて、次の、ゆとり教育からの考察ということで、何となくこういう題名で質問してもいいのかなというふうに思いましたけれども、このことで、ゆとり教育ということについてはさまざまな時点でさまざまにやりまして、これが導入されたことは、円周率が3だっていいのかなっていうような、そんな疑問から入りました。それで、このようなことをきっちと説明していただきましたので、よく理解はできました。

そこででございます、初めにゆとり教育が始まった時点では、私もこれははっきりしておりません。学校のこつてというのは、本当に一般の者はよくわからないことが多いんですが、時間も授業内容も3割減ったっていうふうに、あるところで耳にしたことがあります、それが全部、このたびもとに戻ったっていうふうに考えてもよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今の御質問の中で、授業時間数が変化したっていうのありましたけども、先ほど教育長の方が答弁しました中にありましたとおり、学習指導要領の改訂っていいものはその時代の状況を反映したものとして改訂されますし、10年ごとに改訂されるっていいものは、10年間の取り組みの状況を見ながら、それを振り返りながら改訂をされるというふうにとらえております。ですから、当初3割減ったっていうことが背景としてあったんですけども、今年度、23年度の新しい学習指導要領の改訂につきましては、今までの反省を含めて時間数が若干多くなってます。これも、来年度改訂される中学校の指導要領の改訂につきましても授業時数がふえておりますので、でもこれは社会の状況でありますとか児童生徒の学力の確保をしていくための必要な措置だというふうにとらえてお

ります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6 番 杉谷 早苗君） ただいま学習指導要領って言葉が出たんですが、この学習指導要領っていうものは、これだけは教えないといけないのか、ここまで教えるっていうもののなのか、平均なのか。その辺のところはどのように理解したらよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。まず、学習指導要領に提示されています授業時間数というのは、最低この時間数を確保しなさいっていう意味です、最高じゃありません。ですから、今、小学校は1時間単位45分、中学校は原則50分というふうにしていますが、児童生徒の実態に応じて授業時間の1こまの時間数を弾力的に扱っていいという決まりがあります。ですから、中学校なんかは50分のところを45分にやった授業の実践、5分浮いた部分を実態に応じた教科の時間数をふやしてっていうような、弾力的な取り扱いをしていますので、最低この時間数を確保してくださいっていう意味の表示というふうに理解していただければと思っております。

それと、先ほど議員の方からありました、円周率は3ということをちょっとあったんですけども、実はこれは大きな間違いでして、文部科学省では円周率は3.14で教えましょうというのをとらえた上で、ただし、3.14で計算する場合、計算機をはじく場合は3.14でしなさい、ただし手計算でする場合は3として扱ってもいいですよという表示の仕方をしたんですけども、それが誤って、マスコミに乗った時点で円周率は3でいいんだっていうような誤った伝わり方をしてしまったためにそういった誤解を招いたことがありますけども、本町についても、先ほど言いました今年度からの学習指導要領の改訂、来年度、中学校の改訂についても、趣旨から逸脱しないような指導を学校別にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6 番 杉谷 早苗君） よく理解できました。

それで、次の、来年度から小・中学校が少人数学級ってことですが、では具体的に、我が町ではどのような格好になるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。本町における考え方でございますが、先ほど申し上げました県の教育委員会の考え方をまず踏まえながら、本町の子供たちの実態、それから本町

5校のPTAの皆さん方の御要望、御意見等々を踏まえまして、これまでの小学校1、2年生あるいは中学校1年生での少人数学級に加え、それ以外の学年におきまして35人以下の学級を編成をするという基本的な考え方を委員会の方で確認をさせていただきました。

あわせて、この35人というのをベース、基本的なスタンダードにしながら、しかしながら、学年の実態、子供たちの実態によっては予算の範囲内で30人学級以下の学級編制もしなければならぬ場合もあるだろうということも確認をさせていただいております。

こういう考え方で24年度の子供たちに合わせてみますと、全町で対象となる学年が6つございますので、この学年について35人学級を実施したいと思いますが、実は新年度に限り、教室が不足をするっていう学校が1つだけございますので、実質実施をいたしますのは、実施したいと考えておりますのは5つの学年において35人以下の学級としたいというぐあいに考えているところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 学習内容もふえ、それからスピードも速くなるというような中で、そういうことも含みながら不登校っていうものも解消し、それとの、先ほど申しました学力の保障っていうことで、義務教育っていうものをきちんと担保し保障するっていうことを基本に考えていただいておりますので、各クラスの弾力的に人数を考えていただいて、実施していただきたいと思っております。

それと、次の、先生方、現場の準備が不十分ではないかなというような気持ちもいたすんですが、これはどのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、議員がおっしゃった準備不足っていうあたりについて、どの部分をっていう、とらえ方に違いがあると思うんですけども、基本的に各町内の先生方につきましては、教材研究ということで、次の日の授業も含めた中でしっかりと学習をした上で授業に立ってくださいっていう指導をしています。

ただ、私の、これは個人的な感想になるんですけども、先生方につきまして、日々の業務が多忙であって授業の準備ができていませんでしたっていうようなことをまかり通るような、そんな学校現場にはしていっちゃいけないというふうに思っておりますし、あくまでも学校は授業で勝負をすところなんだっていう前提に立った指導を行うべきだととらえておりますので、万が一そういった場面があった場合は、早急に対応したり指導をしたりっていうことを考えております。十分教材研究をした結果、授業があんまりよくなかったっていうのは、結果的にはあると思いま

すけども、基本的に準備不足で授業をしちゃいましたっていうようなことがないような指導を教育委員会としてもしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） きノウ、西伯文化会館の18回の解放まつりがございました。子供たちの作文の中で、頑張っていたらいい点がとれたからまた次も頑張ろうっていう、本当にうれしいような発表もございました。そういうことですので、子供たちがそういう意欲を持っているときに先生方の準備不足っていうのは非常に悲しいなと思いますので、そのところはしっかりしてやっていただきたいと思います。

その準備不足の中の、たくさん雑用っていうのの中に、学力だけじゃなくて学級運営そのものもあると思うんですが、そこらの指導は多分、学年主任、校長先生、また教頭先生なんかがされと思うんですが、そういう悩みを聞いてあげるような、そのような先輩のOBの方っていうものの、何て申しますかね、相談窓口といいますかね、子供たちの心のことを駆け込むのが保健室っていうのはあるんですけども、そのような、先生方は本当にそのクラスで、一人ですべてのことを抱え込んでいらっしゃいますので、ちょっと離れた立場で経験を踏まえた方の御助言があるといいのではないのかなと今、お話を聞いて思ったんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、議員がおっしゃったことにつきましては、とっても必要なことではあるというふうに思っております。県の方としてはOBの校長先生を配置しながら、そういった悩み相談的な部分をしていこうという動きはありますが、本町としましては今、そういった動きはとっておりません。

ただし、一つ言えますのは、学校っていうのはチームで動いておりますので、一人の先生が悩んだときに周りの先生方が一緒になって悩みを聞いたり相談したりっていう体制は日常の中で確立していったほうがいいなというふうに思っておりますし、場面によっては直接、教育委員会の方に悩んでますってことも、当然あったらいいというふうに思っていますけども、まずは基本的には校内の組織の中で一人一人の先生方をお互いにサポートしていきましょう、支援していきましょうっていう意識がまず大事かなと思っています。学級経営も同じように、児童生徒が悩んだときにだれも相談ができないっていう体制は当然とっちゃいけないという中で考えておりますので、先生方も含めて、そういった組織の中で対応できる組織をつくっていただきたいという、またその支援もしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（６番 杉谷 早苗君） 次々と申し上げて、申しわけございません。

そこで、総合的学習についてなんですが、これは時間数が減ったってということもありは、何か新聞で読んだような気がいたします。その確認と、この総合的学習についての、これは先生方の力量が非常に問われるところでございますので、そのあたりの指導ってというのはどのようにされておりますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。総合的な学習の時間については、時間数では、今までは３年生以上で１０５時間ないし１１０時間をしておりましてけども、改訂に伴って、それが全学年７０時間というふうに時間は減っております。この減った分につきましては、他の教科の増時間分に充てるということになっておりますので、それに従って各学校も総合的な学習の時間ってというのはこれに沿った時間になってると思います。

今、議員の方におっしゃったように、担任の力量ってというのがありますが、総合的な学習の時間の取り扱いについては、学校で総合的な学習の時間を使って、どんな内容の授業を編成していくかっていうのは年間で決まっておりますので、それに従った計画どおり実施されてるというふうに思っておりますが、大事なものは、それを通してどんな子供にしたいのかっていうあたりがきちんと位置づいている学習をしていくっていうのが前提になってくと思います。メニューをいっばいつくっていろんな活動させてやりましたっていうような、そんな学習にならないように、当然、校長先生の学校経営目標、目指す学校像の中に示されている内容に沿った総合的な学習の時間っていうようなことで取り組まれていると思いますし、先ほどありましたように、教員の教材研究が不足してるっていうことにはならないような、そんな指導をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（６番 杉谷 早苗君） 総合学習っていうものの内容を、私はちょっと誤解しておりましたので、今きちんとお答えいただいてよかったと思っております。

それと、幼児期から小学校に上がるっていうときに、さまざまな小１ギャップっていうような言葉を私もこのたびのことで初めて知りまして、そういう言葉があるということは、どこもすごく悩んでいらっしゃるんだなっていうことを思いました。

先ほどお尋ねした御回答の中に、メニューをつくったりとか、いろいろいろいろおっしゃってくださいましたのでこれは安心をしておりますが、やはり私たちも気をつけなければいけないのは、教育っていうものの、個性を尊重っていうこととしつけとかそういうものをごっちゃにし

てはいけないなっていうことを、よくわかっているつもりなんです、個性尊重、個性尊重って
いうことで流れてしまうことが多くございます。そういう意味におきまして、この小学校に上
がってきちんと授業が受けられる、そういうようなことを幼児の連携の中でしっかりと根づかせ
ていただきたいと思います。初めにつまずきますと、なかなか学級運営もままならないようにな
ってまいりますので、そのあたりのところはしっかりとお願いしておきたいと思います。

それと、先ほど、土曜日じゃないですね、週5日制につきまして、土曜日のこと、取り扱いは
どうですかいうことをお尋ねいたしましたら、全然考えてはいないっていうふうなお答えでした。
確かに、地域に帰って、それからいろいろな場面での経験を積むということは本当に大事なことだ
と思っております。しかし、ちょっとここに、ある方からの、考えなきゃいけないじゃないのか
なということがありましたので、御紹介だけしておきます。

1日の休みならよいのですが、週2日になることによって学力が定着しないっていうことがあ
ります。それと、クラブ活動などによって、真のゆとりとはなっていないのではないかと。それと、
週休が2日になることへの保護者の対応がとれていない、したがって、家庭でのコミュニケーシ
ョンにとって必ずしもプラスにはなっていないという御意見もあります。週休2日の過ごし方
によって、経済格差に比例し、学力格差が高まってくるのではないかと。それと、生活のリズムが狂
って不登校が増加している、月曜日の朝が憂うつだと考える生徒がふえていて、精神的不安定を
助長させる要素があるのではないのでしょうか、このようなお考えを持っていられっしゃる方も
いらっしゃったようでございます。そのようなことですので、ちょっと疑問に思ったこと、2日
の、家庭と受け入れがきちんとなっていないのではないかと心配をするっていうような趣旨の御発
言もありましたので、その辺のところも深く検討してみたいと思います。

以上、いろいろわからないことを申し上げまして、お答えいただきましたので、私の発言はこ
れで、質問は終わりにしたいと思います。ただただ思いますのは、我が町で育った子供たちがし
っかりとした基礎学力を身につけて、次のステージに行くときに不安のないようにしていただき
たいなと、それを願うことでございます。

何かつけ加えたいなということがありましたら、町長は教育委員会の中のことから余り口は
出さないように思っていられっしゃるかもしれませんが、お気づきになったことでも結構ござい
ますし、教育長の方からも何かありましたらお願いして、私の発言は、質問は終わりにしたいと
思っております。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。最後、御指摘いただきました点で、本当に大切

な視点だと私も思っておりますし、改めてこのあたりのところをきちっと整理をせないけんというぐあいを感じたところでございます。

学校につきましては、週休2日制の問題が学力の問題とかかかわっているということなんですけれども、やはりまだまだ学校の中、多忙感っていうこと非常によく言われるんですけど、一つにはやはり学校運営の進め方っていいでしょうか、そういうものをまだまだ改善をしたり工夫をしたりっていうようなところ、たくさんあると思うんです。どちらかというと、前年、こんなぐあいにやってきましたからことしもこんなぐあいにやりましょうねっていうのが比較的、学校現場で多いわけございまして、このあたりのところを実は一つのポイントとして学校の方に投げかけているところでございます。

それから、2日間の子供たちの過ごし方っていうものについては、議員さんの御心配なところ、あるいは先ほどございましたことっていうのは、一応デメリットの部分としてなくはないっていうぐあいに思っております。そういう意味におきましては、やはり保育園の保護者の皆さん方、あるいはPTAの皆さん方、こことしっかりと意見交換をしながらどう対応していくのかっていうことをこれからの課題としてしっかりと受けとめさせていただいて、対応してまいりたいというぐあいを感じさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で6番……。

あっ、町長。（発言する者あり）もとい。

○町長（坂本 昭文君） よきゃあ、ええです。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。教育長とのやりとりを聞いておりまして、非常に微に入り細にわたって御質問もいただき、答弁もなされておりまして、充実した議会の御議論ではなかったかなと思って印象を持ちました。

私、学校管理職の歓送迎会などがございまして、そこで校長先生や教頭先生交代になられたときに先生方とも直接接していろいろなお話を伺うことがございますが、総じて、南部町の教育環境についてはもう本当にすばらしいということを皆さんに言っていただいております。お世辞ではないと思います。特に、市部の方から来られた先生方は非常に驚いて、びっくりしていただいております。

それから、環境については一応、私の責任ということでございますので、うれしく思っております。

それから、内容でございますけれども、内容も非常に私は近年、教育行政は充実してきておる

と。教育委員長さんや教育長さん、リーダーシップのもとですばらしい南部町の学校教育が展開されておるといえるように思うわけです。特に先般も、文部科学大臣賞を受賞されたり県知事表彰を受賞されたり、学校教育あるいは社会教育すべての面で、食育とかですね、一度に4名もの受賞があったということをごさいます、大きな成果もおさめていただいておりますということで、喜んでおるわけです。

本当、私どもがPTA活動などやっていたときは、教育をして何ぼだという、先ほど野口課長もおっしゃったわけですが、学校はそういう専門的な場所でありまして、それはそれで正しいと思いますけれども、当時は学校に部外の者がいろいろ口を挟むということについては、先生方、随分抵抗感があったと思いますが、今はいわゆる地域共同学校、コミュニティ・スクールなどで地域の住民の皆さんが積極的にかかわりを持って、学校運営に住民の声を取り入れていこうという学校側の姿勢も変わってきておりまして、そういう意味でも本当の意味の学校運営、教育の推進といったことに、私は徐々に高まってきているのではないかとこのぐあいに評価をしております。

いろいろな切り口から、学校教育については、あるいは子供たちのはぐくみについては語られると思うわけですが、まだまだ足りない面もあるかも知れませんが、総体的に南部町の教育についてはそれなりの相当なレベルに達しているのではないかと。そういう努力をさらに続けて、頑張りたいと、このように私としては高く評価をさせていただいてるということをごさいます。

○議長（足立 喜義君） 以上で6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、8番、青砥日出夫君の質問を許します。

○議員（8番 青砥日出夫君） 6番、青砥でございます。議長のお許しをいただきましたので、壇上からの……。

○議長（足立 喜義君） 8番だよ。

○議員（8番 青砥日出夫君） あっ、済みません。8番、青砥でございます。壇上からの質問をさせていただきます。

まず、日本のTPP参加についてでございます。

2010年11月14日、横浜で開催されたAPECの首脳会議では、主な成果としてASEANプラス日中韓、オーストラリア、インド、ニュージーランド、そしてTPPなどの経済連携の枠組みを中心に、アジア太平洋地域のさらなる貿易自由化と投資の促進を進め、アジア太平洋

自由貿易地域を創設することで合意をいたしました。その具体的な目標年は示されていませんが、しかし、去る１１月１３日、ハワイで開かれましたアジア太平洋経済協力会議、ＡＰＥＣでの席、野田首相はＴＰＰへの参加に向けて関係諸国との協議に入ると表明し、貿易の自由化への門を開きました。

もともと野田総理は千葉県議員のときに、牛肉・オレンジの輸入自由化の反対決議に一人だけ反対したという人物でございます。貿易自由論者でありまして、非常に危惧をしておりますけども、私もすべての撤廃、自由貿易ということにすべて反対しているわけでは、反対の意を持っているわけではございませんが、特に農業分野の、農業の生産分野につきましては、国策なき交渉はあり得ないというふうに思っております。そこで、犠牲になりつつある韓国とかエジプトなどのことについて文書化した本がございまして、御紹介申し上げます。

世界的な大激動、動乱の時代に進められるＴＰＰ問題、これは２０１２年の国会審議の最重要課題となるだろう。野田首相は１１月１５日、参議院予算委員会で、何が何でも国益を損ねてまで交渉参加することはないと答弁しましたが、何が国益かを明確にせず、反対派を適度にかわしながらＴＰＰ参加を進めようとするに違いない。これに対し、ＴＰＰ不参加の政治決断を促すべく、今後、米、牛肉、砂糖、保険、共済、医療など、何を守っていくべきかをめぐって、国会では批准阻止も視野に入れて戦われる。しかし、この戦いを国会など、政治の舞台だけにゆだねることができないのも、この間、十分過ぎるほど経験してきたことであります。この新たな事態に対し、今後どのように戦いを進めていくか。

第１に、ＴＰＰの反国民的、反国益の本質を一層明らかにしながら、ＴＰＰ反対と大震災、福島原発事故からの復旧・復興支援、直売所や地場産給食、グリーンツーリズムなど、これまで築いてきた消費者、都市民とのつながりも生かし、国民への働きかけを強めることである。

アメリカのもくろみを鮮明にし、これを阻止するには国際的視点、国際的な連携も必要になる。お隣、韓国では、米韓ＦＴＡ反対運動が大変大きく盛り上がっています。韓国は義務は負うが、アメリカは負わない。韓国の法律より韓米ＦＴＡを優先適用など、いわゆる毒素条項と言われているものが次第に明らかになってきたからである。

北米自由貿易協定、ＮＡＦＴＡによって、アメリカの新自由主義に翻弄され続けているメキシコでは、輸入補助金で不当に安いアメリカからの輸入トウモロコシへの依存を深めてきた結果、最近の値上がりが庶民の台所を直撃している。また、この輸入トウモロコシには遺伝子組み換え種が混在し、トウモロコシの発祥地、メキシコが誇る品種の多様性を破壊する遺伝子汚染が大問題になっている。そして、農家は、輸出作物を生産する農業起業家か、さもなければ安価な労働

力となるかという二者選択を迫られている。日本のためだけでなく、海外の農民を苦しめるアメリカに日本が手をかす道は、何としても阻止しなければならない。

アメリカと多国籍企業による国際的な農業、地域破壊を阻止し、世界の地域、農民と連携する戦い方が求められている。その農家ならではの戦い方の核心は、担い手を企業の経営に絞り込み、国内の競争に駆り立てる強い農業論に惑わされず、各地に芽生えている地域の協働の力を生かして新しい経営を創出することにあるというふうに結んでおります。

特に、本町では中山間地を抱えております。町村の財産を守り、中山間地の景観を維持しながら地産地消を推進してきた施策も崩壊しかねません。経営規模の大きい農家、資本力のある経営者だけが生き残るような農業になれば、日本の山里はすべて荒廃し、いずれ日本は食糧の植民地になってしまうのではと危惧するところです。

そこでお聞きいたします。町長として、T P P 参加についての所見を伺いたいと思います。南部町における農業、ほか、工業団地の企業もごさいますが、それらに対する影響はいかほどかはわからないと思いますが、大まかな視点から伺いたいと、答弁をいただきたいというふうに思います。

続きまして、9月議会で町長が発言されましたオートキャンプ場での掘削の事業でございます。

国の事業であります、地震計の取り付けのために掘削をしているということでございますが、現在のボーリングの進捗はいかほどなものでしょうか。また、今後の状況次第では、お話があったように、温泉が出る可能性も多分にあるのではないかというふうに心は弾ませておるわけですが、調査も必要、予算的なものも必要と思いますが、どういうふうな対応をされていくのかお聞きしたいというふうに思います。

壇上からの質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 青砥議員の御質問にお答えをしてみります。

最初に、日本のT P P 参加についてでございます。

野田総理はA P E C 首脳会談の場において、事実上のT P P 交渉参加を表明をいたしました。T P P についてはよくわからないというのが一般国民の印象であると、マスコミなどで報じられております。それは、関税の原則撤廃にあわせまして24もの分野の市場開放、規制緩和が対象となっており、幅広く課題があることや政府からの具体的な情報開示がなされていない、そういうことが原因なのだろうと思っております。

特に、懸念が広がっているのが農業分野であります。農林水産省の試算でも、米、麦など主要

19品目について、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの対策も講じない場合として、1つ、農産物の生産減少額は年間4.1兆円程度、食糧自給率が14%程度に減少、3点目、農業の多面的機能の損失額は3.7兆円程度、4点目、農業及び農業関連産業への影響として、国内総生産が年間7.9兆円程度減少、就業機会の減少数は340万人程度と、農林水産省が試算をいたしております。無策で臨めば悲惨な結果になることが予想されるわけであります。

参考までに、日本の平均関税率は2.9%で、アメリカ3.6%、EUが4.1%と比較いたしましても、我が国は十分に開かれた国であるとともに、既に先進国中、最大の農産物の輸入国でありまして、そのため、食糧自給率は最低水準を低迷し、独立国としての食糧安全保障に赤信号がともっている、そういうことは御案内のとおりであります。

以前にも説明しましたが、南部町における農業への影響でございますが、平成21年の町内農業生産額に国の試算する生産額の減少率を乗じますと、米で3億6,300万円の農業生産額のうち3億4,100万円の減少、生産額の94%を失うということでございます。肉牛は、9,100万円の生産額で7,600万円の減少、これは83%に当たります。豚肉については、2億円の生産額のうち1億6,000万円の減少、これは80%に当たるわけです。その他、試算に含めていない品目は、野菜、果実、花、その他で3億2,800万円の生産額がありますけれども、減少額は定かではございません。南部町農業としては9億8,200万円の農業生産額のうち5億7,700万円、町農業生産額の58.7%の農産物の生産額が減少する結果となります。

南部町の影響についてでございますが、これは機械的な計算でございますので、どれほど影響が出るかということについては実際に導入されないとわからないわけでありますけれども、試算をしてみる限り、多大な影響が予測されるということでございます。

次に、原工業団地の企業への影響ということでございますが、原工業団地には自動車関連企業、こん包関連企業が立地をいたしております。一般的には自動車関連業界を初め、輸出関連業界においては海外に工場を持ち、人件費、原材料費、法人税、インフラ状況など、立地国の諸条件を勘案しながらコスト面を重視した効率的な運営を望んでおり、こうした企業はTPPの発効により企業内貿易、いわゆる部品のやりとりなどがありますが、これをしやすくし、企業利益の向上につながると言われております。

しかしながら、TPPの影響について町内企業へ聞き取り調査を行ったところ、自動車関連業界は既にグローバルな競争にさらされており、多くの完成品メーカーは現地生産を行っている状況であって、またそれに追随して多くの日系部品メーカーも現地生産を行っておりますので、日

本がTPPに参加しようがしまいが、もともと輸入関税など関係のない企業経営を行っておるといってごさいました。

TPPについては農業などの対抗勢力として自動車業界が強く賛成しているというような報道がよくされておりますけれども、以下のトヨタ自動車、小澤副社長のコメントが最も的確ではないかと思います。TPP交渉問題が輸出産業と農業とのせめぎ合い、対立であるかのような報道もされているが、そんなことはない。日本の産業のあり方、日本の農業のあり方をどうしていくのか真剣に考え、両方が納得できるような方法というのは十分に考え得ると思っておると。前向きな議論の中で政治のリーダーシップを発揮していただくよう、強く期待しておるとありますように、今こそ政治には世界と競争できる環境をつくるための強いリーダーシップが求められていると考えております。

農業を基幹産業としている南部町においては、このままTPPに参加すれば壊滅的な打撃を受けることは、これ明らかでございしますので、私は既に反対の意思表示をいたしているところでございします。

次に、オートキャンプ場の掘削についてでございします。

初めに、この事業の目的、これまでの経過について御説明をしておきます。規制行政機関であります原子力安全・保安院に対する専門的、技術的な業務をサポートする機関である独立行政法人原子力安全基盤機構より、本機構が事業実施主体で硬質岩盤における深部地盤の減衰特性、難しいわけですが、深部の硬質岩盤における揺れですね、評価方法の確立を目的にボーリング調査、観測井の整備を上中谷地内で実施したい旨の相談がございました。事業の実施場所となったオートキャンプ場を選定された理由は、1つ、全国的に見てもかたい花崗岩類の地盤であること、2つ、平成12年に発生した鳥取県西部地震の震源地に近いという2点と、ある程度の広さが確保でき、平坦地に近いという点で選定されました。

作業の内容ですが、1つ、ボーリング掘削を深さ1,000メートルまで行い、深度1,000メートル、それから300メートル及びゼロメートル、地表ですね、に震度計と観測装置を設置し、約3年間、深部地震度観測を実施されます。9月9日から現地入りし、測量など準備を行い、一連の仮設作業が終了した10月28日に安全祈願祭が行われまして、10月31日から24時間、2交代制で掘削作業を行い、12月5日時点で深度約240メートルまで進んでいると報告を受けております。

今後の工程ですが、深度1,000メートルに達するのが1月末ごろの予定でございします。

今後、予算的なものの考えはどうかということですが、その御質問にお答えをする前

に、温泉開発への旧西伯町、旧会見町の両町での取り組みの歴史を御紹介させていただいております。

まず、旧会見町では、浅井地区で温泉掘削工事が平成6年から7年まで行われました。星川温泉と名づけられて、期待は大きなものでございましたが、1,500メートル掘削した結果、泉質は県下では珍しいもので肌に優しい性格を持っていたようですが、泉温が低く、また湧出量も乏しかったために温泉の実現には至っておりません。

次に、旧西伯町でございますが、上鴨部地区において、旧法勝寺村時代の昭和27年に、温泉試掘ボーリングで中断をされた試掘位置から北東100メートルの場所を昭和48年に165メートルまで試掘したのが始まりでございます。その後、鳥取大学研究室の調査結果に基づき、昭和49年に能竹と猪小路をボーリングし調査しましたが、泉源は見当たらないとされました。

さらに、昭和63年に、東京の中央温泉研究所の温泉予備調査により、森林公園から能竹にかけて有望との報告により、平成元年にふるさと創生一億円事業を活用し、温泉開発が開始され、602メートルまで掘り進められましたが温泉の成果は得られず、中断を余儀なくされております。

以上のように、旧両町で温泉開発への取り組みは、成功をおさめるには至りませんでしたけれども、町にとりまして、また町民の皆様にとりまして温泉開発への期待は大きなものでありまして、悲願でもあったと思っております。

今回、原子力安全基盤機構が地震計設置のため掘削しているオートキャンプ場周辺は、平成9年に旧西伯町で提案された温泉開発企画書の中で、航空写真と地形図から判読したリニアメント、いわゆる線構造により断層が複雑に入り組んでおり、かつては活発な地熱活動があったことが判明しております。そして、結論として、賀祥ダム周辺地域が温泉開発の候補地として結論づけられているところでございます。

そうした経過から、このたびの掘削で、地下の地層1,000メートルのデータによっては温泉開発の可能性が大いに出てくるのではないかと期待をし、今回の1,000メートルの掘削に大変注目をしているところでございます。

原子力安全基盤機構が取得したデータは、無料で提供していただけることとなっております、このデータを温泉開発専門の業者に分析を依頼し、温泉開発の可能性を探ってみたいと思っております。可能性が大でありますならば、しっかりとした開発計画、利用計画のもとに温泉開発に取り組みたいです。

温泉開発が成功いたしますと、緑水園へ温泉を引くのはもとよりでございますけれども、町民

の皆様の健康づくりや保養の構想が浮かんでまいります。例えば、若い人には温泉プールもよいでしょうし、高齢のお方や人生に休養を求めたいお方などには長期間滞在していただいて、豊かな自然の中でゆったり過ごしていただける、湯治場的なクアハウスなどの建設も考えられます。また、病気の療養など、西伯病院と連携して温泉治療にも活用できるのではないかと思います。温泉熱を利用した園芸など産業振興や道路の融雪など、利活用は幅広いものがございます。エネルギー問題でも、原子力発電にかわる環境に優しい地熱発電まで期待できるものと思うわけでございます。

このように、温泉開発の成功は南部町にはかり知れない経済効果や町民への夢をもたらすわけでございまして、いやが上にも熱が入り、期待も高まってまいりますけれども、今はただそのような思いを胸に、掘削の成り行きを注意深く見守って、祈っている毎日でございます。議会や町民の皆様にうれしい御報告ができればと期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 青砥日出夫君。

○議員（８番 青砥日出夫君） ありがとうございます。

まず、ＴＰＰについてでございますが、最終はＷＴＯということで全世界ということになるわけですが、このＴＰＰにつきましてもアメリカ主導ということになっておりまして、日本の、一歩中に踏み入れればいろんな制約がございまして、ラチェット条項とか、あのカチカチと回る工具のラチェットで、一歩入ったらバックはできないと、進むしかないということになります。したがって、非常に慎重にやらなければならないというふうに思っておるわけですが、いかんせん、国の指針というものでございますので、じゃあ南部町では何ができるかといえ、議会でも陳情上げたり、町村会でも上げておられると思います。それを、やはり特に農業分野については、この美しい山里が崩壊しないように、平野部はまだいいですが、例えば法勝寺から奥地に行きますと受け手もないような農地がたくさんあるわけです。それを一生懸命耕しながら、草を刈って棚田の整備をし、景観を保っているわけです。したがって、先ほど言いましたように、大企業の集約的な農業などがひとり勝ちするような農政になってはいけないというふうに思いますので、町からも議会からもこぞって声を上げて、反対をしたいというふうに思っております。

まだ具体的なものが何も決まっておきませんので、先ほど町長がお示された我が町に対する影響度なども机上のことございまして、はっきりしたものではありません。また、枠組みもはっきり内容も決まったわけでもございせんし、わからないわけですが、それが決まる前にもやはり声を上げて反対をし続けていきたいというふうに、この件に関しては思っております。執行部に対する質問はございません。

あと、温泉のことですが、温泉に関しましては、私もお百度参りでもして、神社に行きましてお願いをしたいというふうに思っております。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で8番、青砥日出夫君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は10時55分であります。

午前10時40分休憩

午前10時55分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、10番、石上良夫君の質問を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 10番、石上です。議長のお許しをいただきましたので、通告しております2点について質問をいたします。

まず、昨日、東日本大震災から9カ月を迎え、全国で復興の祈り、コンサート等が開かれました。国民の皆さんの一体感を持って、支援の輪を広げるよう私も努めたいと思います。その思いも込めて一般質問をいたします。

まず、南部町における財政について。

南部町が誕生して7年になり、また、現政権への政権交代があり、さらに国においては本年3月11日に発生した東日本大震災復興のための増税に関する議論がなされております。幸いにも、南部町では平成21年度、22年度においては財政調整基金の取り崩しをすることなく、逆に基金の積み立てができていますが、平成27年度から始まる普通交付税の一本化の開始、また、人口減少による交付税の減等、各種の歳入の減少が想定されます。今後の町財政についての見通しについて確認をいたします。また、今後、歳出増加が想定される要因と、その対策をどのように行おうとしているのか確認したいと思います。

細部につきまして、1点目に、合併直後から現在までの財政状況の推移はどのようなものであり、今後どのような推移となるのか。2つ目に、歳入の減少に係る額及びそれについてどのような対策をとろうとしているのか。3つ目に、歳出が増加すると想定される項目及びそれについてどのような対策をとろうとしているのか。4つ目、今後想定される大規模な事業はどのようなものを想定し、それによる町財政への影響をどのように想定しているのか伺いたいと思います。

次に、一括交付金について。

国が用途を定めるひもつき補助金から町の裁量で用途を定めれるようにする一括交付金、地域自主戦略交付金についてであります。実施する方針を政府が定めています。市町村レベルでの実施はいつから適用されるのか、また、これが実施された場合、町にとってのメリット及びデメリットについて確認をいたします。

1つに、一括交付金を実施された場合の、町にとってのメリット及びデメリットはどのようなものが想定されるのか。2つに、現時点における実施の状況はどうか。3つ目、国の事後チェックを重視するとの報道がありますが、どのような基準等が設けられているのか。

以上、2点について質問をいたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 南部町における財政についての御質問をいただきました。お答えをします。

合併後の一般会計予算は、毎年、当初予算編成時には4億から5億円の財源不足が生じまして、基金から取り崩しを行い、予算編成を行っている状況でございます。

特に歳入は、平成23年度当初予算ベースで、自主財源が約24%、残りの76%が依存財源という内訳で、中でも地方交付税や地方債の割合が高い財政構造となっております。合併時には180人であった職員数が、現在133人となり、人件費は大幅な削減となり、合理化の中核となっております。また、地方債の繰り上げ償還や借り入れをすることにより、トータルで約1億5,000万円の削減効果を得ております。このほかにも、事業の見直しなどを行いながら、徹底した経費の削減、抑制に努めてまいりました。

しかし、一方では、合併支援交付金や合併特例債はもちろん、さまざまな補助金、交付金を活用しながらケーブルテレビの整備やふれあいバス運行事業を初めとして、学校の耐震化、大規模改修や図書館、多目的ホール整備に伴う天萬庁舎の改修など、一定の整備を今日まで行ってまいりました。

平成22年度決算では、町税収入が減収となる中、地方交付税や臨時財政対策債などの増収により財源が確保され、比較的良好な決算となりましたが、自主財源の増収や恒久的な歳出削減による改善とは必ずしも言えません。また、経常収支比率については84.5%と、前年比で1.9%改善されたものの、依然として80%を超える高い水準にございます。地方債残高も平成22年度末で84億2,400万円となっており、町民1世帯当たり約220万円、1人当たり72万円の借金がある計算になるわけでございます。償還のピークを過ぎたとはいえ、今後も起債

発行をできるだけ抑えた財政運営を行っていかなければならないと思っております。

また、現在の不安定な国の政治情勢や超少子高齢化に突入することにより、人口の減少は今後の財政運営に大きな影響を与える不安要素の一つとなっております。さらに、平成27年度から始まる普通交付税の一本算定による大幅な減少を想定した財政運営に努めなければなりません。今後もこのように極めて厳しい財政状況であると考えておりますので、今まで以上に業務の見直しを行いまして、将来にわたり、子供や孫にツケ回しはしない持続可能な財政基盤を確立する取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、歳入の減少に係る額、及びそれについてどのような対策をとろうとしているのかということでございますが、まず、長引く経済の低迷により税収の伸びは期待できない、今後も減収となる見込みであります。また、平成26年度で合併算定の交付税の優遇措置が終了することになりまして、平成27年度から5年間で段階的に一本算定に移行していき、交付税が減少してまいります。これによる影響額は、人口が1万2,000人を切ることによる影響額と合わせますと、現在の試算で約5億1,000万円に上ります。

この対策につきましては、合併直後から、近い将来、行政があらゆる公共的サービスを提供することには財政的にも人力的にも限界があり、公共的サービスの担い手になる新しい公共の実現が必要不可欠であると感じておりましたので、地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという趣旨で、住民と行政が適切な役割分担のもとに協働して進める組織として地域振興協議会の設立を提案いたしました。平成19年の設立から現在まで、地域振興協議会の取り組みや成果については議員の皆様にはその都度報告なり協議をさせていただいているところでございますので、御案内のとおりでございます。地域主権を実現するためには、この地域振興協議会の存在が欠かせないことは御理解いただけたと思いますし、財政的にも協議会の組織化に費やした金額以上の大きな成果となってあらわれていると感じております。

また、歳入をふやすためには企業活動の活性化や誘致も必要であり、新たな雇用創出によって町の魅力を高めていくことで、町内に住んでいただけるような施策を展開していかなければなりません。今後も町内誘致企業や南部町商工会と連携して、引き続ききめ細かい支援を続けてまいりたいと考えております。

また、現在、民間主導で計画が進められている阿賀地区の商業施設の進出は、100名程度の雇用が予定されておまして、地元雇用の場の創設や経済の発展にも大いに期待するところであります。このように、新しく雇用の場が生まれ、これによって人口がふえることが町の活性化のためにも非常に大切なことであると思っております。

3 点目でございます。歳出が増加すると想定される項目及びそれについてどのような対策をとろうとしているのかということでございますが、今後、人口と税収の減少を前提に、少子高齢社会が必要とする、多様で高度化する住民ニーズにこたえる自治体経営を行っていかねばなりません。それに伴い、当然社会保障費の増加が考えられます。現在、社会保障・税一体改革の議論が行われておりますけれども、今後の社会保障のあり方を考えるに当たっては、人口の高齢化や支え手の減少に対応した持続可能なものとするのが重要でありまして、給付と負担のあり方に加え、就業対策による担い手の拡大、関連する施策なども視野に入れて、一体的な見直しに取り組まなければならないと思います。

また、制度の枠にとらわれず、地域の創意工夫を生かした住民福祉の向上のための施策の実施や、NPOやボランティアの育成などを含む、地域における福祉基盤の強化にも努めることが必要ではないかと考えております。今後も国や県の動向に注視しながら適切に対応をしていく考えでございます。

4 点目に、今後想定される大規模な事業はどのようなものを想定し、それによる町財政への影響をどのように想定しているかということでございますが、今後想定される大規模事業としましては、当面、防災無線のデジタル化が上げられます。現在の防災無線はアナログ方式で、整備してから既に20年以上過ぎておりまして、毎年戸別受信機の故障がふえてきている状況であります。

また、アナログ戸別受信機の製造も2年後には中止になる予定で、今後維持管理をしていく上で大きな問題であります。防災上はもちろん、役場からの情報伝達手段として最も重要な設備の一つでございますので、早急に改修をしていかねばならないと思います。改修に当たりましては、合併特例債などを利用して、平成26年度までに整備を行いたいと考えております。平成24年度で設計業務を行う準備をしておりますが、全体の事業費は3億円程度かかるのではないかと考えております。

そのほか、施設の老朽化に伴い、大規模な改修などが考えられますが、当面は適切な維持管理を行いながら施設運営を行ってまいりたいと思います。また、長期的には、学校統合も考えなければならない時期が来るのではないかと考えております。

このように、今後も厳しい財政状況が続くと予想されますけれども、今以上の効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、一括交付金についてでございます。

昨年6月に、民主党のマニフェストを受けた内閣府の地域主権戦略会議で、地域主権戦略大綱が閣議決定をされまして、一括交付金化の具体化の方向が決められました。今年度は都道府県向けに投資補助金の一括交付金化が取り組まれておりまして、規模としては5,120億円となっております。

一括交付金が実施された場合の町にとってのメリット及びデメリットはどのようなものが想定されるのかということでございますけれども、まずメリットとして上げられる点としましては、各省庁の枠にとらわれず、できる限り大きなブロックごとに地方自治体が自由に使い道を考えて決定することができるようになることです。これにより、地域の知恵や創意が生かされ、効率的かつ効果的に財源を活用することが可能となります。同時に、一括交付金をみずからの責任と判断によって、どの分野にどう配分していくかを決定し、説明していかなければなりません。これまで国の補助金体系に合わせて事業を組み立て、いかに多くの補助金を確保するかに全力を挙げてきた地方自治体にとっては、大きな変革を迫られることを意味することになります。

次に、デメリットでございますけれども、今回の一括交付金は、これまでの補助金体系にはなかった地域独自の単独事業には対象とならないとのことございまして、小規模自治体にとっては少なからず不満の残る結果ではなかったかと思います。また、自主裁量で用途を決定するといっても、今動いている補助事業が動かなくなるのは困りますので、国が政策的に行う事業についてはルールで決められた額を別枠でしっかり確保し、その部分を内訳として示す必要があると思っております。さらに、事業の執行段階では、内閣府から各担当省庁に予算が移しかえられたために、地方自治体は各省庁に対して、従来の補助対象事業の執行と同じような事務をしなければなりません。今後の改善が見られないとすれば、よりよい一括交付金制度の構築などを目指しまして、国に対し意見や改善要望を主張し続けることが必要であると思っております。

次に、現時点での実施状況でございますが、今年度は国土交通省や農林水産省などが所轄する都道府県向けの投資的補助金5,120億円分を統合して創設をしまして、都道府県が道路新設や防災事業など、国が用意した事業メニューの中からどれに交付金を使うか自由に選べるようになりました。また、11月29日の閣議で、来年度は対象を政令指定都市まで拡大し、8,000億円を目標とする方針が示されました。この結果、南部町への拡大は平成24年度は見送られることになりました。この原因としては、用途について地方の自由度が高いが、その時々事業量に応じて補助金をもらうのが好都合との声、例えば学校の建設などのように、一度に多額の資金が必要であるときには一括交付金より補助金の方がよいというような都合のいい意見が小規模市町村で根強いことを踏まえたために、来年度は政令指定都市への拡大にとどめたということござ

います。

しかし、地域のことは地域で決める、地域主権確立のためには、国の関与が極めて高いひもつき補助金の廃止と一括交付金化の取り組みがぜひとも必要でありまして、一刻も早く道筋をつけて、真の地域主権改革につなげてもらいたいと思っております。

最後に、事後チェックの基準についてどのような基準が設けられているかということでございますが、基準などにつきましては国からまだ具体的に示されておりませんが、今までと同じように担当省庁が実施状況を点検し、PDCAサイクルを通じて制度の評価、改善を図っていくことになるのではと思っております。その際、会計検査院の検査も活用すると明示されていますので、国の考え方とずれが生じた場合、一括交付金の返還などが発生する可能性も排除できません。交付金要綱などで国の厳しい関与、枠が付き、結果として地域が自由に使えることが危惧されております。町としまして、今後の国や県の動向を見ながら的確な情報収集に努め、一括交付金をうまく活用しながら適切な財政運営を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） ありがとうございました。

過去の、18年の6月議会、この町長答弁で19年度予算編成の厳しさとともに交付税制度の変革により見通しが予測できない、また、20年の9月に提出されました財政推計の説明の中でも、三位一体の改革等で交付税増減が不明であり、いずれにしても厳しい財政運営が求められるという報告がありました。私どもも、そのときにも今後は厳しい財政運営、大変厳しい地方の時代になると、皆さん危機感を持ったと思います。

ちなみに、平成16年の合併時、決算ですけど、そして22年の決算状況をちょっと調査してみました。16年の歳入が77億9,300万円、地方交付税の配分が30億8,700万円、起債額が91億6,300万円、職員数が180人おられました。基金残高は、財政調整基金、減債基金、また、その他目的基金を含めまして17億円、こういう状態でした。

平成22年、歳入が74億7,700万円、地方交付税35億2,000万円、起債残84億4,600万円、職員数131名。ちなみに、今議会の初日に報告されました職員数は126名でございます。基金残高28億6,600万円。この中で地方交付税は、合併算定もありますが、約5億円弱の増加でございます。起債残は7億1,700万円の改善、職員数はマイナスの49人の減、基金は約11億6,500万円増加しております。

過去の財政推計で見ますと、基金が毎年取り崩し、平成22年を過ぎますと逆に赤字になると

いうことも予想されておりまして、大変なことになるという思いがありました。特に、起債の残高が約7億2,000万円改善されたということで、非常に安心して公債費の年々の償還も、22年がピークでしたか、ピーク過ぎてもまだ高い状態ですけど少しは楽になると。また、職員の皆さんにも大変御苦労かけました。平成12年の地震の発生により、借入金の返済に多くの職員の皆さんに長期間御協力いただきました。また、退職勧奨やいろんな、これはぜひ今でも苦しくてもするべきですが、職員の皆さんも180人が22年には131人と、約50人削減されました。大変厳しい時代で、必要なことではありますが、この辺の苦しいときのことを思い出していただきまして、今後のこともありますので、どういう思いでこの16年から22年、行政執行してきたのか、一言伺いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。合併をいたしまして今日までの財政運営につきましては、非常に厳しいといえどどこへ出しても間違いないような状況でございますが、その厳しさの中にも合併にかけた皆様方の思いや夢や、そういうものを実現をしながら、そうは言ってもやっぱり合併後の南部町が財政的にもきちんと見通しの立った町として自立していくようにいろんな面に気配り、心配りをしながら進めていかなければならないというのが私の思いでございます。

特に、先般の、平成20年の選挙のときにははっきり打ち出したわけですがけれども、子供さんや孫さんにツケ回しをするようなことだけはやめんといけんと。調子のいい施策を打ち出して、子供や孫にツケ回しをするようなことは、もう国の状況からいっても非常に危ない橋であります。そういう政策をとってはいけんということを訴えをしてまいりました。

そういうことで、先ほども申し上げましたように、行政改革に取り組んだわけですがけれども、その行政改革の中核をなすものは、やっぱり職員の人件費の削減ということが中心になっております。そういう意味で、私は職員の皆さんの御理解と御協力に本当に感謝をいたしておりますけれども、一部申しわけない気もいたしております。

それから、職員の数が少なくなるということは、そのまま行政サービスの低下に直結しがちでございますので、ここに何とか工夫がないのかなということでいろいろ考えましたが、その一つの答えが、地域振興協議会という住民の皆さん方みずからが参画をしていただく、そういうことにおいて、この職員の減少にも耐えられるような地域づくり通じて南部町の発展を今後目指していこうと、こういうことを考えたわけでございます。

先ほども申し上げましたように、幸いに皆様方の御協力をいただきまして、順調に運営がなされておるということで、合併の成果を感じながら、そしてまた持続的に発展できる町というもの

をお互いに確認しながら、新しい南部町の発展をみんなで標榜できるというところに持っていきたいわけでございます。

先ほど、地方債の残のことをおっしゃいましたので、もう少し詳しくお話をさせておいていただきたいと思います。これは特別会計ではなくて、普通会計レベルの話であります。普通会計で平成16年度末に91億6,350万円の、両町合わせて借金がありました。これ、ずっと返してきたわけですが、平成22年度末で84億4,616万5,000円ということで、7億円以上の起債の減少をこの間やってきたわけでございます。

そして、随分大きな額なんですけれども、この起債の額の中には今後、国が責任を持つと、したがって、市町村の方で借りておけという臨時財政対策債など、さまざまな政策によって国が保障しているものがございます。そのものが49億3,676万6,000円という、約50億円、84億の中に国の保障分があるわけであります。これを引きますと、南部町が責任を持って戻さなければならない借金の残額というものは約35億円でございます。35億円の中から、基金を持っておりますので基金を引き、さらにいろいろな事情があって別なところから財源調達ができるものを引いたりいたしますと、平成22年度末で約3億円まで詰めてきております。したがって、今年度、23年度に借金を戻し、新しい起債の発行を少なくして、大体今までどおりの財政運営をやっていけば、特別な事情がない限り、今南部町が御破算になっても大体プラス・マイナス・ゼロでいけると、こういうところまで財政状況を詰めてまいりまして、将来的にわたって子供や孫に大きなツケ回しをしない、そういう町の財政状況に今、至ってきたわけであります。

あとはやっぱり国が約束をしたこの交付税措置という名前で、従来さまざまな約束していただいておりますので、これを何としても守っていただくということが前提でございます。ここまで詰めてきておりますが、これは議会を初め、職員の皆さんや住民の皆さんの本当に御協力のたまものであるというように改めて感謝を申し上げておきたいと思っております。そういう思いで財政運営を続けてまいりました結果が、このような先の見通しのきく状況になりましたので、御報告を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 今の町長の答弁を聞きました。きょうの議会は町民の皆さんも聞いておられます。ぜひとも町民の皆さんが、安心言ったらおかしいですけど、持続できる町政、これは行政にとって必然的に行うべき当たり前のことです。このためにもこういう場を通じてどんどん発信していただきたいし、また、これからの将来に対してもこれからもますます発信していただきたい。

町の起債分が84億のうち約50億円あるということで、それほど言ってもおかしいですけど、本来起債なしが一番いいですけど、そういうわけにならないと、現実的にね、思います。これからも、特に27年、それから5年間かけて20%ずつ減額、5年間過ぎたら一本算定で、5億1,000万でしたか、お話がありました。これはもう明白なことです、さらに厳しい財政運営を求められると思います。

それと、本当に職員の皆さんには大変御負担をおかけしました。知識、経験の豊富な職員の皆さんが退職するということは、本当に私も残念だし、本当に申しわけない。定年までぜひとも頑張っていたきたいという気持ちも十分にあります。今議会で報告されましたように、126名、この数字は財政推計の平成26年、これに当たりまして、職員の減少が予定より早く進んでおるということもあります。先ほど町長から、地域振興協議会等でまたその経験、知識を生かしていただきたいというお話もありました。本当に、心から残念な気持ちもありますが、次の場面でまた皆さんの御活躍をお願いしたいと、こう思っております。

次に、2番目、歳入の減少に係る額、これについて再質問したいと思いますが。メディアで放送されておりますように、平成23年度末、来年の3月ですけど、このときには国の借金、いわゆる国債、借入金、短期借入金の合計が約1,000兆円を超えと言われております。本町におきましても、先ほども町長答弁ありましたように自主財源、これは少子高齢化、また労働力人口の減少等によりまして納税者が減少していくということも明白でありまして、先ほど人口増加策、これが今後重要になると思います。今でも人口促進施策、今でも新しく土地、また家屋を求められた方に固定資産のかかる分を5年間交付するという施策が打ってありますが、私はさらにこれをもうちょっと進歩させることはできないか。

この西部地区で人口増があるのは日吉津村、あとの町村はいずれも減少です。日吉津がプラスの7.4、本町は4.3マイナス、また、山間部では2けたの減、西部で平均マイナス5.32%の人口減少、これになると言われております。これは2005年から2010年の統計でありますけど、いずれにしましても、本町も16年の合併時、約1万2,300人が22年末には約1万1,700人と、明らかに減少が始まっておりますので、この減少率をいかに少なくさせるかということが今後の行政施策になると思いますが、先ほど企業立地も言われました。非常に厳しい時代で、企業立地も大変だと思います。

私はここに南部町定住促進奨励金交付要綱がございます。この中で、私はさらにもう一つ進められないのかという思いが強くあります。一つに、この要綱によりますと、土地も本人名義でなければいけないという、要綱の中にありますが、親御さんの土地、これに住宅を建築したら、こ

れも対象にならないのか。それと、私の方にもアパートが建っております。わずかな数ですけど、若い世代、例えば35歳ぐらいの若い人たちがアパートに入居したら家賃を20%程度でも補助できないのか。そして、空き家の情報等を、これはもう既に実施済みかわかりませんが、これも全国に発信できないか。また、発信して応募があれば、交通費の補助でもできないのか。そして、いずみ区に県住の跡地があります。面積数はわかりませんが。ここにアパートでも建設して、人口増に向かえないのか。今、頭の中にまだあると思います。こういうことが浮かんでいますが、それについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。さまざまな人口増というんでしょうか、町づくりの提案をいただきました。ありがとうございます。

定住促進奨励金でございます。親御さんの名義でも対象にならないかということでございます。この定住促進奨励金でございますが、これは他町にない南部町の特徴ある施策でございます。非常に皆様に御利用いただいているところでございます。全体的に見ますと、平成12年からこの奨励金制度ができておりまして、208件、新たに南部町にお住まいの方がこの制度を使われて、定住をされてございます。

その奨励金の拡大ということでございますが、まず、他にない特徴でございますので、この周知をまず、まだまだ周知が足りないというふうに考えておりますので、周知を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

そして、35歳ですか、若い人の家賃の補助だとかということでございます。非常に有効なお考えではないかと思いますが、すぐにこの施策をどうということはございませんので、検討をさせていただきたいと思います。

空き家情報につきましては、既に情報を収集しながら、照会されたところにつきましてマッチングをしているというところでございます。その成功というんでしょうか、1件、直近でございますけど、ございました。それは福島の方からおいでになりまして、御家族の方が南部町に今、アパートに住んでいらっしゃいますと、マンションに住んでいらっしゃるというような、そういうマッチングの例もございますので、これらもホームページなりにそういう空き家情報なども掲げながら情報の収集と情報の提供というものを考えてまいりたいというふうに思います。

いずみ区の県営住宅の跡ということでございます。これらにつきましても住宅施策というんでしょうか、定住に利用ができますように検討の方、進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 確かにこの南部町定住促進奨励金交付要綱、住民の皆さんが周知されているとは思えません。私もこの要綱、恥ずかしながら初めて見ました。この12月から年度末かけて、各地で部落の集会等もされます。ぜひとも地域振興協議会を通じて皆さんに周知できるように頑張っていたきたいと思います。

それと、この12月議会で、補正で計上されております企画課ですけど、事業の目的として人口の流出を抑止し、人口増を図る、いわゆる定住促進事業、この中で年2回、大阪で開かれます鳥取県のターンビッグ事業の相談会参加、そして古事記編さん1300年を記念した吉本のユウトさんによります南部町の紹介、これ等もやっぱり私はどんどんするべきだと思います。何もしなければ定住促進は図られない。私はどんどん、こういうものを通じて鳥取県、そして南部町をアピールしていただきたい、強く望んでおりますので、企画課長もちょっと男前にして、大阪でも出かけて、発言を頑張っていていただきたいと期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、3番ですけど、今後歳出が予定される事業、無線ですね。年数も非常に経過して大変だということで、実は私の地区も今、地区を有線で放送つないでおります。これももう25年以上経過しておりまして、故障だらけです。それで、無線を見積もりとりましたけど大変高価で、なかなかできないということで、修理しながら運営をしておりますけど、この防災無線のデジタル化、かなりの事業費もかかるということでございますが、今、CATV、これが残念なことに全戸に設置されていないということで問題もあると思いますけど、CATVを活用できないのか。これはどういう今の認識なのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。防災無線をケーブルテレビ、CATVを使った防災無線というんでしょうか、そういったものがないかということでございます。

検討のうちには入ってはございますが、先ほども3億円というような、デジタル化をすれば3億円程度必要ではないかということを町長、答弁で申し上げましたが、このケーブルテレビをまた一緒にやろうとすれば、もうあと一、二億というような経費もかかるというように承知しております。ですが、実際これだということを決めたわけではございません。24年度に実施設計などに入りたいということを計画してございますので、それらも含みながら、総合的に防災無線というデジタル化に向けての検討に入りたいというふうに思っておりますが、経費がかなりかかる

ようでございます。

。以上です。

○議長（足立 喜義君） 石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） しっかり精査していただいて、議会にも全協等で説明もあるし、最終的には議会で決定するということですが、住民の皆さんにも今の状況、故障が多いと、経費がかかると。機器がもう2年したらできない、生産中止ということも、これも周知いただいて、御理解をいただいて、有効な防災等の放送をこれからも行うというお願いをしたいと思っています。

順番が何か狂ってしまいましたけど、いずれにしても、平成27年以後、5億1,000万、最終的には。交付税の減額があり、このことがはっきりとわかっていることございまして、町民の皆さんにもこのこともしっかり御理解いただく必要があると思います。

11月に議員研修行ってまいりました。その中で、財政危機を自治に見直すチャンスというお話もいただきました。これを少し読んでみたいと思います。

まず、財政は政治の過程そのものである。財源の配分過程で既得権をほとんど必然的に生じる。例えば一度補助金を交付すると、補助金を受けたものは翌年度も補助金を欲しいとし、いつしか当たり前のようになってしまう。続いていきますが、どのように既得権というしがらみを断ち切れるか、これが財政再建のポイントになる。例えば財政再建団体という大義名分により、従来のような住民サービスの供給ができないことが明らかになるとともに、実際に住民サービスの水準を引き下げることが可能になる。進みますと、財政再建のための痛みが住民にはね返ることで住民と自治体、さらに住民間の危機感の共有につながる。

次に、自治の観客から当事者へ。単に要求して受益だけを考えればよいという、自治の観客という姿勢から、みずからが自治の当事者であり、自治のための負担や責任を果たしていかなければならないという自治意識の変化につながる。

最後に、住民みずからが公共社会の一員として、自治体において何ができるのかという公共心のもと、公共的な活動に積極的に取り組む契機になる。こういうことを神戸でお話しいただきました。これについて、町長の御認識はどうか、伺ってみたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

いろいろお話しになりましたけれども、確かに一度補助金がつけば既得権というような概念が発生して、それを守ろうとすることになるわけございまして、これは財政、行財政運営をする

立場としては、特に気をつけていかなければいけないことではないかなというように思っております。今のところ、南部町におきましては、3年程度で区切って交付をするというような工夫をしたり、それからPDCAというような、成果がどのように上がっているのかというような観点を職員自身も持っておりますので、そういうことで指導もさせていただいているわけでございます。

それと、財政再建団体、いわゆるそういう再建団体に、過去に旧西伯町は陥ったということがありまして、その折の経験談なども、私も前の町長さんなどから、あるいは課長さんなどからも聞いております。そういう劇薬をもってやればそう一気にさまざまな改革が進むということでもありましょうけれども、やっぱり町長としてはそういう手段をもって改革を進めようというようなことでは、私はこれはだめではないかなと。やっぱり現状をできるだけ認識をしていただいて、御理解をいただく中で御協力を賜っていきたいと、決して財政再建団体になりたいというようなことには考えてはいけんと思っております。いかに再建団体にならないように、迷惑かけないようにしなければいけんということを旨としております。

結局、昔、ちょっと前は、やっぱり行政のことは役場に任せておけばいいと、あるいは議会に任せておけばええと、町長や議会がうまくやあわいという、いろいろ言ってもお任せ民主主義のようなことだったのでないかなというように思います。

それから、行政の方も難しい、例えば財政用語や行政用語を使って住民の皆さんに説明をするといっても、なかなかこれは関心のあるお方については積極的に聞いてもいただけたと思いますけれども、一般の住民の皆さんはなかなかそうはいかないという現状がありまして、結局、請負の民主主義といいたいでしょうか、任しておくと、間違いないようにすると、いいぐあいになると、お任せ民主主義と請負民主主義で大体うまくそれでも回ってきたという現実があったと思います。しかし、近年、非常に厳しい財政状況で御無理を言わないけんやになったり、そうしますと必ず、何で自分の補助金がカットになるのかというようなことを疑問が生じてまいります。

それから、高齢社会を迎えてお仕事がなくて、やっぱりこういう問題に改めて関心に向けられる住民の皆さんもたくさんふえてまいりました。それから、社会全体が公的負担を従来とは違って徐々にしていかなければいけない、そういう状況になれば、やっぱり自分の納めた税金がどのように使われるのかというようなことについて、いやが上にも関心が高まってくるということもございます。それから、地方分権とか地域主権の国、地方を通じた大きな流れもあるわけございまして、トータルで住民の皆さん自身が自治の当事者になって、新しいまちづくりにみずからのこととして、任せておけんと、お任せではいけんということになってきたというように思って

おります。

それから、行政自身も請負しても、とてもじゃないけど、これだけ多様な行政要望、需要に任せてごせと言って、こたえられるだけのスタッフもおりませんし、やっぱり住民の皆さんの御意見を聞きながら進めた方がはるかにやりがいもあるし、達成感も到達度も高いというように思うわけでして、そういう双方のことから、やっぱり住民参画というようなまちづくりを進めていくべきではないかというように思っておるわけです。たびたび申し上げますけれども、そういう意味において、南部町では地域住民の皆さん方が身近なところに行政参画できる場として、地域振興協議会というものを設けております。昨日も南西伯の方では、もちつきをして独居高齢者の皆さんなどに子供たちが配って歩いたような行事があったようですけれども、本当に四、五十人も大人の方が両地区から集まられて、一緒にもちをついて、子供たちがそれをまた高齢者のところに配るというような、本当に住民の皆さんみずからの活動が今、芽生えつつありまして、私はこういう取り組みを進めていけば、決して国と一緒に倒れてしまうような町にはならない、自立して将来が展望できる南部町になるだろうと、このように思っておるところでございます。そういうことを申し上げて、答弁といたします。

○議長（足立 喜義君） 石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） ありがとうございます。

町長から力強い答弁いただきました。ぜひとも行政、議会、そして住民の皆さん、全体で本町がいつまでも元気で明るい町に続いていけるよう、私どもも一生懸命ともに頑張りたいと思います。

最後に、一括交付金の説明を受けました。市町村は本来24年度から予定されておりましたが、25年度以降になるということでもあります。ぜひとも地方六団体、また市町村会で、またいろんなことを研究し合って、一括交付金については実のあるものにしていただきたいと思います。

最後に総務課長、ちょっと寂しそうな顔しておりますので、新しい財政推計、私はこれを出すべきだと思いますが、ぜひとも前向きな答弁で、出すということで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。気を使っていただきましてありがとうございます。

議員おっしゃるような形で進めてまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 以上で10番、石上良夫君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は午後 1 時。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

休憩前に引き続いて、一般質問を行います。

続いて、12 番、秦伊知郎君の質問を許します。

12 番、秦伊知郎君。

○議員（12 番 秦 伊知郎君） 12 番、秦伊知郎です。議長のお許しを得ましたので、通告のとおり、2 点について質問させていただきます。御答弁の方、よろしくお願いいたします。

まず最初に、伯耆の国についてであります。社会福祉法人伯耆の国の 22 年度事業報告に、伯耆の国設立から 8 年が経過し、サービス体制や資質の向上への取り組みにより利用状況も安定しつつあります。このことは、地域住民が安心して生活する上でなくてはならないサービス事業者として認知されつつあるものと思われます、とあります。住みやすい町、住んでよかったと思う町、福祉、介護、医療の充実、は、町長が町政を推進するバックボーンの一つであり、それを形にしたものが社会福祉法人伯耆の国の設立であり、特別養護老人ホームゆうらくの開設ではなかったかと考えます。8 年間、理事長として運営に携わってこられましたが、ことしの 6 月で退任されました。法人設立時からきょうまでを振り返り、どのような思いなのか、また、今後、伯耆の国はどのように発展してほしいとお考えなのか、伺います。

次に、グループホーム建設であります。伯耆の国の事業報告書では、各種状況の変化に伴い法人に対する期待も大きくなってきており、新規事業への取り組みが具体化した 1 年でもありました。グループホーム建設につきましては、平成 23 年度建設を目指し、各種申請、設計打ち合わせ等、具体的進捗が図られつつあり、認知症対応の推進が図られることになり、大きな期待が持たれているとあります。年々増加する認知症に対応すべき施設の開設は喜ばしいことであります。今議会の補正予算にも、ゆうらくグループホーム棟他建設事業として提案されています。伯耆の国から町に示された事業計画の内容についての説明を求めます。

次に、ゆうらくの土地、建物についてであります。8 月 29 日の全員協議会の説明、また、9 月議会での一般質問の答弁で、売却、譲渡との方針で、早い時期に議会と相談して進めていきたいというふうにありました。今議会の議案、ゆうらくグループホーム棟他建設事業の事業説明

で、貸し付け対象事業費の中に用地取得費 1 億 7, 5 7 0 万円、これは既存用地の取得も含むとありますので、土地は売却の方針だろうと、そういうふうに思います。

私は売却に対しては賛成であります。ゆうらくは、今も将来も南部町落合 4 8 0 番地で事業活動をされるわけでありますから、その土地を他に活用することはできません。適正な価格で売却できれば財政上からもメリットがあるというふうに考えます。建物もメンテナンスについては、今後生じるであろう改修、介護ニーズに合った改築等を考えれば、いつまでも町で所有するメリットはないというふうに考えます。建物は譲渡し、土地、建物一体で伯耆の国が活用されていけるのが合理的と考えます。

再度、売却、譲渡に対しての町の考え方、方針、議会に提案される時期についての説明を求めます。

次に、再生可能エネルギーについてであります。県は、ソフトバンクが構想するメガソーラーの候補地として米子市の崎津地域を提案していましたが、全国で 1 0 数カ所選定の建設予定地に決定とのことであります。これと並行して、国会で再生可能エネルギー法案が可決したことを受け、同地区以外の候補地の情報収集を開始、8 月に県内の市町村に対して遊休地など適地がないか、情報提供を求めているとのことであります。県が市町村に示されたのは、どのような構想なのか。また、候補地として町が提案された地域はどこなのか、説明を求めます。

次に、小水力発電についてありますが、県企業局は河川や砂防堰堤などから集水する、出力 5 0 ないし 2 5 0 キロワット規模の発電所を検討中で、適地を複数調査とのことであります。現在、8 カ所の小水力発電を運用されており、今年度は賀祥ダムを利用した小水力発電の実質計画に着手するとありますが、町に示された事業計画の内容についての説明を求めます。

県の事業計画につきましては深い関心を持っておられると思いますが、この発電システムは水量、地形等どのような環境の中でなら実用化が可能なのか伺います。また、茨城大学の小林教授は、議員研修誌「地方議会人」の中で次のように述べておられます。

1 0 0 キロワット級の小水力発電所の建設には、1 億から 2 億円が必要である。施設整備には、測量設計、土木、機械、電気等多様な業種が必要であるが、規模が小さいため地域の企業参入が可能である。概算であるが、小水力は出力 1 0 0 ないし 2 0 0 キロワット規模で、年間 1, 0 0 0 万円程度の売り上げ。さきの国会で成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が施行され、固定買い取り制度が導入されれば 2, 0 0 0 万円程度の売り上げも可能というふうに述べておられます。小水力は、1、エネルギー変換効率が高い。2、設備稼働率が高い。3、出力の変動、急変が少ない。4、電気量が予測、制御しやすい。5、環境イ

ンパクトが小さいなどの特徴を持ち、50年間以上稼働する施設が実存するように、持続的で完成度が高いエネルギー技術であるというふうに述べておられます。

我が国でも、公共施設に設置された太陽光発電、一般家庭へのソーラーシステムへの補助、法勝寺庁舎に導入された木質ペレットだきボイラー、電気自動車の購入等、新エネルギー、再生可能エネルギーに対する取り組みがなされていますが、県の小水力発電の実施計画着手は大きなインパクトを与えてくれ、地域活動、地域活性化の力となると考えます。町としても積極的にかわっていかれるよう要望いたしますが、いかがでしょうか。以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、伯耆の国理事長を6月に退任されたんですが、この8年間の思いを述べてみようということでございます。社会福祉法人伯耆の国は、平成15年に旧会見町と西伯町の500万円ずつの出捐によりまして設立をした法人であります。設立時の定めによりまして、西伯町長であった私が理事長に就任し、以来、本年6月まで8年間にわたって務めさせていただいてまいりました。御存じない方も多いと思いますので、経過などを含めて答弁をいたして、果たしてまいりたいと思います。

旧西伯町には、鳥取県立の特別養護老人ホーム有楽苑がございました。県で最初に建設されたもので老朽化が著しく、平成7年、西伯町長に就任した直後から建てかえを要望してまいりました。今は亡き生田泰治先生に御同行していただきまして、西尾知事に要望したときのことを今でもよく覚えております。

弟の西尾知事に向かって、知事さん、西伯町に老人ホームを建設したときに、石破知事から、生田君、君は今度の選挙で落選するぞと言われた。お年寄りを老人ホームに入れるということは、うば捨て山の故事に似て、支持者を失うという意味だ。世間がそのような認識のときに、来る高齢社会を見越して誘致したものだ。今では待機者までいる状況にあるが、最初に取り組んだので苦労も多かった。月日が経過して施設が老朽化し、利用環境も施設基準も合わなくなり、見るに忍びない。この際、新しい施設に建てかえをお願いしたいと、切々とお願いしていただいたことを思い起こします。県では、県下3施設の県立町営の特別養護老人ホームを町に移管することとして、必要な支援をすることとなったのであります。

当時、一番困ったことは、運営において6,000万円以上の赤字が発生していたことであります。このまま町営で運営しても赤字のつけかえを行うだけとなり、町民の御理解を得ることはできないと判断しました。また、100名定員のうち約半数が町外のお方で占められておりまし

て、そのような施設に町費を投入できるのかということも、乗り越えなければならない大きな課題でありました。このような課題に加えまして、平成11年には片山知事が就任なさいまして、西尾知事と大方まとまっておりました県の支援策に大なたを振るわれたのであります。

また、平成12年には介護保険制度がスタートして、特老の運営は介護保険制度のルールの中で行われることとなりました。大きな課題と流動化する情勢の中で、ない頭を絞った結果が運営を独立採算で行うため社会福祉法人に移しかえて、その法人が建設に必要な町の財源を経営努力で賄うということをごさいました。また、在宅と施設サービスを一体的に提供した方が利用者にとって安心できると考え、在宅サービスを提供してこられた西伯町と会見町の社会福祉協議会のヘルパーさんや、地方公務員として老人ホームにお勤めの寮母さんにも、退職をして新しい法人に身分移管していただいたのであります。平成15年2月には社会福祉法人伯耆の国が設立登記をされ、あわせて5月には特別養護老人ホームゆうらくも竣工し、新たな出発をしたのでございます。

新法人は、両町から出捐していただいた1,000万円の資金しか手持ちがありませんし、介護報酬も三月おくれぐらいに収入されるというような事情から、当初は資金繰りが大変で苦労しました。銀行と交渉し、長期資金を借り入れすることとしましたが、法人として担保に入れる財産は何もありません。銀行の御理解を得て、坂本昭文が個人で保証する変則的な形で、最終的には2億8,000万円の資金を借り入れて運営をしてまいりました。もちろん伯耆の国が返済して、残債はあとわずかになりましたが、いつも大きな責任を背負う形でプレッシャーになっておりました。町長との兼職を批判されるお方があり、その都度説明してきましたが、莫大な借金を抱え、その保証をしていることから、簡単には役員をやめられない事情があったということでございます。

本年6月に、役員の任期満了による改選が行われました。借金返済の終わるまでは理事長職にとどまって責任を果たさなければと考えてきましたが、銀行から、伯耆の国は経営状況がよいので、どなたが理事長になられても資金融通をしますと言っていました。また、来年3月には、設立当初から頑張ってくれました参事が60歳の定年で退職される年齢となっており、引き続き法人運営をお世話をしていただく内諾を得たことから、理事会にお諮りし、参事に理事長職を引き受けていただくこととなったのであります。

なお、私が保証人になっていること、残債があることから、私も理事として理事会にはとどまらせていただいております。

以上、今日までの経過を申し述べましたが、振り返ってみると、今日あるのは実に多くの皆様

の御理解と御協力のたまものであると感謝にたえないところでありまして、ここに関係者の皆様に改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

社会福祉法人伯耆の国は、介護保険サービスの提供事業者として、南部町になくてはならない法人として、さらには町から2つの保育園の指定管理者として指名を受けるなど、大きく発展してまいりました。170名を超える皆さんの雇用も実現し、社会的な使命を担って、町の発展とともにさらに大きく発展していったと願っております。理事長を退任しましても、私の苦勞の人生とともにあった伯耆の国の成長を見詰め、これからも応援していきたいと考えているところでございます。

以上、理事長退任で8年間の思いを答弁させていただきました。

次に、グループホームの事業内容などについてでございます。このたび、社会福祉法人伯耆の国が計画、実施されますグループホームは、地域密着型サービスを提供するためのものです。地域密着型サービスは住みなれた地域での生活を支えるためのもので、認知症の要介護者が施設に入所して、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスでございます。原則、南部箕蚊屋広域連合管内の住民の皆さんが利用できるサービスでございます。南部箕蚊屋広域連合管内の平成23年4月1日現在の特別養護老人ホームの待機者は190人おられまして、そのうち在宅の方は42人でございます。整備状況といたしましては、伯耆町がベッド数229床、日吉津村は58床、南部町が124床で、そのうち認知症グループホームは、日吉津村に18ベッド、伯耆町に18ベッドと、南部町へ整備が急がれる状況にございました。町では年々増加する認知症高齢者の問題解決のために、さまざまな施策を講じておりますけれども、御家族のみでの対応では限界もあり、南部町内にはこの施設がございませんでしたので、グループホームの必要性が高まっていたことから、伯耆の国の事業として取り組んでいただくこととしたわけでございます。

伯耆の国から提案された計画内容でございます。整備予定地は南部町落合480番地。利用定員は2ユニット、18人、建物の構造は鉄骨づくり平家建て、延べ床面積は714.72平方メートルという内容で計画が進められておりましたが、計画の進捗状況の中で入札が行われましたけれども、応札するには至らず、このような設計を再度見直しまして、再度設計、そして入札を行いまして、来年6月ごろにオープン目標に取り組んでいるという報告を受けております。

次に、2つ目の質問で、ゆうらくの土地、建物の売却・譲渡ということでございますが、この質問をされます経緯は、本年の9月議会で亀尾議員の御質問にお答えした中で、将来的に土地と建物を伯耆の国へ譲渡したいと、旨の答弁をいたしましたので、そのことの具体的にお尋ねだと、

このように存じます。

先ほど思いの中でも申し上げましたけれども、もともとゆうらくは国と県の補助金を受けまして、町が起債を起こして建設したものでございます。町の起債償還については、伯耆の国より毎年償還額を寄附金として受領して償還しておりまして、結果として町は負担なしで建設したものでございます。これは御案内のとおりであります。したがって、起債償還の暁には、伯耆の国に土地、建物を譲渡しても問題はないだろうと考えます。国は使用目的が変わらなければ譲渡しても補助金返還を求めないということでございますけれども、起債については、今譲渡すれば繰り上げ償還となります。待っておればいいのではないかというものですけれども、施設の老朽化とともに修繕費がたくさん必要となってまいります。まだ8年程度の建物ですからわずかですけれども、今後加速的に維持修繕費がかかることが予測されますので、今、伯耆の国へ譲渡して、所有者として一層善良な維持管理をしていただくなれば、双方の利益にかなうのではないかと考えたわけであります。

伯耆の国としては、毎年多額な寄附金をして町の起債償還に充当しているわけでありまして、その結果、資産が残ればよいのですけれども、今のままでは資産としては何も残りません。

一方、今、譲渡を受ければ多額な修繕費を確保しなければなりませんから、二の足を踏むことになります。そのあたりを町と伯耆の国で詰めて協議をして、双方が納得のできる形で合意できれば議会にも御相談を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、再生可能エネルギーでございます。再生可能エネルギーについて、鳥取県が各市町村に照会しました大規模太陽光発電所メガソーラーの候補地について御質問で、お答えします。

鳥取県では、魅力ある豊かな自然環境を保全する活動を進めるとともに、風力、太陽光、バイオマスなどの新エネルギー、いわゆる自然エネルギーでございますが、の活用に積極的に取り組んでいるところでございます。また、企業誘致にしても、景気の低迷や極端な円高に伴い、企業移転の矛先を海外へシフトする傾向が強くなってきており、県内の工業団地を初めとした誘致予定地も活用されないままの状態が多く見受けられます。こういった環境政策や誘致予定地の抱える問題を解消する方法の一つとして、鳥取県は35道府県が参加している自然エネルギー協議会、これ、事務局はソフトバンクが持っておりますけれども、ここへ参加するとともに、ソフトバンクの自治体と共同したメガソーラー発電事業に対して、米子市崎津地区を候補地として提案しているところでございます。また、県内には、米子市崎津地区以外にもメガソーラー候補地になり得る遊休地等が多数散在していることから、鳥取県はメガソーラー候補地に関する相談窓口を9月1日に設置して、発電事業者からの問い合わせに対して土地を紹介しているところでござい

す。

次に、候補地として提案した地域でございますが、本町から鳥取県に提案した物件は、鶴田の残土処分場跡地、約6.7ヘクタール、ミトロキリサイクルセンター、約6.4ヘクタールでございます。議員御存じのとおり、鶴田残土処分場については、とっとり花回廊建設時の残土を利用して整備したものでございます。また、ミトロキリサイクルセンターにつきましては、町からの委託で、南部町土地開発公社がカントリーパーク周辺整備事業、総合運動公園の目的で土地造成、整備のため、地元の皆様の御協力を得ながら残土を受け入れております。当然、整備事業の目的を遂行すべく今後の実施計画を作成するわけですが、公園施設に、従来ならば緑地として利用していた部分に太陽光パネルを設置するなど、残地部分を利用する方策で環境に優しい施設整備もあわせて検討していく必要があると考えております。そのため、メガソーラーを検討しているらっしゃる企業の皆様への候補地として提案をしているところでございます。なお、鶴田残土処分場跡地は、平成25年に開催される全国植樹祭の駐車場として計画されておりました、それ以降の利用を前提としていますし、ミトロキリサイクルセンターにつきましても、平成25年度末ぐらいで残土搬入が終了する予定でございますので、その後の利用を前提としておりますことを申し添えておきたいと思っております。

次に、県企業局の賀祥ダム小水力発電計画でございます。鳥取県企業局において、日野川水系法勝寺川の賀祥ダムに最大発電出力220キロワット、年間可能発電量約1,324メガワットアワーと、一般家庭約360戸分の小水力発電施設を整備する計画でございます。

導入スケジュールにつきましては、平成22年度において導入、検討委託が行われまして、本年度、来年度で実施設計、工事及び発電を開始する運びになっております。総額約3億円の事業でございます。賀祥ダムからの河川維持放流は、河川環境維持のために年間約3,000万トンにも及ぶ水が放流されております。そこで放流される水が持つ膨大なエネルギーを有効活用し、発電した電力を売電しようとするものでございます。賀祥ダム建設当時からダムの施設の中には、将来の発電を見越して発電に必要な導水施設が既に整備をされておりました、設置にかかる経費はかなり圧縮できると聞いております。また再生可能エネルギーの全量買い取り制度などを柱とする電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法が本年8月26日に可決、成立をいたしました。これによりまして、資金回収は当初22年という試算でございましたけれども、20年に圧縮されることになっております。

次に、小水力発電は町にはどのような効果があるのかということでございます。今回の小水力発電については、発電した電力はすべて電気事業者に売電することを考えているもので

ございまして、地域への波及効果は余り期待できないのではないかと思います。しかしながら、東日本大震災以降、原子力発電への危惧から今までにも増して新エネルギーへの転換が叫ばれていることや、個人や地元でつくったエネルギーを自分たちで利用して、家庭や農業などに使うエネルギーの地産地消への期待から、小水力発電などへの期待が高まっているわけであります。その一端を担うと考えられているのが、マイクロ水力発電でございます。小水力発電は出力が1,000キロワット以上のものをいいますけれども、それ以下のものをマイクロ水力発電と呼んで、整理しております。これは、農業用水路などで小規模な発電を行い、地元の電力として利用しようとするものでございます。例を挙げれば、集落内の街灯やイノシシ対策の電気さくにも利用することが可能だというように考えられます。しかし、現在のところ、実証実験段階のものが多くて、手軽な新エネルギーとは言にくいのが現状でございます。

本町では、町内の企業との共同事業でこのマイクロ水力発電を実用化できないかと考えているところであります。農業用水路などを活用しながら水のエネルギーで発電し、地域ニーズに合ったものを商品化できれば、地域の環境にも優しいものになると思いますし、新商品の開発の一助にもなると考えているわけです。水力エネルギーの潜在ポテンシャルは非常に高いものでございまして、半永久的に期待できるものだと思いますので、具体化を目指したいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 御丁寧な答弁どうもありがとうございました。

再質問、ちょっとなかなか難しいんですけど、ゆうらくにつきましては、県からの移管当初、6,000万円の赤字でしたか、が、今、ゆうらくの年間事業収入を考えますと、22年度で7億9,866万円の事業収入があります。まさに、この8年間で雲泥の差だろうというふうに思います。理事長初め、管理職、あるいは職員の方々の御努力の結果がこういうぐあいになったろうというふうに考えています。どんなものでもできた当初は非常にインパクトがありますが、何年間、あるいは10年近くたつと、それが風景になってしまって、なかなかその効果というのが町民の方、あるいはたくさんの方に実感として感じてこれられないようになるわけでありますが、このようなすごい施設があるということは、大きな企業を誘致したと同じような効果があるというふうに考えております。今現在、ゆうらくで約100人ぐらいの方が働いておられます。それから、伯耆の国全体では170人ぐらいの雇用があるわけでありますが、なかなか自分たちがつくった施設でこれだけの雇用があるというのは、そんなになんないというぐあいに思います。

この施設の土地、落合の480番地、これはゆうらくの敷地でありますが、確かに町のもので

ありますが、これが他のものに活用することは、壇上で言いましたようにできません。できれば、売却の方向だろうというふうに考えておりますが、売却して、町の財政上の少しでも利益になればそれが一番いい方法だろうというふうに思います。

それから、施設であります。町長の言われましたように、また私も考えますように、これからメンテナンスについてはお金がかかってきます。そして、やはりどんな施設でもその時代にあったニーズにこたえるような内容に変えていかなければなりません。今回の認知症の施設にいたしましても、約1億8,000万ぐらいな建設費がかかるわけですが、それをやはりいつまでも町が負担してやれるものではありませんし、ゆうらくも現在2億数千万円の累積黒字があります。そういう中で事業展開を考えていかればいいわけですので、ぜひ売却なり譲渡という方針の中で施策を進めてもらいたいというふうに考えておりますが、再度いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

今、再質問でいただきましたように、やっぱり町の方は国の補助金と、それから県の上乗せ補助金、それから、町の財源は起債で賄いまして、その起債の年々の償還をゆうらくの営業努力で支弁をしておるわけでございまして、結果として町は一般財源を使わずにあの施設をつくったということでございます。このあたりがなかなか御理解いただけないところでございますけども、現実にはそのようなことで手厚い県の支援などを活用してそういうことができたわけでございます。したがって、資本に対して、いわゆる土地や建物に対して、町がお金を出しておらんということ。それから、そのゆうらくの伯耆の国の方がその役割を担っておるというようなことからいっても、私は当然に償還が終わった時点では考えるべきではないかと、このように思っているわけです。ただ、伯耆の国の方としては、非常にメンテナンスがたくさんかかるわけです。ですから、このゆうらくという施設をいかにただ、無料だということで受けましても、本当に莫大なメンテナンス料がかかるわけでして、そこはさっきも言ったように、いささか二の足を踏んでいるわけでございます。やるって言われても、きちんとしたメンテナンスに対する町の支援だとか、あるいは建てかえのときのお話、そのときにどうするのかというようなことについても不安を持っておるわけでございまして、その辺をもうちょっと詰めなければいけないということでございます。土地については、先ほど申し上げたように、これはもう売却ということでございます。そういう考え方でございますけれども、建物については、メンテナンス料もしっかりかかるわけでありまして、これを町の方からいいますと、いつまでも持っていて、町が面倒見続けるという

ことは、これは将来的に非常に大きな負担にもなるわけですので、そこに両者の歩み寄る、一致できる点がないのかということで、今、協議をしているところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

続きまして、グループホームの件についてちょっと伺ってみたいと思います。認知症であります、全国的にはすごい伸び率であります。そして、高齢者の方にどうしても多いわけであります、今まで南部町にそういう施設がなかったので急務だということで、大変結構なことだろうというふうに理解をしておりますが、町内では高齢者の認知症の推計というのは、どういうふう

に把握されておられますか、担当課長どうですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。

認知症の実態把握ということですが、現在詳しい数字については把握しておりません。実態調査を行いかけてみましたが、3地区で、22年度決算でも申し上げてたと思いますが、も、やって、その出現率がどれくらいあるかということでやってみましたが、ちょっと精度が余りよろしくなかったもので、町内全体で認知症がどれくらいおられるかっていうことについては、ちょっと今のところ把握し切れていない状態でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 認知症といっても、程度の軽いものから、少し重たいものまでいろいろあるというふうに思いますので、できれば、こういう施設ができますんで、きちんとした町内での把握というものをぜひやっておいていただいて、そして施設と町とが一体になってそういう対策を立てていかれる方がよりベターではないかなと思いますんで、その点につきましてもよろしく願いいたします。

それから、再生可能エネルギーにつきましてですが、つい先ほど議会の研修で、行政視察で糸満市を訪ねたわけですが、そのときの担当者からのお話は決していいものではありませんでした。行政として自然エネルギーに力点を置いたエネルギー推進をしていきたい。しかしながら、風力にいたしましても太陽光にいたしましても、非常にコストがかかる。それをなかなか回収するのは難しいというお話でありました。糸満市の場合には風力発電、それから庁舎には太陽光パネルを使った庁舎が完成しておりましたが、そのメンテナンスに非常にお金がかかると。ですから、なかなか太陽光発電そのもので事業費を賄っていけないものではないというお話でありましたが、福島原発事故以来、なかなか原子力発電に頼るということは難しくなってきたのが、

多分現状だろうと思います。そういう中で、どうしても火力発電か自然エネルギーに頼るしかない、将来的にはそういうぐあいな形になっていくと思いますが、そういう中で、どれだけのウェートをこの自然エネルギーで占めることができるかというのが、多分これからの課題だろうと思います。

そういう中で、町長も言われましたように、エネルギーの地産地消。確かに地産でつくると非常に多分高くなるという思いがいたしますが、しかしながら、そういう方向でしかやはりこれからのエネルギーを得ていく方法というのはないだろうというふうに思います。太陽光、メガソーラーの候補地が鶴田と、それと今のミトロキだということですが、どちらも現在はまだ埋め立てが完成してないし、それから鶴田の方は利用目的が、短期間ではありますが、予定しているという現状でありますので、なかなかすぐというのは難しいというふうに思います。日南町で、つい先ごろの新聞にソーラーウェイというベンチャービジネスの会社が日南町と今、太陽光パネルで協議をして、実用化に向かって進んどるというお話がありましたが、全国的にはそういうベンチャービジネス、企業、あるいはそういう太陽光発電の企業というのは問い合わせはあるわけですか、それはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。

問い合わせということでございます。電話なり、そういった照会がございます。実際にございます。この南部町でいきますミトロキと鶴田の案件につきまして、実際に電話照会などがございます。実際に現地まで参った業者も、ベンチャーでございますが、日南町に来ましたソーラーウェイという会社もベンチャー企業でございますけども、現地の方に調査を、私どものところに調査にまいったところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 数年後には鶴田もミトロキも跡地があくわけでありまして、そして何らかの形で有効利用していかなければなりませんので、ぜひそういう問い合わせがあれば前向きに対応していただきたいなというふうには思いますが、しかしながら、その得た電気をまた売電して、すべて中央の方に送ってしまうっていうのも非常に寂しい話でありますので、町長も言われましたように、マイクロ水力発電ですか、それともう少し小水力を合わせたような、地域でできた電気をなるべく地域で使っていくような地産地消の形で各企業、あるいは農業施設等に使っていって、地元でできたエネルギーを使ってますというようなPRをして、まちづくりをしていただきたいなというふうには思ってますが、その点はどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

先ほども申し上げましたように、地域で発電をして、地域で使っていこうということですが、これも本当に福島原発以降、そういう思いが一層強くなってまいりました。電気の大手電力会社が発電も送電も全部、配電も独占してやっておれば、あのような大規模なシステム崩壊を起こすということから、私はやっぱり発電と送電を分離するんだとか、あるいは今、お話しになりました地域の発電を地域で使っていくような、そういう小さな取り組みを積み上げていった方がはるかに安全だし効率的だしという気持ちがいたしております。

今、スマートグリッドという概念があるわけです。これは、発電したものをどこが一番今必要としてるかという、ICTを使いまして有効にそこに届ける、必要なところに届ける。そういう小さなエリアで、あるいは蓄電をしたり、需要と供給のバランスを見きわめて、それをICTにゆだねてやるスマートグリッドという概念が今、非常に進んでまいりました。従来、この概念はヨーロッパで一番進んでいると言われておりましたけれども、東京電力の福島の事故以来、消費される方も非常に協力的で、節電に協力するというようなことから、私は日本が一気に原発事故の関係でスマートグリッドを持ち込んでもうまく対応できる国になったのではないのかと、このように見ているわけです。そのようなことから考えても、やっぱりそれぞれの地域で発電をする発電量をよく知っていて、必要なときにはそこへ集中的に供給をしていくようなICT、そしてICT自身もコントロールされていくような、そういうスマートグリッドの概念をこの地域でやったらどうかという思いがしておりますし、それができる余地が十分あると。特にこの概念は、米子のJTに進出されました、専売公社ですね、藤原社長が、EV社の藤原社長から一番最初に聞いたお話でございまして、やっぱりそういうことを通じて、この地域で必要なエネルギーを地域で賄っていくと。どうしても足りるところはよそから購入しなければいけませんけれども、そういうエネルギーの地産地消、それを可能にするスマートグリッドという概念を今後広げていかなければいけないと、このように考えているところでございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございました。

町長のお話を聞いたら、以前、行政視察をいたしました四国の禰原町のことを思い出しました。禰原町というのは、風力、それから太陽光、地熱、バイオマスというのをを使って、その町の電気を自給自足しようというぐあいに今、頑張っておられます。これは前町長の方針だったそうですが、朝日新聞にも掲載されましたし、いろんなところで取り上げられております。

町長が言われましたように、スマートグリッドですか、活用して、新しいシステムと新しいエネルギーを生み出して、ぜひ町の活性化に役立てていただきたいというふうに思います。

私の質問は以上で終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番議員の赤井廣昇でございます。ただいま議長からお許しいただきましたので、通告によりまして、一般質問させていただきます。

1番目は、土砂災害防止法についてお尋ねをしたいと思います。さきの12号、15号と県内を襲った台風、土砂崩れや洪水で避難された人が多くあったが、南部町には、町が避難勧告を出す前に住民団体に判断し、力を合わせて避難をした地域があり、避難所運営も円滑に進んだ。そして、そこには、東日本大震災後につくり直した地域住民による避難計画の成果があったという形で、先般10月の4日でございますが、朝日新聞の方の記事として評価して報道されております。

それにつきまして、2点お尋ねいたしたいと思います。まず、1番目に、鳥取県西部総合事務所県土整備局から平成21年度実施された、土砂災害防止法に基づく溪流及び斜面の調査の結果が関係地区に報告されてるようですが、町の、そして特別警戒区域、すなわちレッド区域はこの地域が指定され、その措置はどうなっているか。

2番目でございますが、台風12号による土砂災害で被災された住民に町は何をどうされたか、町長は町民の生命、財産を守るのが使命でございます。それら防止策について優先施策としてしなくてはならないが、町財政の状況で適切な対応に困難はあると思うが、考え方を披瀝されたい。

2つ目の質問でございます。町長マニフェスト等につきましてお尋ねいたします。2期目坂本町政も余すところ10カ月ほどとなりました。さきの選挙のマニフェストで、発展する南部町を目指します、2番として持続可能な町を目指しますなどと4点の公約を掲げ、町政を進めてこられました。進捗ぐあいや町民の満足度などについて、どのような認識をお持ちでしょうか、以下、3点に質問させていただきます。

1番、あなたとともに町の未来をつくる、発展と安心とされ、1番目とし、発展する南部町を目指します。そして、2番目には、持続可能な町を目指しますとあり、情報や人脈を駆使して仕

事をつくり、町の発展、破綻はさせません。持続可能なまちづくりと言われていますが、町民の満足度をどのように認識されておられますか。

2 番、住民参画で持続する町と地域のまちづくりの中で、町財政の部分で財政を儉約し、施策の新陳代謝で新たな行政需要とされておりますが、儉約するだけのやり方でなく、住民が潤う具体的な施策がないように思います。県の中山間地域振興条例に規定の趣旨を十分活用して、当町の環境に合うような、例えば広島県世羅町に見られる産業観光の観光ビジネスの一例である世羅高原農場、世羅高原ファームランドを見習うことも考えてみてはいかがでしょうかと考えます。それはどうでございますでしょうか。

3 番目に、町長マニフェストの全体の進捗と達成状況をお尋ねしたいと思います。

以上、壇上の質問終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、土砂災害防止法についてでございます。特別警戒区域、いわゆるレッド区域でございますけれども、どのように指定し、周知など措置はどうしたかという御質問でございます。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 議長、済みません。町長、御答弁いただいとるところですけど、申しわけないですけど、筆記具が手元になかったもので、ちょっととらせてください、申しわけない。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後 2 時 0 0 分休憩

午後 2 時 0 1 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

○町長（坂本 昭文君） 特別警戒区域、いわゆるレッド区域をどのように指定し、周知など措置はどうしたのかという御質問でございます。

南部町は特別警戒区域、レッド区域の指定にはまだなっておりません。なぜかと申しますと、平成 21 年度調査の土砂災害防止法に基づく溪流及び斜面調査の報告会は、東長田地区を除く旧西伯町についての報告会で、平成 22 年から 23 年 6 月までに終了いたしました。引き続いて、東長田地区及び旧会見町を対象とした、平成 22 年度調査の土砂災害防止法に基づく溪流及び斜面調査の報告会を、今年度から平成 24 年度にかけて行っているからであります。特別警戒区域、レッド区域の指定は、町全体の報告会が終了した後、県と協議し、指定の方向になると考えます。

指定期間は平成25年度になる見込みでございます。また、周知など措置はどうしたのかということでございますが、特別警戒区域、いわゆるレッド区域が指定されればハザードマップを制作し、全戸配布したいと考えております。その際には、避難所の指定や避難経路などについて、十分検討したいと考えております。

次に、町は町民の生命、財産を守る責務があり、それら防止策は最優先施策とするべきであるが、12号台風、土砂災害で被災された住民に対し、町はどのように対応したのかというようなことでございますが、台風12号による国庫補助基準に該当する災害は、町道が15カ所、農地9カ所、農業施設11カ所でございます。これについては、11月末までに国の査定が終わりまして、町道災害の査定額が3,943万5,000円、農地災害の査定額が1,078万3,000円。農業施設災害の査定額が4,108万2,000円で、査定率は95.7%でございます。12月中の工事発注に向かって努力しております。また、住居の裏山などの崩落災害は10戸ありました。これにつきましては、単県斜面崩壊復旧事業で対応し、住民の方と工事方法を協議しながら復旧工事に取りかかりたいと考えています。西町の裏山の崩落につきましては、9月の災害発生以降、住民の方と協議をし、11月中に崩落箇所の応急工事が完成しました。本復旧工事は、3月末の完成予定で工事を行います。

この災害では、大量な土砂が崩落し、居住が困難になられたため、緊急措置として応急工事の崩落土砂撤去工事が完了するまでの期間、空き家の借り上げや町営住宅への転居などの支援措置を行いました。以上でございます。

次に、町長マニフェストについてでございます。平成20年10月に執行された町長選挙におきましては、公職選挙法の改正により、選挙期間中に選挙公報の配布が認められました。いわゆるマニフェストであります。私は町長選挙に臨み、5点のマニフェストを発表して、町民の皆様の審判を仰いだのであります。当選させていただきましたので、以後は私のマニフェストが評価を受けたものと受けとめまして、その実現方に全力を傾注してまいりました。

それでは、私のマニフェストを再度御紹介し、その実現のための事業を説明し、御質問にお答えをしてまいります。1点目でございますが、人と環境に優しいまちづくりを掲げました。人権が大黒柱のまちということで、本年度予定された鳥取県の部落実態調査が行われない中で、南部町単独で実態調査に取り組みました。今日的な到達点と課題を明らかにするように、現在、取りまとめ中であります。また、環境エネルギー分野では、5%削減運動などごみの減量化の推進を振興協議会の御協力を得て実現しました。太陽光発電は小学校、庁舎へ設置しましたし、個人住宅への支援もしてまいりました。また、EVタウン推進事業として、緑水園に急速充電器を設置す

るとともに、公用車に電気自動車を導入し、休日に町民の皆様にも体験していただくように工夫して啓発しております。両庁舎へのエレベーター設置は、障がい者の皆様には特に喜んでいただいています。また、4つの保育園の園庭は保育園保護者会の御協力で、ふるさと交流センターのグラウンドは振興協議会の呼びかけで、270名もの地域のボランティアで芝生化が実現しました。

次に、町営住宅菅田団地の水洗化で、公営住宅の水洗化は完了しました。法勝寺庁舎への木質ペレットだき冷温水機を導入し、カーボンクレジット取引へスタートしました。一般家庭のまきだきボイラーやストーブにも補助制度をつくるなど、環境に優しい、持続的に発展する町のイメージを高めてまいりました。

2点目は、安全・安心のまちづくりであります。一番に紹介したいのは、2,000万円規模で保育料の軽減事業に取り組み、子育て支援に力を入れています。また、2つの保育園を指定管理に出すこととしましたが、非常勤保育士の身分保障、待遇改善を同時に実現し、あわせて保育の継続による質の向上に努めています。保育リーダーを配置して、困難事例のサポートや保育士の研修などを通じ、幼児期からのはぐくみに力を注いでおります。また、町民の健康増進に、肺炎球菌ワクチン接種、子宮頸がんワクチン接種やアミノインデックス技術を導入した、がん検診率の向上に取り組んでまいります。人工透析の交通費支援も改正して、喜んでいただいております。高齢社会で認知症が心配です。家族会を呼びかけまして、同じ悩みを抱える介護者が集って情報交換し、患者対応を学んで好評であります。各地域振興協議会へ防災コーディネーターを配置して、自主防災組織への取り組みも始めました。ハード事業として小型除雪機を22台貸与することになりましたし、交通不便地域で住民の皆さんみずからの発案で共助交通システムの運行が始まり、通院や買い物など中山間地でも安心して住み続けることが可能なように取り組んでおります。

3点目は、教育・文化のまちづくりでございます。長年の懸案であった、西伯・会見両小学校の耐震補強や改築、大規模改修や体育館の改修など手がけて完成しました。会見二小の体育館の改築は、防災拠点整備の観点も持って、今年度整備中であります。このように教育施設整備は大きな投資がほぼ終わりました。この上はコミュニティースクールの取り組みなど進め、地域全体で子供の健やかな成長を促していきたいと思っております。幸いに全校に組織化されて、それぞれに特徴的な取り組みが始まっており、県内と言わず、全国的にも注目を受ける状況となってきました。

一方、ふれあい赤ちゃん事業や、保育園と小学校の接続がスムーズにいくように、指導主事を複数体制として取り組んでおります。また、天萬庁舎の改築において、3階に小ホールを設置し、

1 階には図書館を配置することができました。ホールは手ごろな規模で使いやすく好評で、講演会や発表会など利活用され、図書館は広くて蔵書も豊富で、地域の皆様のみならず、米子の方からのお客様もあると伺っております。

赤猪岩神社は、古事記 1 3 0 0 年を迎えることから、俄然、注目を集めています。講演会を開催し、道路を整備し、P R 大使を任命し、お土産品を開発するなど忙しくなってきましたが、このような取り組みを通じて、町の誇り、郷土愛がはぐくまれ、町民が心一つにまとまり、一体となって町の活性化につながればと願っております。

4 点目でございますけれども、産業振興で活みなぎるまちづくりであります。長引く景気の低迷で産業振興は思うに任せませんが、町内商工業の振興のためにプレミアム商品券の発行を支援してまいりました。農業振興については、従来の大規模化、集約化を支援する施策に加えて、販売を目的とする小規模な取り組みも支援することとして、汗かく農業支援事業や、じげの職人支援事業を創設しました。また、イノシシ被害に悩まされていますが、逆に特産品として開発すべく解体処理施設を建設中です。

農業後継者への支援も、就農条件整備事業やチャレンジプラン支援事業で支援してまいりました。丸合敷地内にウエルネスの進出が実現し、町の機能が高まりました。来年のお盆を目標に、阿賀地内に大規模商業施設の進出が決まり、1 0 0 人程度の雇用も実現する見通しです。

企業誘致について話は舞い込んできますけれども実現しておらず、残念に思っています。そこで、西部地区ならどこでも南部町からの通勤圏にあることから、西部地域振興協議会の場で西部全体で企業誘致活動を始めようではないかと、私が提案し、検討してきましたが、ようやく来年 5 月に東京において開催される企業フェアに西部市町村共同でブースを出展し、誘致活動をするようになりました。この件については、西部市町村が連携する中で成果をおさめてまいりたいと存じます。

レングスが行う木質バイオマスエネルギー利用促進事業で、乾燥施設に補助をしました。また、平成 2 4 年 2 月、本町は東京都港区と木材供給協定を締結します。このことによりまして、都市部で人気の高いレングス商品の需要がさらに高まる見込みでございます。企業活動にも政策課題と関連づけて支援しております。

最後、5 点目でございますけれども、住民参画で持続する町と地域のまちづくりということを掲げております。住民の身近なところで参画できる場として、7 つの地域振興協議会が設立されました。振興協議会の活動を住民参画、地域主権などの中核に位置づけて、さまざまな事業を展開してきました。7 つの振興協議会は、それぞれに特徴的な活動に取り組んで大きな成果をおさ

めていただいております、県外からも視察をお受けするまでに発展してきました。毎月連絡会を開催し、会長、副会長さんに御出席いただき、町政報告や地域課題を討議するなど、町民の御意見を集約して町政に反映できるように取り組んでおります。また、住民にわかりやすい予算説明書を作成し、全戸配布、なんぶS A Nチャンネルはテレビで身近な情報を提供し、好評を博しております。また、ふるさと納税制度で、町外のお方からも県下町村で一番多額の寄附をいただき、応援を受けております。持続する町を実現するには、行財政の改革は避けて通れません。行財政改革で子供や孫にツケ回ししない行政を目指してきました。町財政は今後、特別な財政出動の必要がなければ、確実に持続できる財政状況となっております。すなわち、借金から貯金を差し引けば、約3億円程度の借金が残るところまで詰めてまいっております。

以上、町長マニフェストを各項目について概要を申し上げましたが、改めて振り返りまして、数多くの事業に取り組むことができたものと、議会初め職員の皆様、また町民の皆様の御協力に感謝を申し上げる次第でございます。

さて、御質問の住民満足度をどのように認識しているのかという質問であります、これはお答えできる根拠を持ち合わせていませんので、答弁できません。住民アンケートなどおれば満足度なども推察できるのではないかと思います、その点が手抜かっておりまして、今後にゆだねたいと思います。

次に、全体の達成状況についてどのように総括しているかということでございますが、各項目についてそれなりに取り組むことができ喜んでおります。まだまだ不足する項目もありまして、今後、残された任期を全力で取り組まなければと、改めて決意しているところでございます。

それから次に、世羅高原農場を参考にしてやったらどうかと、こういう御提言でございました。実は、世羅高原農場の件については、私は知りませんので、インターネットで取り寄せてみましたところ、総合観光農園として70万本のチューリップなど植えられて、立派な取り組みがなされております。それから、6万平米の丘一面に30品種、100万本のヒマワリが咲くというようなこと。秋にはたくさんのダリアを植えて、これも西日本最大級と言っておりますけれども、そういううたい文句でホームページに載っておりました。料金は大人700円の入場料ということでございます。そういう似たような環境に我が南部町もあるわけでございます。世羅高原農場は、南部町でいいますと花回廊のような状況ですね。そういうことですから、それを運営しておられますから、これ立派なことだろうと思いますが、南部町ではそこまで、そういうことではなくて、花回廊が運営なさっておりますので、花回廊と通じて、連携をとって、南部町の発展を期していきたいと、このように思っております。

ただ、平成11年の4月の18日にフラワーパークがオープンしたわけですが、その年は見込みが50万人に対して、111万5,000人の入場者があったわけであります。これが、同時に開店をいたしました野の花でございます、特産センター野の花。これは、当時は20万5,000人、入場者があっております。非常に珍しいというようなこともあって、多くの方に来ていただいたわけですが、平成22年でございますが、花回廊全体では38万6,000人。それから、野の花は3万9,000人ということでございまして、11年当時と比べますと、本当にお客さんは激減しておるということでございます。私も野の花に出品していただいております生産組合の皆さんと、ことしお話し合いをさせていただきました。結局、行ってみても、生産物が余り並んでおらんということになると、お客さんもそこにはなかなか足を運ばん。足を運ばなければ売り上げも落ちるので、さらに出す魅力が薄れてくると、こういう悪循環になるわけですし、生産組織についてはしっかり支援をするので、とにかくもっとどんどん商品を、生産物を出していただいて、あそこの野の花でもっと売れるように皆さん方にも御努力をいただきたいというようなお願いにして、生産組織の皆さんと話し合いをさせていただきました。会員をふやしたり、それからできるだけ生産物の提供して、野の花をみんなで盛り上げていこうということで、その場は一応おさまったわけですが、なかなか経営が厳しい状況で進んでいるわけです。

今、最近の客単価というのがあります。お客さん1人がどの程度お土産などに使っていただけるのかということですが、もう600円から700円までぐらいであります。非常に客単価が下がってきております。年々にこれは下がっております。これは、緑水園も一緒なことではございまして、なかなか1人当たりの客単価が伸びない。これは長引く景気の低迷など、いろんな要素が影響しているというように思いますけれども、世羅高原農場はどのようになっているのか、私はつまびらかではございませんけれども、そんなに楽にやっておられるのではないのではないかと、このように思っております。いいところがあれば大いに見習って、野の花の運営などにも生かしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 雑駁な質問いたしましたのに、丁重に御答弁いただきましてありがとうございます。答弁いただきました中で、自分としてどうしてもまだわからない点が若干ありますので、引き続いて、2次質問させていただきます。

まず、1点は、先ほど町長が冒頭に御答弁なさいました、防災の関係の事柄でございますが、町の方はまだこの特別警戒区域、すなわちレッドゾーンについての指定はしていないというぐあ

いにおっしゃったわけですが、この実態は、これは私が申し上げるまでもなく、確かに全町では終わってないかもわかりませんが、東西町さんの方では既に平成23年の2月の7日に実施されて、その方には町の職員とそれから県の関係職員さんが出席なさって、御説明もなさっていらっしゃるようでございます。そういう中で現実的にこのたびの町有地の崩落事故が発生したわけでございます。これが、極端な言い方しますと、早く処理なさって町民にその啓発啓蒙なり、あるいはそれをなすべきことをなさっていれば、あるいはもうちょっと町の対応が変わった対応ができたんじゃないかというような気もいたします。あるいは防災部分が被害が少なくて済むというような手だてもできたんじゃないかって、若干気がいたします。ただ、悲しいかな、町のいろんな事情もあろうですけど、まだこれから調査して、最終的には23年、24年度と引き続いて調査もせないけんで、全体的なそういう指定はできていないというように御答弁いただいたわけですが、本来この調査は平成21年度から調査はされておりますから、22年度の東西町さんには報告されておりますが、ほかの分が県の方の絡みも待って、まだ調査が終わってないということですから、私の方からやいやいやい催促はできないと思いますが、ただ、やっぱり防災関係っていったら本当の町民の生命、財産にかかる大切な問題でございますので、できるだけ可及的速やかな形でこの地域指定なり防災体制を整えてほしいなという気がいたします。

先ほど町長はおっしゃったんですけど、この防災の調査について、23年から24年に引き続いてとおっしゃったんですけど、一応、もうちょっと具体的なものがあれば、いつごろまでに終わって、それでその後で今度は町長の方で県知事に対してこういうとこの部分はっていうことをまたお示しされた形の中で、最終的に知事が指定をするということになるということは私も聞いておりますので、その辺で町長、もっとこれからの対応について、早急に対処していかんや、もう本当にこういう問題だめだと思いますが、もっとスピードアップするといいますか、調査を早めて、町民さんのそういう災害とか何かを少なくするとか、あるいは災害がなくすってことはできないわけですけど、災害を少ない災害で終わらせる。避難を、被害を少なくおさめるというようなことはできると思いますが、その辺について、ちょっと町長、御答弁お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

先ほど、今年度、24年度にかけて調査をするというふうに言われましたけども、調査の方は町長が答弁をいたしましたとおり、22年に終わっております、調査は。今、何をしてるかっていうと、説明会というか報告会で説明を各地区にして回ってるという状況でございます。その中

では、もちろん調査、いってみれば基準に基づいて、この区域が、黄色ゾーンの中のこの区域が特に家屋に影響があるので、ここをレッドとしたいと思いますというところまでの説明はして回っております。もう一つありますのは、結局、何のための説明なのかということなんですけども、その中でも申しておりますけども、なかなかハード事業というのは予算の関係もございまして、進んでおりませんので、そういうことで自分ところの裏の山の状況がどうなんだ、溪流がどうなんだということを、まず住民の皆さんに御承知いただいて、この間のような風水害があった場合に迅速に避難していただくということで今回回るとというのが報告会の趣旨でございますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ただいま課長の方から御答弁いただいたわけですが、22年度に調査は完了したと。それで、その完了したものに基づいて各地区には説明会に回ってって言うように御答弁いただいたわけですが、なぜ22年度に終わったものがいまだに、23年度もうわずかで終わろうとする状況になってるわけですが、そういうことが正式な形で町の方で調査した結果を県知事の方に報告なさって、県知事からそういうレッドゾーンの指定とか何かを受けられなきゃならないと思いますが、なぜそんなにおくれたわけですか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 22年度から23年度にかけましては、21年度の調査について各集落、西伯地区なんですけども、説明をさせて回っていただいたということでして、その後、22年度の調査について、23年、24年にかけて報告会を今やってるということでございます。事前に各振興区ごと、振興区の役員さんなり区長さんに集まっておきまして、一応の説明をさせていただいて、集落に出向かせていただいて、県、町の職員が出向かせていただきまして、報告会をさせていただきたいということで、大体それが月に多くて3回とかですね、やっぱりどうしても土日とか週末とかいう御希望が多いものですので、そういう頻度でやっております。集落数は御存じのようにたくさんございますので、結果としては、やっぱり何年もかかったと、かかるということでございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 課長の御答弁からは物理的な事情もあるので、そう簡単に説明会も終了できないという実態もよくわかりましたが、ただ、今、私が言いましたように、この防災関係というものはできるだけ速やかに対処して、まさかのときに備えていかなければならないと思いますので、いろいろそういう事情もあろうかと思いますけど、部落の方の説明については、

至急引き続いてやっていただいて、町長の方から県知事に対しての特別区域などの指定については申請していただいて、そして町民さんの方にそういう情報の提供なり、それなりの措置を講じてほしいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、引き続いて質問させていただきます。土砂災害防止法の関係で、南部町の防災会議条例というものがあるわけですが、その中で所掌事務について規定されております。防災会議は、地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。2番目に、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。3番目、水防法第25条の規定により、南部町水防計画を調査、審議すること。4番目、前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務とあります。そういうことで、防止法の中に市町村防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び予報または警報の発令、及び伝達、避難、救助、その他、当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な避難体制に関する事項について定めるものとなっておりますが、南部町としてはどういうやに定めてありますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

南部町の地域防災計画ということで、21年度に、これも修正版でございますけども、ございます。その中には、少し言いますと、やっぱり鳥取地震の関係のものに基づいて、これがやっぱり立ち上がったという経過がございますので、少し地震対応の方が重点的になってるということもございますが、例えば広報活動等については、やっぱり共通項という形になっておりますので、逐一土砂災害について、風水害についてという形で同じような項目が並んでるというわけではございません。が、一番肝心なところの、どういう基準に基づいて住民の皆さんに避難をしていたくんだとか、その勧告を出すとか指示を出すとかいうのをどういうふうにやっていくところについては、かなり具体的に書いてございますし、もちろんこの間の12号台風のときも、それに基づいて県本部の方で検討して、勧告を出させていただいたということでございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。2番目としまして、災害防止法の中で市町村防災会議というものは、警戒区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報、及び警報の伝達方法を定めるものとすると思いますが、それについてはどうなっておりますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

12号台風は、御存じのように休日の朝早く、非常に災害が高まったということでございまして、そういう施設への連絡っていうのは、具体的にはそのときはなかったというふうに思っております。もちろん平日の昼間でしたら、個別にそういう施設、例えば学校とかそういうところにはもちろん連絡をしていかないけんというふうには考えております。先ほどありましたことなんですけども、言ってみれば災害弱者と申しましょうか、高齢者、乳幼児、身障の方なんかの避難というのは、避難誘導の項目の中で、やっぱり避難の優先順位が一番高いところに持ってきてありまして、そういうところにやっぱり心遣いを十分しないといけないよというふうに定めてございますので、もちろん12号の台風の時も境の方では、消防団員の皆さんにお世話になりました、船でそういう方を避難していただいたりというような措置はしております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 引き続き質問いたします。

3番目でございますが、このたびの台風12号問題で、南部町防災会議条例や災害防止法に関してお尋ねしたいと思いますが、まず議論を深めるため、新聞記事の一部を朗読して、紹介いたします。

この記事から推察すると、土砂災害があった被害跡地の復旧等について、被災された町民の方が町に対しての対応の遅さ、もどかしさ等、やるせない思いをしたためられたもののように思います。記事を読み上げます。前文略でございますが、原文のまま紹介いたします。

1カ月半たっても土砂の中のままです。崩落してきた土地が町有地であるため、1カ月たってもなかなか進まないのです。私たちは出口のないトンネルに入った気分です、と、じくじたる思いをつづり、投稿されております。可及的に速やかな復旧処理がされるはずなのに、なぜ無責任に1カ月半にもわたり放置し続けたのか。また、自然災害で土砂の崩落が町有地だから、早々に処理できないようなことを被災者の方に説明されたのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

西町の崩落箇所につきましての、応急工事まで1カ月半を猶予したがということなんですけども、一応の理由といたしましては、崩落した土砂が非常に大量で、なおかつ湿潤であったということで、なかなかやっぱり、ある程度水を抜かないと工事にさわれない。もう一つは、現場を御存じの方は想像していただけると思うんですけども、ちょうど上側に山に入る道といいましょ

か、が、ちょっと出っ張ったような形で崩落した後残っておりまして、それが不安定な状態であったと、当初は。やっぱりそれがある程度落ちつかないと、重機等入れた場合に、やっぱりそれこそまた2次災害が起きるような可能性もございました。それから、その崩落土自体がどれくらいの深さで、どこまで取らないといけないかというような検討ももちろんしないといけないということがございます。町有地云々ということは別といたしまして、やっぱり災害の応急対応としては、単純に道路に泥が崩れたから取るぐらいのことでしたら、すぐもちろんやれるわけですけども、そういうことで2次災害的なことが危険性がある。まして、泥を取ったがためにかえって家の方にまた被害が来るかもしれないというおそれもあったわけですし、なかなかそういうことで、言いわけがましいかもしれませんが、そういうことである程度の期間は当然必要だったというふうに認識をしております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、課長から答弁いただいたわけですが、その事柄については、被災された和田さんの方には詳細に御説明はなさっておりますか。ただ単に1カ月半も放置したということじゃなくって、こういう事情だと、今おっしゃったような事柄を御説明なさったんですか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

詳細にということでは、なかなかこちらもある程度専門的な言葉ばかり言った嫌いもございまして、どこまで理解していただけたのかなということはちょっと自信がないところでございますけども、全く説明をしてないとかいうことではございません。もちろん逐一、こういう方法でやらせていただきたいがどうかというようなことについては相談をさせてもらって、もちろん庭先から土砂を搬出させていただいておりますので、そこら辺については打ち合わせをしながら作業にかからせてもらったという経過でございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。ありがとうございました。

それから、今、町長や課長の報告、御答弁でわかりましたんですが、実際に地域住民さんの御都合等もあって、各地域の方に説明なんかがまだ十分できてないと、これからも引き続いてするんだということはお聞きしたわけでございますが、しかし、報告、少なくとも報告会は先になろうとも、その区長さんあてに、やってない箇所については、やっぱりそういう特別警戒区域を持たれる地区に対しては、私は事前に文書等についてでもお知らせするのが筋だと思うんですけど、

そういう手続は完了しておりますか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

先ほど申し上げましたように、報告会の前には区長さん方に集まっていたきまして、資料をお示しして、説明をしております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。

台風12号の豪雨によって、9月の3日、西町と福成地区を初め、土砂災害、土砂の崩落災害が発生してるわけですが、特に西町の和田さんのお宅の方では、ガレージに町有地の山林が崩落し車庫内に土砂が流れ込んで、自転車や大工道具等が破損したという被害があったやに言っておられます。幸いにして、それ以上の大きな被害に拡大しなかったなというのが、やれやれという、私は思いで聞いていたわけではございますが、町はこの西町についてのレッドゾーンは指定しておられて、異常な大雨が降れば土砂災害は想定のことと思うわけです。町内の降水量も把握していたわけですから、これは後で住民さんの方からお聞きしたことでございますが、いろいろ資料ももらわれて、町の方はそういう降水量の調査もしてあって、そういう把握もしたというやに聞いております。そういう中において、本来はこういうレッドゾーンで、だれがのぞいても本当に危険だなということがわかる状態でございます。そういう箇所があるのを、この行政の方の職員さん方が現場の状況を把握に、あるいは確認というような形とかなんか、そういうことで直接出向かれておりますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

もちろん災害になりますと、消防の皆さん、それから町の職員も順次巡回、危ないようなところを巡回させてもらったりしております。ただ、西町の現場につきましては、実際のところ町の職員ないし消防が確認に伺っておりますけども、かなりもうその段階で危ない状況でしたので、実際にシートとかそういう、そのときの応急措置をしていただいたのは、町の建設業協会の皆さんにお世話になったということでございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 課長の御答弁聞いてますと、事後の処理の関係をお話だったんですけど、そうじゃなくて、こういう集中豪雨なんかがあって、降水量がたくさんあるってことがわかるとれば、そういう危険箇所ってものは当然崩落の可能性ってものは十分に判断できると思

うんですよ。ですから、それについて、事前に現場の方に現状を確認に行かれたりされましたかってことをお尋ねしたんですが。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

予防措置といいますか、レッドの箇所とかイエローの箇所というのは、町内に何百カ所とございますので、なかなか逐一そこを、雨が降りそうなので見て回るということができてるかということは、なかなか物理的には難しいなというふうに考えております。その中でも、非常に危ない、それこそ人命にさわるような危険があるというような箇所につきましては、具体的には、境のところの内水の被害とかってというのがございます。そういうものにつきましては、ある程度事前にそれこそ、少々、少しでも雨が降ったような段階でやっぱり見に戻るとかっていうことはしておりますけども、今回の例に出されました西町の斜面について、じゃあ事前に確認して回ったのかって言われると、それはできてなかったという答えになります。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。

正直に崩落現場見ますと、素人目にもデンジャラスで大変危険な状態だということがよくわかるんですが、町内にはそういう箇所はたくさんあるということもおっしゃったわけですけど、だけど、特にやっぱりこれだけの目にも危険だってことは、担当課長がやっぱりある程度把握していらっしゃるんでしょうかね、その中でそういう特別に危ないなってやなことを把握しとられますか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

土砂崩れの現場というものについて、平時の段階で、例えばさっき例に出ました西町のところを、平時の段階から非常に危ない斜面だったという認識はございませんでした、はっきり言います。やっぱり上側の水路が詰まった。もしくは、枝等が詰まっただと思いますけども、それが水が飛んで、それから上の方の、もちろん斜面にも大量の水分を含んでというメカニズムで、表土が崩落したという災害でございますので、なかなかそういうものにつきまして、ふだん眺めてみますと、別に普通の斜面であって、普通に水が流れているという状況でございましたので、特にそこが危ないというような認識は持ってございませんでした。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、課長、御答弁なさったわけなんですけど、平時はそんなに危

険な箇所だと思わなかったって言われたんですけど、これはそれぞれの人の認識によって違うとは思いますが、私が見ましたところは、あそこは山が何ていうですか、削ってあるだけで、何らそれ以外の防災対策みたいなものを講じたもの、施設はないんですよね。ですから、あれが崩落しないっていうぐあいに物を考えること自身が私は大変に危険な話だなと思いましたですね。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。

防災上の措置がしてなかったというわけでは決していないというふうに思っております。低いんですけども、下から石垣みたいなものももちろんしてございましたし、それから斜面自体が造成がかなり古い造成ですので、確かなことは言えないわけですけども、通常、道路なんかの工事で、も切り土はもちろんするわけですけども、そこが裸地といいますか、何もしない措置でそのまま投げてるということはほとんどなくて、やっぱり草が生えるようにとか、ネットを張ったりとかいう、それが簡単な防災措置になるわけですけども、そういうことは当然してあったというふうに思っております。何となくそこら辺で見解の相違があるわけですけども、やっぱり議員さんはどちらかといわれると、それこそ事後に見られてそう思われたんじゃないかなというふうに思います。やっぱりそれは災害の前に見ておられれば、ただ思いますには、やっぱりそこに木がきっちり生えてたとか、それから生えてなかったとか、その斜面の状況にもよりますし、それから傾斜の度合い、それから土質、いろいろな条件がございますので、なかなか一概にそこら辺であの斜面の認識をこちらの方は持っていなかったということでございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、擁壁の部分については、そういう危険をそんなに自分、課長としては危険だというやにとらえていなかったとおっしゃったんですが、不幸にしてこのたびは12号台風の関係では大変に大雨でしたんですよね。普通、尋常な範囲内の雨ならそこまで判断に気が回らなだったって言われても仕方ないかもわからないですけど、これほど、私、資料持ってますけど、とてつもない雨に見舞われてるんですよね。これは全体的な部分ですけど、法勝寺では9月の3日の午前5時までに155ミリ、それから天萬地区では215ミリ、そして同じ、午前6時になりますと、もう法勝寺は160、231ミリ天萬では降ってるというような実態なわけですから、そういう大雨だったわけですから、普通の雨でないってことで、そういう危険が予測、私は想定されるんじゃないかと思うんですよ。だから、避難勧告は避難勧告、そうじゃなくて、現場が本当に大変危険な状態かどうかぐらいのことは、職員さんとしては本来、把握ができればやっぱりベストだし、もっともっと崩落されてからじゃなくて、その前にそういう対処

もできたんじゃないかということを私は申し上げてるわけです。課長個人を今、責めてるわけじゃございませんけど、今後のことがありますので、やっぱりそういうしっかりとした町の方の認識というものも必要じゃないかというやに思います。

それから、もう1点、防災の関係でお尋ねいたしますが、これは日ごろ行政、町の方では、職員の方にこういうまさかのことについて指導とか教育とか、そういうことはどういうぐあいにやられておりますか。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員に申し上げときますけど、どうも話が進展しませんので、レッドゾーンというものに対して、御認識をちょっと間違えておられるなという感を持つわけです。

私も説明を受けました。うちの集落もすべてレッドゾーンでなっております。それで、県が何か対策されますかって問い合わせたら、何もしませんとはっきり県は答えておりますので、そういったレッドゾーンとかイエローゾーンというのの説明をきちっと聞かれた方が、ちょっと交わりは余りありませんので、建設課長も一生懸命で説明はしておりますけど、どうも県の対策が全くないということで、答弁を私はじかに受けておりますので、その辺をもうちょっと認識していただいて質問してください。

赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今も申し上げましたように、そういうことじゃなくて、そういう、これからもう日本全国で地震を初め、大雨だとか、あるいはゲリラ豪雨だとか、いろんな災害が今、頻繁に発生しているんですよ。ですから、行政の方では、そういうまさかの備えに対して、職員の方に周知徹底といいますか、指導や教育というものはどういうやにされておられるかというのを私、聞いたものであって、今、議長が言われるようなことじゃございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。

職員への教育といいますか指導ということでございますが、この災害については、年に1回、机上になりますけども、その想定をして災害訓練を行いますし、それから、災害等、町に来るまでにその被害を確認をしながら来るようにということで指導はしておりますが、今の状態でいきますと、そのエリアからはちょっと外れていくところかなと思いますけども、出勤のときにきちっと周辺の状況を把握してこいということで申し合わせをしているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（７番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

そうしますと、時間の関係もございますので、次の、南部町の町長のこのマニフェスト関係についてお尋ねしてみたいと思います。

ごめんなさい、もう１点だけ、放送の関係をちょっとお尋ねしてみたいと思いますが、９月の３日にＮＰＯ法人なんぶＳＡＮチャンネルにより、避難勧告等を初めとする台風情報の放送がされたのかどうか。あるいは、逐次状況が進展していく事柄について、ＳＡＮチャンネルなどを通じて町民さんに注意を促されたのか、それが活用されたのかどうかを、まずとにかく１点、御答弁をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。

台風の状況は、お知らせを事前にしたと思っております。今、突然の御質問ですので、資料の方、手持ちに持ち合わせておりませんが、台風１２号の接近についての情報を流させていただいたと思いますし、それから、朝方でございますが、そういう状況になりましたものですから、災害対策本部との発表といたしまして、台風１２号の避難勧告も含めまして、逐一情報の方を流したというふうに記憶をしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（７番 赤井 廣昇君） 私は十分に確認してはなかったものですから、ちょっと雑駁な形の質問になりましたが、もしそういうことが十分な、仮に報道がなされていなかったとしたら、せっかくのそういうＮＰＯ法人を設立し、やってるわけでございますから、やはり町民に親切に、逐一いろんな情報が提供できるような形でやっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、南部町の防災会議条例の方に基つきまして、いろいろ関係の方々が招集されるようになっておりますが、この防災計画にうたわれている所掌事務の中の、それぞれの代表の所長とか何か、そういう方々がお見えになってると思います、後で本当に間違いなくその方々が出席なさってるかどうかを、また議員の控室の方でも閲覧に供していただきたいと思いますので、お願いします。

それから、御承知のように、１２月の南部町の広報なんぶの方に、これは１０ページですか、東西地域振興協議会が知事表彰を受賞という形で、輝かしいことの功績について県知事の表彰を受けてらっしゃるわけでございますが、これは、それはそれで立派なことでございますから、それを私がとやかく言うもんじゃございませんが、それよりは、それはもちろんのこと、実際にこの協議会とは別個に下働きといいますか、言葉は悪いんですけど、下を支えられた、裏方で活動

なさいました町民の方がいらっしゃるわけですが、やはりこういう災害の後始末といえますか、そういうものは、防災のインセンティブということも含めて、町長表彰でも、あるいは町長褒章でもしていただけたら、私は本当に町民さんとしても、今後の取り組みの姿勢だって変わってくるかと思いますが、町長、その辺はどうでございますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

防災に限らず、いろんな分野において顕著な御活躍があったお方などについては、町の5周年記念だとか、あるいは10周年だとか、そういうときに御推挙をいただいて表彰するということになっておりまして、そういう御活動をなされた方がそのように上がってくれば、これは当然、表彰の対象にもなるのではないかと思います、具体的にどなたがどのような御活躍、御活動なされたのかちょっと掌握しておりませんので、今、個別具体の話は避けたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） せっかくですから町長の方に御報告といえますか、私の知る範囲のお話ししておきますと、被害に遭われました方はもちろんのことですけど、その方からそういう災害が発生したということで御連絡を受けられた御近所の方が、降りしきる雨の中を走り回って、その地域の方々に避難をするようにお話をして回られたということを聞いております。ちなみに、御近所の方なんですけど、そういうこともあったり、もちろん、それから町長も御承知のように、今も言いました、安全確認、安否確認されたということなんかでも、本当にこれは、確かに地域振興区の中の事業の一環であるかしらんけど、それとは別個にこういう、人にわからないような、お役に立って頑張られた方があるという実態がありますので、やっぱりそういう方々も、調査の結果、遅くなったとしても、言葉で結構だと思うんですが、一言、やはりこのたびは大変でしたという形でも、やっぱり労をねぎらっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がございませんので、引き続いて次の質問に入ります。

2番目の、町長マニフェストについて、町長がるる御説明いただいたわけですが、いろいろ御説明いただいた中で、いろんなことをマニフェストを実践できるように御努力いただいていることは、私もそれなりに正直、理解しておりますから、町長のマニフェストができてないとかどうこうってということで非難申し上げるつもりもございませんが、南部町の財政事情を今、考えますと、合併の平成17年度のときの歳入、自主財源を見ますと、約20億6,900万でございます。そして、その割合というのは、自主財源率が29.9%、そして、平成22年の自主財源は15億

2, 200万、率にしまして21.5%となるわけでございます。

そういう中で、ずっとこうして過去から比較してみますと、かなりの部分で、正直言います、自主財源から見ますと5億から落ちてるわけでございます。こういう中で、南部町の事業を推進して住民サービスを施行していこうと思えば、大変に困難が伴うことは当然だと思いますが、今も町長もいろんな事情があるから、それはなかなか緊急度やその重要性を勘案した上で町政は進めていくんだというお話もございましたけど、特に南部町はこの実態を考えたとき、今のまちづくりの中で、先ほども言いましたように、鳥取県立のフラワーパークが鶴田にはございます。そして、鶴田の集客の関係、それから今の実態とかいろいろ御説明いただいたんですが、しかしながら、決して当初のような形で誘致客が多くないし、低迷してるんだという説明もございました。そういう中で、私は、南部町は税収といいますか、自主財源が上がっていく施策の一環として、私が先ほど一般質問で最初に壇上で説明申し上げましたように、私としては、そういうようなフラワーパークに併設した、世羅町のような農業ファームランドのような形で、ファームランドということで、鶴田の地域がどうこうじゃなくて、全町的にフラワーパークに併設した、そういう農業ファームランドなんだよという大々的な規模の町おこしに活用すれば、私はせっかくいい県立の施設があるわけですから、私はそういうことで、またフラワーパークの方にも人も返ってくるでしょうし、フラワーパークに来れば、当然、南部町に併設された、そういう農業ファームランドみたいなものを見て回られる、その6次産業を大いに活用していけば、町の財源に十分資すると私は思います。ですから、これを十分な精査、あるいは何といいますか、モニタリングをして、これを今後のプランに、プロジェクトでもしていただいたら、私は町の発展に必ずや寄与することができるものだと思います。

ですから、先ほど例に申し上げました、卑近な例でございますけど、世羅町の……。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員、時間がなくなってきました。まとめてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） わかりました。世羅町のような例もございますので、世羅町のような例を参考にしながら南部町のまちづくりに生かして、中長期の展望の中でまちづくりをしていただければ、本当に南部町の生き残りに大きく資すると思うんですけど、町長、その辺の見解はどうでございますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

南部町は御案内のように、自主財源が低い、自主財源比率の低い、依存財源に大きく偏った財政をいたしております。したがって、この自主財源をふやすということは、もうこれは当然

の課題でございますが、同時に、やっぱり依存財源が実質高いわけですから、そういう自主財源をふやす努力はもとよりですけれども、依存財源の中でも、本当に自分の町でやりたい、あるいは必要な事業により有利な財源を調達してくるということも、これは非常に大きな課題であります。そういうことでずっとやってきた結果が、石上議員さんの御質問にもお答えしましたけれども、何とか財政的には将来的にめどが立つ、そういうところまで詰めてきたということも、赤井議員にも話いたわけですから、そういう財政、やってきたわけです。

今、御提案の世羅高原のことをおっしゃいまして、これはさっきも言ったように、私も行ってみてもおりませんし、赤井議員も詳しくおっしゃいませんから、どういうことかはあんまりわかりませんが、それなりに成果をおさめておられるでしょう。ただ、南部町でそういうことは、私はなかなか難しいのではないかと考えております。少なくとも、野の花というフラワーパークの門前で商売をやっている、まさにこの野の花でうまくいきしていないわけですから、これはもちろん努力も足りんし工夫も足りんということだろうと思いますけど、現実問題として、フラワーパークそのものも大変青息吐息でやっておられます。それから、野の花も一般財源からたくさんお金を支弁しないと運営ができないような状況でございまして、構想はいいわけですが、町内全域をそういう構想にして、フラワーパークと結んでもっと活性化せんかっちゃんことなんで、それはそれで提言として受けとめますけど、当面、野の花に一般財源でもう投入せんでもやれえやになるというような状況をつくるためにはどうしたらいいのかということの方が、私は喫緊の課題だというように思うわけです。

結局、今、T P Pの問題もありますけれども、農産品で売り上げをふやして所得を上げる、所得を上げて自主財源を高めるといふ、こういう仕組みなんですけれども、非常に大事なことですけれども、T P Pの問題などもあったように、非常に難しい環境にあらうというように率直に思っております。私としては、野の花の一般財源を投入しなくてもやれるような、そういう運営を当面、努力したいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。残すところがもう1分しかありませんので、町長にもう1点だけお尋ねしてみたいと思いますが、今、町長の困難な理由はよくわかったんですけど、南部町というのはもともと農業に従事される方が、70%からの方が農業を中心とした形でかかわっておられます。ということは、そういう農業に関するノウハウってものは、もう多くの方が持ってらっしゃるわけですから、その農業のノウハウをやはりまちづくりの、あの農場、ファームランドっていいですか、そういう中で花をつくったり、あるいは……。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員、時間がなくなりました。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 果樹園をつくったりして、そういうことで町民さんがかかわられれば、それによって雇用の場も創出されるし、あるいは町民の方も収入にもつながってくる。それがひいては町の税収につながってくるということで、私は中長期展望の中では十分に調査研究していただいて、できることならプロジェクトを組んでもらったり、あるいは担当課の方で研究していただく必要があろうかと思いますので……。

○議長（足立 喜義君） 赤井君、とどめてください。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） よろしくお願いします。

これで私の質問は終わります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 以上で7 番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩します。再開は3 時 3 0 分であります。

午後 3 時 0 7 分休憩

午後 3 時 3 0 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、1 番、板井隆君の質問を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告をしております地域振興協議会の検証と支援についてと雇用対策、2 点について質問をいたします。

これまでの地域づくりは、補助金を基本とした行政主導、行政依存で行われてきましたが、午前中に石上議員が一般質問で、町財政についての町長答弁にもありましたとおり、国と地方の財源の悪化により、行政主導での地域づくりは困難な状況になりました。しかし、これまでの地域社会の基本であった集落においては、人口減少と高齢化により担い手が減少し、集団活動が困難になってきています。このような地域の課題は多く、複雑になる中で、一定の範囲で各集落が連携をとることで、地域のことは地域みずからが主体的に取り組み解決をする、地域活動の持続を図ることが必要となりました。

坂本町長は、地域協働社会を目指して7 地区の地域振興協議会を構築され、5 年が経過しました。この間、振興協議会では、それぞれの地域での防災体制の組織化、地域交通の新たな取り組

み、地域収穫祭などのにぎわいづくり、福祉活動の推進、特産品の掘り出しなどを、地域の活性化と課題解決の目的を持って活動が進んでおります。振興協議会の充実は、地域を見る目、地域づくりには欠かすことのできない組織として住民の皆さんに評価されてると思います。そして、今後さらなる存在感を示していく必要があると考えます。7地区には、地域条件が異なり、それぞれの課題、問題点も発生していると思われ、町としての地域振興協議会に対しての5年間の検証と今後のかかわり方、姿勢と支援について、また、今後の課題、問題点解決についての考えを伺います。

まず、1つですが、7地区地域振興協議会で特色を生かした地域づくり計画が作成され、さらに各集落における集落づくり計画も作成され、計画に従って地域の活性を促しております。それぞれの目的を達成するためには人材や金銭面での障害があり、この対策に町独自の支援対策の考えはないか伺います。

済みません、2つ目として、活動が活発化するに伴い、役員の会合などが重なり、時間的・肉体的負担も増大しております。継続的な活動を進めるためには、活動や行動のお世話をお願いした方々への支援的な予算が組めないか伺いをいたします。

3番目に、防災コーディネーターの新年度予算化の考えについて伺います。24年度から防災コーディネーターに出されているふるさと雇用の雇用創出補助金が終了します。しかし、人口減の進む南部町、少子高齢化が進行する中で、防災意識、組織の点検、そして地域の見回りなど、重要な任務を抱えている防災コーディネーターの活動は非常に重要と考えます。適時の研修を初め、継続した扱いを考えるべきと考えますが、町としての姿勢をお伺いいたします。

次に、雇用創出事業の新たな展開について質問いたします。

現在も景気回復の兆しが見えない状況下で、厚生労働省の雇用創出基金を利用した緊急雇用対策が、重点分野雇用創造事業を除いて、今年度で終了します。地域の雇用失業情勢が厳しい中、雇用の受け皿をつくり出し、次の雇用につなげる意味からも必要な事業であると思います。南部町においても失業率は高い水準にあり、若年層の失業者も多数あると思われるとき、町として雇用対策を今後どのように対応する考えであるのかお伺いいたします。

1つは、南部町の失業率がわかれば、お答え願いたいと思います。2つ目に、失業対策として、今までの緊急雇用対策を町としても推進する必要性があると思いますが、この対策について伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、地域振興協議会の検証と町支援についてでございます。

平成19年、本町で7つの地域振興協議会が発足し、各振興協議会ではそれぞれの特性を生かした地域づくり計画を策定され、それに基づき地域活性化に向けた活動を展開されております。振興協議会が誕生して5年が経過した今日、各振興協議会に共通しますのは、従来なかった地域のさまざまな行事やイベントが開催されるようになったことです。このことにより、町民の皆さんの出会いや触れ合いといった交流の場が大幅にふえて、地域コミュニティの円滑化に大きく貢献していると感じております。また、子供やお年寄りを地域の人々で見守る意識が高まったと思います。

防災の面では、集落ごとの自主防災組織の発足や災害時の初動体制の確立などが整いつつあります。環境面では、ごみの減量化や不法投棄の防止など、環境美化も進んでおります。産業面でも、特に農業分野で特産品開発と耕作放棄地防止の取り組みとして、休耕田でのマコモダケやウドの栽培も順調に進んで、一定の収益を上げるまでになってきました。このような取り組みを見ましたときに、議員がお述べになったとおり、本町の地域振興協議会は今後ともその活動を充実し、さらに地域に欠くべからざる存在になっていただきたいと考える次第であります。そのため、町は地域振興協議会に対して、今後ともさまざまな支援を行っていきたいと考えております。

具体的な支援策として考えておりますのは、地域経営という観点からの人材育成であります。これは、今後の地域振興協議会で地域をマネジメントできる人の育成、言い換えれば、地域の人や団体、資源を有効に結びつけることで、地域の発展を図る力を備えた人を育成することでございます。また、地域振興協議会で独自の財源を確保する視点と力を持つ人を育てることも必要と考えております。あわせて振興協議会を経理や中長期的財政運営面で支える人も必要と考えます。

私は、平成16年に南部町長に就任いたしました際に、分権を国から県に、県から町に、そして町から町民の皆様のお手元にお届けしたい、その理念を実践するための組織として地域振興協議会が必要である旨のお話を議会や町民の皆さんに申し上げて、御賛同を得ました。先ほど御説明しました人材の育成の趣旨は、分権を町民の皆様にお届けする際、地域でその分権を受けとめていただく人材の確保ということでもございます。地域振興協議会発足以前は、ややあいまいにとらえられていた地域の課題が、協議会発足後、地域でさまざまな話し合いや活動が展開されるようになったことにより、明確かつ具体的に見えてくるようになりました。地域全体の課題はもとより、皆様が各部の活動に取り組む中で、個別分野ごとの課題も明らかになってきたところで

あります。

これらの課題については、ひとり振興協議会のみ取り組みとせず、今後、町の担当部署も交えて、解決に向けての検討と実践を行っていきたいと考えております。具体的には、農林業は産業課、交通対策は企画政策課、防災は総務課というように、所轄する部署が問題を共有し、解決策を協議会が町と協働という形で実践していくことを今後進めてまいりたいと考えております。また、金銭面の支援ということではありますが、各協議会には施設改修や備品購入など、協議会に必要な事業については交付金とは別な事業費を組み、支援を行っていることは、議員も御承知のことと存じます。

次に、活動や行事のお世話をお願いした人に予算を組めんかという質問でございます。

各振興協議会では、協議会の活動を支える各部の部長以下の役員、部員の皆さんに手当を支払っていらっしゃいます。ちなみにその金額は、年間の活動からするとまことにわずかなものであると認識をしております。手当が少額なのは予算的な要因もありましようが、それにも増して、各協議会の役員や住民の皆様には、以下のようなコンセンサスがあると考えております。

一つには、役員は地域や集落から交代で選出されるもので、いわばお互いさまという認識があるのではないかと。また、手当の内訳としては、会議など出席のためのガソリン代、つまり費用弁償という認識があること。さらには、お金をもらうから活動するのではなくて、自分たちで地域を守り育てていくという気概が協議会と住民の皆さんにあると思うのであります。

以上のようなことによりまして、各協議会で現在の役員や部員の皆様の手当が決められていると考えております。また、その額の決定については、各協議会において皆さんが協議をされて決まったものでございます。仮にその額を今以上にふやす必要があり、その財源が足りないということでありましたら、協議会のさまざまな取り組みによって財源を確保された中で手当てされるのが適当であると考えております。

財源確保の方策の一案として、議員の地元の南さいはく振興協議会を例にとってお話を申し上げます。例えば、南さいはくエリアの8割協定加入の中山間直接支払い制度をすべて10割協定とし、振興協議会でまとめて加入すれば、試算によりますと、その2割部分で300万円近い交付金の増額となり、これが新たな振興協議会の自主財源ともなります。ちなみに、10割協定を達成するための要件である農用地など保全マップの作成などの業務は、振興協議会が担うことになります。町としては、振興協議会の財源確保のための方策について、協議会の皆様と一緒に考えて、アドバイスするなどして、協議会の自主財源が少しでも確保できるように支援を果たしてまいりたいと思っております。

次に、防災コーディネーターについてでございます。

失業者対策などを目的に国が平成20年度から実施している緊急雇用事業が、一部を残して本年度末で打ち切られることとなり、県を初め県内各市町村は国からの交付金を受け多数の雇用事業を行ってきましたが、ほとんどが終了することとなりました。本町においては、各地域振興協議会と地域防災力向上を目的とした業務委託契約を締結して、その委託費の中で防災コーディネーター人件費と活動事務費を賄っております。その委託費にふると雇用再生特別基金事業を活用していますが、前述のとおり、制度は終了となります。

防災コーディネーターにつきましては、地域の防災力向上を目的に、ふだんからの災害や危機に対する予防策などの普及啓発、仮に災害が発生したとき、地域住民が主体的に行動できる集落づくりを目指し、そのための自主防災組織の結成や育成を図るために各協議会に配置されたものでございます。現在、防災コーディネーターの皆さんには、今まで得た災害や危機、防災に関する知識や情報などを地域住民の皆さんに普及、啓発していくため、各集落に出向き説明会などを開催し、自分たちの安全は自分たちで守る、自分たちの地域は自分たちで守るという、防災に対する自助・共助意識の高揚に努めていただいています。

また、平成21年度に日本宝くじ協会から寄贈していただいた消火・通報訓練指導車、けすゾウくんを使用して、水消火器による初期消火訓練や119番通報訓練など、いざというときに落ちついて素早く行動ができるよう、集落の防災訓練や地域のイベントなどに積極的に向かい、地域住民の皆さんの実技的な面の向上にも努めていただいております。この約3年間の活動を今後もさらに充実、継続していくためにも、来年度以降も各協議会で事務局員と防災コーディネーターをそれぞれ1名ずつ雇用していただきたく考えています。もちろん、防災コーディネーター人件費分については、現在交付している地域振興協議会支援交付金に上乗せして交付するよう、24年度当初予算に計上いたします。なお、その財源としては、事務局員、防災コーディネーターともに、特別交付税で措置される集落支援員制度を活用する予定でございます。

次に、雇用対策でございます。

南部町の失業率でございますが、直近のデータが出ていないためわかりませんが、平成17年10月実施の国勢調査によりますと、完全失業率は4.9%でございます。今年度実施の国勢調査により、来年4月に22年国勢調査の10月時点での完全失業率が出ることになります。ことし10月の鳥取県の有効求人倍率は0.63倍であります。昨年10月も0.63倍でございましたので、横ばい状態が続いていると言えます。

また、鳥取労働局が11月21日に発表した県内高校卒業予定者の就職内定率を見ますと、就

職内定者は681人で4.8%増、内定率は58.4%で2.9ポイントの増、県内の求人数は805人で19.4%の増、求人倍率は0.69倍で0.11ポイント増、産業別ですと、製造業で45.8%の増、卸売・小売業で14%の増、サービス業で9.6%増と増加した一方、建設業では19.2%減少しています。

今後の緊急雇用対策についてどうかということでございます。本町では、平成21年2月から平成24年3月までの3年間、緊急雇用創出特別基金事業、10割補助でございますが、これを活用して、町道林道作業員を初めとする臨時的任用職員を、3年間で延べ91人を雇用、総額約8,700万円の事業を実施しております。また、ふるさと雇用再生特別基金事業、これも10割補助でございますけれども、同様に実施しております、防災コーディネーター7名、森林公園など環境整備事業1名、グリーンツーリズム推進事業、枯れ松の伐倒8名、地域プランナー1名を委託先にて3年間雇用してまいりました。総額約1億5,000万円の事業でございます。来年度以降は、現在のところ、国の動向がわからない状況ですが、補助金などの財源確保が可能ならば、町民の働く場の確保を積極的に検討してまいりたいと考えております。

町内誘致企業の雇用状況は、本年4月現在で昨年同期と比較しますとプラス28名となり、そのうち町内雇用者は7人プラスとなっております。個別に各企業を見てみますと、東日本大震災の影響は徐々に回復しつつありますが、一方では、円高や原材料高などで企業の収益環境は依然厳しく、雇用の先行きも不透明であります。しかし、本町の誘致企業にあっては、苦しい中、町内雇用についても多大な御努力をいただいているところです。この企業努力に対しまして敬意を表するところでございます。また、南部町の12月1日現在、ハローワークへの町内の登録者数は112名でございます。平成21年9月の登録者数は152名でございましたので、若干ではありますが改善傾向にあると言えると思います。

南部町も加盟しております鳥取県地域雇用創造協議会では、とっとり高度人材「燦然」プランと題して、企業ニーズに合ったさまざまなカテゴリー人材の育成や教育を行って就業支援をしております。一方、本町においても、企画政策課に就労相談窓口を設置し対応しているところですが、その中で町内企業に採用された実績もあるところでございます。

今後とも、県及びハローワーク米子などとの関係機関と連携をとりながら、雇用対策を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。

そういたしますと、振興協議会のことから再質問ということでさせていただければと思います

ので、よろしくお願いをいたします。

まず、振興協議会の事務職員の人件費の問題なんですけど、現在、総額の3分の2を町から交付していただきまして、地域では地域の活動を支える人材としての扱いが非常に高まってきております。また、先ほど町長も言われましたように、協議会の活動がより高まって、安心、安全をより近くで感じていただけることが町民の皆さんにもできるようになった状況だというふうに思っています。

そういった中で、やはり事務局員を長く勤めていただきまして、安心して生活ができる賃金の構築や福祉も考えて、待遇の改善を前提に、そういったような改善が必要であるというふうに思っておりますが、その辺で、そういったことをしていただくことによって、そのことが地域での拠点を支えるよい人材の確保もできるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点につきましてよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。

現在、地域振興協議会の事務職員の方に対する給与でございますけども、これにつきましては、町の、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例に基づいて支出しております。具体的には、保育士さんですとか図書館司書さんというような、こちらの方は資格を有する方が対象の職でありますけども、その方の賃金と同様のものをお出ししております。

というようなことで、他とのバランスもございまして、この条例のとおりということで考えております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうですね、やはり基準というものがあると思いますので、その基準の中でやっていくところは確かに必要だとは思いますが、ただ、今の事務職員の方々、私もこの質問に関して、何カ所か協議会の方に出向きましていろいろと話を聞きましたが、どうしても行事、イベント、先ほど町長の答弁にもありましたように、イベント等が続きますと、特に春、夏、秋というような時期には日曜日ごとに何かのイベントがあって、そちらの方にも出なくちゃいけない、平日は平日で事務のことがあるということで、なかなか休みを消化もできないような状況もある協議会もあるということで話を聞きました。

やはり、まずは休みを代休でとって、そして体も休め、仕事の方が邁進できるようにできることが一番だというふうに思うんですけど、ただ、どうしてもできないときに、やはり例えば残業手当とか、そういったような手当をもって事務職員の方の労をねぎらうといいますか、当然の

ことなんですけれど、そういったものをそういった手当によって対応をするような考え方というものはないものなのかということを御質問させてやってください。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。

協議会にいろいろ従来からお伺いしておるところですけども、協議会によっては、ほとんどというか、多くがそうなんですけども、会長さんがやはり代休をきちんと割り振られたりしておられて、出勤の部分はきちんと代休措置で対応されておられます。超過勤務についても同様の対応をされておりますんで、今後ともそういうことを協議会の中できちんと休みを保障するようなことをやはりしていただくように御相談申し上げないといけないと思うんですけども、ということでございます。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） そうすると、代休をとらせない会長が悪いということでは、私はないと思うんですよね。さっき言ったように、どうしても忙しいときには、なかなかその代休もとれない。例えば、三六協定でいけば、その代休も何日間、何カ月か以内にとらなくちゃいけないということも定められてるというふうに思います。そういったことがどうしてもできない時期というのが、年間を通してやっぱりある時期があるというふうに聞いてもおりますし、私も実際、地元の協議会の方に時々参加をさせてもらいながらも、そのように感じてることがあります。

それを振興協議会で予算を組んでそうしなさいということであればいいんですけど、じゃあそのお金はどこから持ってくるのということになってくると思うんですけど、そういったところをやはり事務職員の2人分掛ける、せめて年間で何十時間とかの、そういったものが、要はこういう一括交付金の算定の中に組み入れていただくことができないかなというようなところについて、再度伺います。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。

先ほど町長の答弁された中にもありました、役員の手当についての答弁でございましたけども、具体的に今以上のものをお支払いされるような必要があれば、その協議会の方で、例えば自主財源というようなやり方で工夫をなさってはいかがでしょうかということですが、まさに今、議員が御質問されたことも、そのようだと思います。

町の方で、一律超過勤務で幾らというようなことを、それは基本的に先ほど申し上げましたとおりで、週何時間で、それからこの賃金でということで交付金の中に入れてお出ししております

んで、そのことはちょっと考えにくいところであります。

それから、もう一つ申し上げますと、各振興協議会ごとにさまざま、いろんな状況が異なっておりますので、町の方が一元的に、例えば私が担当させていただいておるんですけど、一元的にこうなさいませということは、協議会の方には金太郎あめみたいには言えないということでした、そこら辺は、誤解を招くかもしれませんが、臨機応変にやはり、いいぐあいに対応していただくということではないかというふうに。これは、会長さん方とも日常的にそういうお話はしておりますんですけども。以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） やはりもうちょっと、専門員の方もしょっちゅう協議会を回りながら話をいろいろと聞いてもらってるとは思うんですけど、やはり会長との意見交換も大切だと思うんですけど、やはり事務職、実質現場に携わってる方々の声をやはりもうちょっと聞いたりして対応してもらえれば。多分、してもらってるとは思うんですけど、さっきからやはり会長、会長ということが出てきますので、やはり事務職員の方々とも十分に話し合い、またそういった一つの意見交換会の場なんかもつくっておられると思うんですけど、もうちょっと深く話をして、状況を把握していただければと思います。

そういった形での支援ができないということでありましたらば、続けてもう一つ話をさせてやってください。

先ほどの町長の答弁の中に、支援策ということで話をされまして、地域の経営、人材育成をするような、何でしたっけ、ごめんなさい、マネジメントとか、それから財源の視点の目が見れる人を置くとか、それから経理の方を置くとかというような形で話がありましたけれど、そういった形でいけば、今現在、地域協議会の中では、実質、事務についての方、防災コーディネーターを入れて2人、あと会長、それから副会長おられるわけなんですけれど、実質、直接事務系統をやっているといえは2人だというふうに思います。先ほどの支援策のお話からすれば、各事務局に3人ぐらいは必要じゃないかなというふうにもとれたんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） ただいまの御質問にお答えします、地域振興専門員でございます。

その前に、先ほど板井議員の方から御指摘がありましたが、会長さんとばかり話ししてるわけでは決してございませんので、誤解なきように。

ただ、会長さんというのは、振興協議会の中で全責任を負うていらっしゃるトップの方でございますんで、やはり事務局員さんともお話をしたり、防災コーディネーターの方ともお話をすることは、私、とっても大事だと思っとるんですけども、ただ、事務局員さんとの話だけで物事が決まるわけではございませんので、会長さんという言葉は何度も口にしたのは、やはりその責任者という趣旨でございますんで、御理解くださいませ。

さて、人材育成にかかわる話でしたが、町長の答弁の中に、地域のマネジメントをしていける人、それから財源確保の視点と力を持った人と、それから経理ではなくて、ちょっと違うんですよ、議員も御理解いただいとることなんですけど、要するに中長期的な財政運営ということですね。単年度の経理、決算ということではなくて、どれだけのお金が入ってきて、どういう事業に投資していくかという、財政運営といいますか、というような人材を育成していかなくてはいけないという趣旨の町長の答弁でございましたけど、人数については、私は3人ということでは決していないと思っております。地域にたくさんおられたらとても素晴らしいことだと思いますので、3人に固定しちゃわないで、たくさんという、できるだけこういう方が何人もいらしたら素晴らしいんじゃないかと思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 私が言ってますのは、結局、事務所の中の仕事量のことを言ってるんです。それは、地域地域にはそれぞれいろんな方がおられて、そういった何といいますか、知識を持って、知恵を持って、それを助言として聞かせてもらったり、実際そういったやり方を指導してもらえる方っていうのは、各地域それぞれの中におられると思うんですけど、実質、毎日通って事務を、全体的な地域を見るという姿の中で、事務所の中にやはりそのくらいが必要ではないんですかというふうに思ってますし、私はそういうふうに、先ほどの町長の答弁をそういうふうに理解をしたんですけど、しつこく言って申しわけないんですけど、その点について、変わらないと思うんですけど、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

人材はたくさん地域にはあるということでございまして、これらをいかに活用して振興協議会の事務局運営に反映するのかなというのは、これは会長さん方の手腕の見せどころだということだろうと思います。

板井議員のおっしゃっております、事務局に3人も4人も多い方がきっと元気のいい活動ができるのではないかと、このように思うわけですけども、これがなかったときのことをちょっと

考えてみていただきたい。会長も副会長もありませんでしたし、それから、事務局員ももちろんありませんでした。公民館主事というような名前で、東西町とそれから天津、ここに配置になっておったということでございますから、私は少し拙速に過ぎるのではないかと。今、町としては、会長、副会長、それから各地区への支援員2名ずつ、これは14人でございます。200万わて払うと2,800万円使っております。会長さん方の報酬で1,100万ほどになります。そうしますと、合計で、会長、副会長さんの報酬は職員2名分程度、それから事務局職員さんの報酬は町の職員の5.5人から6人分ぐらい使っているわけです。したがって、これをどんどん広げていくという状況というのは、きっと、もっともっと地域主権が進んで、役場の機能が同時にもうちょっと小さくならないと、マネジメント全体としてやれんやあになるということだろうと思います。

したがって、今のところは、不足もあろうと思いますけれども、事業の規模や、あるいは活動の内容といったところで、大体2名で十分だとは言わんわけですがけれども、2名程度の職員で回していったらほしいと、そういうトレーニングを積んで、本当にもっと必要なので、採用するだけの支援をお願いしたいというようなことになればなというように思っているわけです。この辺のバランスどころが難しいわけでありまして、会長さん方からは待遇改善の話も伺っておりますけれども、これはやっぱり振興協議会ごとにばらつきがございまして、南さいはくの方では自主財源で副会長さんも雇っておられるというようなことですから、やっぱりさっき答弁で申しましたように、自主財源をつくっていくような、そういう人材の支援のあり方というようなものを町としては力を入れて、地域でやっぱり回っていく組織ということを目指さなければいけないのではないかと。町があげしてあげなさい、こげしてくださいっっちゃうやなことではなくて、地域の会長さん方がみずからの判断で運営をしていただく組織だということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうですね、町長おっしゃるとおりの状況は、さっきも言いましたように、石上議員の町財政という見方の中で、非常に厳しい中でやっていかなくちゃいけない、町職員も減っていくという中で、町民を見詰める目というものをやっていかなくちゃいけないという状況はわかります。

ただ、だからこそこの振興協議会の役割といいますか、そういったものは非常に大切なところがあって、そういったところが充実をしていけば、大変町としてもやりやすい行政の部分というのが、町民とのコミュニケーションといいますか、ネットワークも振興協議会がやってくれる

立場になるのではないかなというふうに思い、やはりそういった中では、私が見てる限りでは、ちょっとやはり2人では大変ではないのかなという気がしております、これは私の思いということで受けとめていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうすると、先ほどそういった形で難しいというような見解は出たんですけど、そういうことになる、どのような役割を行政職員がこれから果たしていかなくちゃいけないのか、振興協議会に対して行政職員がこういったような形でかかわっていかなくちゃいけないかということにも、それによっては事務職員の負担軽減にもつながっていくのではないかなと思っておりますけれど、そういったようなところで、町職員のかかわり方というものについて、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員でございます。

ただいまの御質問については、町のいろいろな担当部署があるわけでありまして、そこがやはり具体的には、すべてがとは申しませんが、かなりパーセンテージの高い部分が地域の課題の解決であります、人も含めてですね。先ほどの町長の答弁の言葉をかりれば、一緒になって考えて解決していきましょうというスタンスをこれからもっともっと強くしていきたいと思っております。その中で協働という、一緒にやっていくという形をもっと強めていかないといけないと思っております。どちらかに、片一方にお願いしますではなくて、考えるところから一緒になってというスタイルを確立したいと思っております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 確かに町長の答弁にありましたように、各それぞれの課題とか問題を各担当課がそれをもって協議会との連携を持っていくというような答弁がありました。やはりそういったような中で、どうしても協議会とのかかわり方、職員の皆さんにもやはり協議会の存在感というものをもう一度改めて感じていただいて、協議会等の必要性、そして町とのかかわり方を職員の皆さんも考えていただければというふうに思います。

そして、さっき話が出ておりました自主財源の件なんですけれど、先ほど中山間の直接払いを、能竹も実はやっております、80%で契約を結んでおります。それが100%ということになりますと、その2割は事務局の方に事務をある程度お任せして、2割部分についての自主財源、南さいはくでいけば300万も、結構、資金ができるような、非常にこれはおもしろくていい話だなというふうに思って聞きました。今、何年、2年ですね、あと1年ですかね、あっ、5年間ですか……（発言する者あり）5年間。失礼しました、あと3年ということがあるわけなんです

けれど、そういったような形で、そういったヒントとか、そういったものをどんどん協議会に持っていったいただいて、やる気のあるところは多分それでやっていくんだろうと思います。やる気のないところは、それはもうそれで仕方がないところがあるかもしれませんが、そういったことを提案し、ヒントを与えていただくというのが、なかなか今の協議会の職員ではわからない、できない部分があると思います。その辺をいろいろな方策、こういった直接払いばかりではなくて、県の方であります中山間の、みんなで支える地域の宝・地域力の取り組み情報発信事業とか中山間の基金とかってありまして、そういったような補助事業とか、そういったものをどんどん取り入れて、その地域に合った、こういったものがあるよというようなことを、話を持ちかけてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、ぜひそういったようなつながりを十分持っていて、振興協議会がこれからもっともっと地域住民の地域の方々になくてはならない存在になるような形に進めていただき、もちろん協議会自体も一生懸命頑張られると思いますんで、そういった中で、町としてできる限りのことを対応していただきますようによろしくお願いいたします。

私は、この3年間という議員の中で、この協議会というものを今まで何回も質問をさせていただきました。そういった思いもあり、気持ちもあって、今まで何回もさせてもらったわけなんですけれど、ちょうど、一番最初に議員になったときの最初の一般質問でこのような話をさせていただきましたが、3年目になりましたので、もう一度話をさせていただきたいと思います。

この振興協議会は本当に南部町にとっては必要な組織であるというふうに思っておりますけれど、残念なことに、まだ集落の方で振興協議会に入っていないおりません集落のところもあるわけなんですけれど、ぜひこの5年間の実績をもう一度各集落の方で検証をしていただいて、来年、24年度からでも一緒になって振興協議会に入っていないおりません、地域を盛り上げていくということを切にお願いをして、この協議会についての質問を終わらせていただきます。

次に、雇用についてなんですけど、先ほど答弁の方でありました失業率等々、話をさせていただいて、非常にまだまだ雇用が厳しい状況であるなあというのがわかりましたけれど、この23年度予算の当初予算の説明資料という中に、それぞれ雇用対策ということで書いてありまして、先ほど答弁の町長が話されました、それぞれのものについてあるんですけれど、このものを今後もこの雇用事業というものがなくなった場合に、これからどのように対策を考えておられるのか、先ほど言われました特別措置交付金など、そういったものも十分あると思うんですけれど、この雇用について継続性のあるもの、ないものというものがありましたらば、23年度の予算資料の中からお聞きできたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 本日の会議は、あらかじめ時間を延長して行います。

企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。

私ども企画の方では、各課にまたがっておりますこの緊急雇用なりふるさと雇用のことにつきまして、総括という窓口になっております。実際、各担当所属課の方で、この23年度でふるさと雇用も緊急雇用も一応閉じますので、それ以後につきましては予算要求という形で、今の当初予算、24年度の予算要求を現在、庁舎内部で進めてるところでございます。

国の状況も、この緊急雇用の後といいますか、ポストというんでしょうか、継続が国の動向をまだ見定めておかなければなりません、今の段階といたしましては、町長の答弁にございました防災コーディネーターにつきましては、集落支援員制度、特別交付税をもとにしながら継続をするということは決まっておりますが、後のことにつきましては、まだ現在、予算作成中であるということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 済みません、ちょうど今、まだまだ予算の作成中ですので、どういふような傾向になるかっていうのはもちろん言いにくいところだとは思いますが、先ほど話がありましたように、年間で本当に200人近く、延べにすれば、3年間で雇用があって、私も何人かこの中に入ってる方も知っておりますけど、本当に半年でも1年でもこうやって仕事をさせてもらって助かったんだと、次の仕事探しに意欲がわいたんだというようなことで、本当に話を聞きましたし、また町道や林道作業の雇用の方とも、実は緑水湖の対岸の管理道路のずっと側溝を掃除をするときに、雇用の方と一緒に何日かやった経験があるんですけど、そういったような話を本当にしておられました。やはり短期間でも、そういった就労の場所とか意欲をつくり出す場所を町が提供するということは本当に必要なことではないかなというふうに思っております、ぜひこの24年度の予算にも反映をしていただきまして、少しでもそういった方々を一助にいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之でございます。議長のお許しを得ましたので、通

告に従いまして、4点について質問させていただきます。

まず、T P P問題シンポジウムの開催を求めて質問いたします。

T P Pは、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリの4カ国が結んだ経済連携協定で、2006年に発効したものです。例外品目なしの100%の貿易自由化を目指し、物やサービスのほか、政府調達など非常に幅広い分野を対象にした協定であり、最も完成度の高い経済連携協定だと言われています。

政府は、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、その基本方針を前提に、国内の農業対策などを検討する食と農林漁業の再生推進本部を発足させ、2011年6月をめどに開国と農業の両立を可能にする農業対策の基本方針を、10月までに中長期的な行動計画をそれぞれ決めるようにしてきました。基本方針が閣議決定され、国内でもいち早くJ A、全中など農林漁業団体を初め、北海道などでの経済界、消費者団体を含む地域ぐるみの反対運動が展開されてきました。この間、マスメディア、特に中央のマスメディアは、T P Pの問題を、国民の多くや産業界は推進を支持し、農林漁業団体や町が反対しているかのような図式を描き、開国か鎖国かなどと国民世論を分断させながら推進のキャンペーンを繰り返してきました。日本がT P Pに不参加なら、経済発展に欠かせない枠組みから締め出されてしまう、読売新聞の11月4日付でございます、などと危機感をあおりました。しかし、外国との諸条件の違いによる生産性格差をかなり高い関税などで国境措置し、調整し、外国産品の無制限の流入を防いできた米、酪農品、砂糖、でん粉などの農産物、イワシなどの水産物は、T P Pへの参加によって関税がゼロになれば壊滅的な打撃を受け、地域経済の崩壊や食糧自給率の大幅な低下が避けられなくなります。

政府の資料によると、T P P協定交渉の作業部会は、次の24部会です。首席交渉官協議、工業、繊維・衣料品、農業、原産地規制、貿易円滑化、衛生植物検疫、貿易上の技術的障害、貿易救済、政府調達、知的財産権、競争政策、越境サービス、金融、電気通信、電子商取引、投資、商用移動、環境、労働、制度的事項、紛争解決、税関協力、横断的事項、この中に中小企業競争規制関連協力と、まさに国民生活の多くの分野が自由化、規制緩和の対象になります。農林漁業や地域だけの問題ではなく、全国民、全町民がしっかりと見定めなければならない重大問題であることが示されています。

T P Pは、アジア太平洋経済協力会議、A P E Cに参加している諸国の加入を想定したモデル協定と言われていますが、そこにはアメリカの意図が強く働いています。現在、日本は既にT P P交渉参加国の多く、ベトナム、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ペルー、チリとF T A、自由貿易協定を締結するか結ぶことになっています。日本農業に大きな影響を及ぼす協定であり

ますが、交渉の結果、米など重要品目の高関税を残すなどの処置がとられています。T P P 参加国で日本がF T Aを結んでいない農産物輸出大国は、アメリカとオーストラリア、オーストラリアにつきましては、政府は交渉を進めることを表明しております。

T P P 参加による関税の撤廃によって、これらの国から日本の農産物の競合作物が大量に流れ込むことになるでしょう。アメリカ、オーストラリアという農産物輸出大国に日本の食糧を任せることになるでしょう。早期の参加表明を迫る財界、大企業は、国内での生産をふやし、輸出することだけがねらいではありません。T P P によって競争政策や労働分野などの規制が弱まれば、安い労賃、原材料を求めて企業の移転、関連会社の設立なども容易になります。多国籍化している輸出大企業は、既に生産拠点をアジアに移しているところもあります。輸出大企業の利益はふえても、国内産業の空洞化、雇用の喪失が予想されます。輸出大企業とアメリカの利益だけが図られ、国民の暮らしがよくなる保障はほとんどありません。

次に、日本の農林水産業、地域経済への影響は、農林水産省や地方自治体が試算しています。農林水産省が行った農業への影響試算は、主要19品目、関税率10%以上、国内生産額10億円以上の農業生産額全体で4兆1,000億円程度の減少となり、農業食糧の自給率は40%から14%に、品目別には、米が1兆9,700億円、約90%、小麦で800億円、99%、サトウキビ、テンサイなどの甘味資源作物1,500億円、100%、牛乳・乳製品は4,500億円、バターなどの乳製品は100%、飲用乳で約20%、牛肉4,500億円、約75%などの減少です。

南部町では、米で3億6,300万円の生産額が3億4,100万円の減少、肉牛は9,100万円の生産額が7,600万円の減少、豚肉は2億円の生産額が1億6,000万円の減少、町内農業全体での生産額9億8,200万円のうち5億7,700万円、率にして58.7%の農産物が減少になると、町長は昨年の12月議会で答弁をされておられます。また、町長は自治体キャラバンの申し入れにも明確に、このT P P 参加について反対もされてきました。

10月23日には、T P P 交渉参加断固反対鳥取県大会が開催されました。主催はJ A鳥取県中央会ほかJ A関係団体14団体、共催は鳥取県、鳥取県議会、市長会、町村会、医師会、看護連盟、建設業界、連合婦人会、中小企業団体中央会、農業会議、土地改良事業団、森林組合、農業共済組合、生活協同組合、漁業協同組合、菌興椎茸協同組合、農業農村担い手育成機構、畜産推進機構、新日本婦人の会、農民連、革新懇、労働組合総連合、農林中央金庫、農協観光などの鳥取県の24団体で約1,000名の参加者で、県内各分野を超えた大会でした。私もこの大会に参加をし、県民がこのT P P に対しての危機感があることの認識をこれまで以上に認識いたし

ました。

11月8日には、分野を超えてTPP反対国民集会が開催されました。その中で、JA全中会長、萬歳章さんは、もはやTPPが地域経済や雇用の安定、食糧の安定供給、医療制度に悪影響を及ぼすことは、だれの目から見ても明らかです。農林漁業者だけではなく、消費者、医療関係者など広範な国民各層に広がっています。国民的議論を行わないまま、経済効率だけで国の進路を決めることは、歴史に禍根を残すことになりますと言っておられます。

日本医師会副会長の羽生田俊さんは、国民の食と暮らし、命を守ることは、政府に課せられた最大で最高の責任です。国民は、いつでもどこでもだれでも平等な医療を受ける権利を持っています。それを保障しているのが日本の国民皆保険制度です。我々は、この世界に冠たる制度を守るために、安易にTPPに参加することに強く反対します。

岩手県生協連会長の加藤善正さんは、私たちは、食品添加物や遺伝子組み換え、BSEなどについて消費者と運動し、産直運動にも取り組んできました。TPPは食の安全を脅かし、食糧自給率を下げる重大問題です。大震災から立ち直ろうとしてる人々の意欲を阻むものです。東北6県生協会長は、TPP反対の共同声明を発表しました。

次に、JAはまゆう女性部フレッシュミズリーダーの松田香里さんは、宮崎県で夫、3人の子供、夫の両親と祖母の8人で、水稲など15ヘクタールを耕作しています。厳しくも恵みの母である自然と共生しながら、消費者に安全、安心な農畜産物を提供する営みの中で、かけがえのない家族や地域、国土を守っています。農業こそ未来永劫必要なものであり、国益と考えています。農業者、女性、母として断固反対ですと、各分野の方が反対表明をされております。

また、今、政府は大規模農業政策を進めようとしています。北海道の農家で1戸当たりの耕作面積は、全国の10倍の21.5ヘクタール。渡辺さんは、その2倍の50ヘクタールを所有しておる大規模農家です。アメリカの平均耕地面積は200ヘクタール、オーストラリアは約3,000ヘクタールですから、とても太刀打ちできませんと、渡辺さんは大規模農家も限界です、TPPで競争は無理。テレビや新聞で、TPPに参加しても競争に勝てるという農業者が取り上げられます。まれに対抗できる人がいるのかもしれない、しかし、自分のことだけではなく、地域や国全体のことを考えるなら、TPPがいいと言えないはずです。日本では人体に影響の少ない農薬が次々に開発されていると、渡辺さんは言っています。それらは値段が高く効果も弱いのので、農家にとっては経費も作業の手間もかかります。しかし、アメリカ基準でつくるとなれば、今は使えない農薬が解禁され、残留農薬の濃度が高くても問題にならなくなるでしょう。それは、消費者にとってはよくないことですと渡辺さんは言われます。TPPは、農業も食の安全も

破壊します。日本の農業を守り、農業者が希望を持って生産に励めるようにするための政策要求の実現を、関係者との協力で前進させることです。具体的には、生産コストを保障する価格保障と、農業の多面的機能に着目した所得保障の充実、水田の多面的な利用による飼料用米の増産など、自給率向上政策の充実、新規農業就業者に対する支援措置を政策として充実させることです。また、輸入食品の安全検査の強化や原産地表示の徹底など、食の安全、安心の確保です。

このような状況の中で、11月11日、野田首相はTPP参加に向けて各国の協議に入ることを表明しました。また、町長は、日本海新聞の報道では参加に対して反対を表明されています。本日の青砥議員の質問に対しても、明確にTPPに対して参加反対を表明されております。世論調査では、TPPに参加した場合の影響を政府は説明していないが78.2%、TPP参加の是非がわからないが39%と、政府の説明がなされていないことが浮き彫りになっています。以上のようなことから、次のことについて伺います。

1点目、TPPの影響は、農業だけではなく、あらゆる分野、例えば医療、金融、保険、雇用などにも重大な影響を与えていると言われています。その中で、TPPに参加での町民への影響がどのようにあるかお伺いいたします。

2点目、農業団体、農業者、林業者、消費者、商工業者などと賛同する団体、個人とともに、TPPに参加することに反対の声を上げるために、TPP問題シンポジウムの開催を求めます。

次に、農業振興施策について伺います。

TPP問題を初め、今日の農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあります。町の基幹産業である農業の発展と活力ある農村の実現を目指す目標を立てるべきです。

平成23年4月27日の南部町水田農業推進協議会において、南部町地域水田農業ビジョンが決定されています。その資料によりますと、農家数の動向は、総農家数で昭和50年、1,820戸、平成17年、1,029戸、農家人口と農業就業人口では、昭和50年で農家人口が8,489人、平成17年、4,605人、農業就業人口、16歳から69歳は、昭和50年、6,150人、平成17年、3,008人、耕地面積は約1,000ヘクタールです。このビジョンについて、現在の実績と状況を踏まえ、今後の振興施策について具体的にお聞きいたします。

1点目、農業振興施策と担い手育成及び後継者育成について。その中で、次代の担い手の確保・育成。地域農業を支える仕組みづくりと活力ある組織・経営体の育成。女性・高齢者などの能力発揮の場づくり。2点目、新規就農支援対策。3点目、遊休農地対策。4点目、農産物の市場開拓。5点目は、来年度よりたばこ生産者の不作付に対する対策です。

次に、健康診査の問題についてお伺いいたします。

健康診査の健診場所が従来より少なくなってきました。受診率向上に逆行しているのでは。少なくした理由、少なくしてどのように変わったのか、受診率、受診人数と、また受診率の向上をどのように図るのかを伺います。

1 点目、過去 5 年間の健康診査の内容と受診率。2 点目、検診場所の減の理由及び影響。3 点目、受診率向上の対策。4 点目、受診率の算定基礎。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設を求めて伺います。

私は、3 月、6 月議会において住宅リフォーム助成制度の創設を求めましたが、町長は町産材の活用事業、小規模工事等取扱要領の活用、個人財産への支援になるもので問題があるとの答弁でした。9 月議会で個人財産への問題で具体的に例を挙げて質問すると、今後は揚げ足をとるような質問だと言われましたが、私は町長の答弁に対して確認をただけです。この住宅リフォーム助成制度は予算の 10 倍、数十倍程度の効果があり、地域経済の活性化になっています。実例は前回にも言いました。県内では 4 自治体で実施されています。また、米子市でも住宅リフォーム助成制度の検討をするという回答を得ています。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、T P P 問題でございます。

T P P 参加での町民へどのような影響があるか問うということですが、このことにつきましては、本日、青砥議員の御質問に既にお答えをさせていただいておりますので、重複は避けさせていただきたいと思います。

次に、T P P 問題シンポジウム開催を求めるということですが、環太平洋パートナーシップ協定の T P P の交渉参加をめぐる問題については、さきに述べたとおり、現在のところ反対の意思表示をしております、あわせて慎重に対応すべき事柄との姿勢を改めて示したわけですが、T P P 参加については、分野に応じて必ずしもマイナスの影響ばかりではないし、いずれは通らなければならない議論であります。そういう意味では一部理解も示しますが、T P P 参加で弊害が生ずる分野に対してどのような手当てをするかについて国全体で議論し、パッケージで結論を出すことが必要であると思います。その手続が一步も進んでいないのが現状であり、政府の対応の遅さが国民の混乱を呼んでいると思っております。そこを整理するためにも、情報をきちんと国民の前に明らかにし、広く議論をした上で結論を出すという民主主義の王道を政府には歩んでほしいと考えておりますので、国民への情報開示と議論の必要性を訴えるためにも、南部

町としては各種団体と協議をしながら、一つ的手段としてシンポジウムなどの開催を取り組む方向で検討していきたいと考えております。

次に、農業振興施策と担い手育成及び後継者育成を問うということでございます。

これまで本町の農業振興には、水田農業推進協議会、耕作放棄地対策協議会、担い手育成総合支援協議会に大きな役割を担っていただきましたが、今年度、この三者が統合し、新たに南部町農業再生協議会が設立をされ、この会で総合的に取り組みを進めていただくことになりました。来年度には中長期的な地域農業マスタープランを策定することになっており、これに基づいて農業振興を図ってまいることとなります。統合はいたしましたけれども、きめ細かな取り組みを進めるために部会を設け、その一つに担い手育成部会もございまして、担い手の育成を図ることとなっております。担い手としては、農地を耕作し、守っていく意欲のある方がまず第一に考えられまして、現在、町内には2法人、23個人の25の認定農業者がいらっしゃいますので、この皆様は重要な役割を果たしていると考えております。

また、退職後継者が担い手として果たす役割も大きなものがあると考えますので、来年度から新たにいきいき農業塾を開催し、担い手の確保を図りたいと考えております。あわせまして、若い皆様にも法人などへ就職することで農業技術などを習得していただき、その経験を生かして自立し、担い手となっていただけるように支援を考えてまいりたいと思います。

なお、農業の振興ということは、生産者の皆様の収益の向上ということにつながっていかねばなりません。そのためには、農作物の一層の付加価値を高めることも必要でございます。その意味からも、安全、安心して、また健康にもよく食することができる農産物ということで、自然農法、有機農法などの取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、鳥取大学農学部とも連携をしながら、まずは研究会を立ち上げて、普及・啓発を図りたいと思います。

次に、新規就農支援対策としましては、国県事業の就農条件整備事業、就農応援交付金事業を活用して新規就農者の支援を行っております。就農条件の整備事業は、新規就農者の農業施設、機械の導入資金の2分の1を補助するもので、就農応援交付金は、就農初期の不安定な生産基盤を早期に安定させるために、就農後3年間、用途を限定せずに支援するもので、1年目が月額10万円、2年目に月額6万5,000円、3年目に月額4万円を支給するものでございます。

新規就農者のこれまでの状況でございますが、平成18年に1名、20年に1名、21年に1名、23年に1名ございました。来年度も新たに就農される方を確保することを目標としております。なお、国は、来年度から45歳未満の新規就農者を倍増させる新規就農総合支援事業を創設し、就農準備として最低賃金時給820円を確保して、法人への就農について、法人側に対し

て研修経費を月額10万円、最大2年間支給することとしていますので、この事業を活用し、青壮年層が新規に就農しやすい環境づくりに努めたいと考えます。

また、新規就農を目指される際に、農地の確保に苦慮されるという場合もございますので、農地利用集積円滑化事業の中で、高齢化や後継者不足により耕作に困っておられる方から白紙委任農地を募りまして、新規就農者とのマッチングを行うことで、新規就農の農地の確保がスムーズになるように支援を図りたいと考えます。

3点目に、遊休農地対策についてでございますが、農業委員会から土地所有者の方に鋭意御指導をしていただいているところでございますが、それでも耕作放棄地となり荒廃してしまった農地につきましては、農業再生協議会の耕作放棄地対策事業で解消を図るべく取り組みがなされております。耕作放棄地の再生を行う場合、事業費の10分の10を支援し、その土地の土壌改良についても10アール当たり2万5,000円を支援してまいりました。事業を実施し始めた平成21年度から今年度までで、累計161アールの荒廃地を再生しております。このうち、昨年度実施した鴨部では、鴨部まこも友遊会を組織して、荒廃地64アールを再生し、そのうち25アールでマコモタケを栽培して、特産品として売り出しておられます。

この事業は従来、自己所有地の再生は対象としておりませんでした。今年度から自己所有地についても事業費の2分の1を支援してまいることとなりました。したがって、耕作放棄地を所有されている皆様にはこの事業を積極的に御活用いただきまして、耕作放棄地の解消に取り組んでいただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

農産物の市場開拓でございますが、町としましては、現在、食材供給協議会を組織し、毎月、生産者と栄養教諭が集まり、作物の生育状況を見ながら献立に反映をしたり、学校給食、保育園の給食、病院や福祉施設への町内産農産物の供給調整を行っております。このような組織は県内でも珍しくて、平成23年度学校給食用食材地産地消推進会議で実践発表し、高い評価を受けております。また、先般は表彰もいただいているわけでございます。今後は、これらの公共施設だけでなく、町内の飲食店でも活用いただけるように検討しているところです。町外の市場開拓については、鳥取県、農協などと連携をとりながら、取り組みを進めてまいりたいと存じます。

葉たばこ生産についてでございますが、今年度、JTによる廃作募集に町内すべての生産者である4名の方が応募されまして、面積460アールが廃作されることとなりました。廃作の奨励金として、10アール当たり28万円の支給をお受けになるわけであります。このうち1名の方は、既に町の汗かく農業者支援事業を活用し、本年度から果樹の作付に取り組むことを決めておられますし、2名の方はブロッコリーを作付されることを決めておられます。残り1名の方の来

年度からの作付については、農協とも協力しながら早急に作付作物をお決めになることができるよう支援してまいりたいと思っております。従来の葉たばこから新たな作物の作付に変わるわけでございますので、いろいろな御苦勞をされることも想定されますので、各種の補助事業を活用いただきながら、できるだけスムーズな営農移行が行われるよう、町としてもサポート体制を強化しなければならないと考えております。

次に、健康診査についてでございます。

検診の受診率と受診率の算定基礎については、担当課長に答えさせますので御了解ください。

がん検診において、過去５年間で内容に変更はございませんでした。特定健診は平成２０年度から制度が変わりました。平成１９年までは、老人保健法を中心に、基本健診を希望される住民を対象に実施しておりましたが、平成２０年度４月からはメタボリックシンドロームに着目した健診で、特定健康診査・特定保健指導が各保険者の責任で行われるようになりました。

南部町では、国民健康保険の加入者で、４０歳以上から７４歳までの方は特定健診、７５歳以上の方は高齢者健診、２０歳から３９歳までの希望者の方の健診を実施するようになりました。この影響で、今まで町の健診を受けておられた方が健診の対象者から外れる結果となりました。参考に、平成１９年度の受診者数は１，７０７人でしたが、平成２０年度の受診者数は１，４０１人という結果でございました。

次に、検診場所の減の理由及び影響についてでございます。検診の実施方法、旧西伯と会見では異なっておりました。旧西伯では医療機関検診だけで、集落の集会所での検診はしていませんでした。旧会見側では医療機関での検診をしておらず、保健事業団と集落の集会所を回って検診を実施しておりました。合併後は、旧西伯でも東西町地区、天津地区、大国地区、法勝寺地区で特定健診とがん検診をセットで行うやり方を取り入れ、検診機会を拡充させました。旧会見側も医療機関検診を導入して、検診機会を拡充させております。

平成２３年度から旧会見側は、各集落の集会所を会場として実施していた特定健診をがん検診とセットで行う方法に変えて、交流会館といこい荘の２カ所で検診を実施することに変更いたしました。変更の理由は、平成２０年度から特定健診が始まり、対象者が減って、会見地区の特定健診の受診者は、平成１９年度７４８人から平成２０年度に５８９人と１５９人も減ったこと、検診を受けられる方よりもスタッフが多い会場があること、医療機関でも特定健診は受診できるということなどから、何度も健診に足を運ばなくても、一度に特定健診とがん検診を受けられるようにしたセット健診に切りかえました。平成２３年度の会見地区の検診方法の影響は、乳がん検診を除いていずれの検診も受診者がふえました。乳がん検診が減った理由は、検診会場でドク

ターが体調を崩されて検診ができなかったことが原因でございます。

最後に、受診率向上対策ということでございますが、9月議会で議員の皆様からがん征圧宣言をいただきまして、がん検診の受診率向上について検討を進めております。このたびの補正予算でお願いしておりますアミノインデックス検査を実施してがんのリスクを予測することにより、がん検診に関心を持ってもらえることで受診率を向上させることを考えております。

最後に、住宅リフォームでございます。

南部町では、工事を受けていただける業者や事業主など数が少なく、町内業者への発注に限定した場合に、他町のような経済活性化につながるかどうか疑問を感じているところでございます。9月議会での質問にも回答しましたが、地元事業者の支援というより、個人財産への支援という意味合いが強い住宅リフォーム助成制度については、今のところ導入する考えは持っておりません。ますます厳しさを増すと予想される町財政の将来予測などを考えますと、今実施しています町産材の活用家づくりの助成制度や小規模取り扱い制度などを活用して、小規模な地元事業者の支援を図ってまいりたいと考えています。

南部町小規模取り扱い制度におきましては、23年11月30日現在で、建設課が町営住宅の内装修繕、畳の表がえなど3件、産業課がプラザ西伯の照明器具の取りかえ、緑水園加圧ポンプ交換など6件、教育委員会が法勝寺図書館のパーテーション修繕、窓サッシ修繕など5件、総務課が議会委員会室の内壁修繕1件、合計15件、204万円の工事を発注しております。

また、大山町で住宅リフォーム事業の助成金を商工会のお買い物券で渡してると聞いていますが、南部町でのプレミアム商品券も平成21年度4,400万円、平成22年度、23年度と5,500万円を販売をして、大変好評をいただきました。いずれも10%のプレミアムがついております。小規模取り扱い制度での修繕工事の発注、プレミアム商品券販売の両事業とも、地元経済の活性化、事業者の支援に結びついていると思います。

そういうことで、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。

では、検診の受診率と受診率の算定についてお答えしてまいります。

特定健診の算定は、国保加入者の対象年齢の方の総数で、国保の対象年齢で実際に受診された方の人数を割った率で出されます。がん検診の受診率の算定は平成20年度から変更になって、全国统一されました。変更後は、直近の国勢調査をもとに推計対象者数を出すようになりました。対象者数は、国勢調査の40歳以上の人口から就業者数を除いた人口を使っております。ここで

の就業者数は、農林水産業事業者の従事者数を除いたものを使っております。この対象者数で実際に受診された方を割った率が、がん検診の受診率でございます。

では、19年度以前はどうだったかといいますと、町が希望調査で把握している対象者で検診を受けられた人数を割ったものが受診率となっております。つまり、町で毎年行っております検診希望調査で、町の検診を受けると記入された方の総数が分母に、受けられた方が分子にということで受診率を出し、県に報告しておりました。参考までに、平成19年度の胃がん検診の対象者数は2,559人で、受診者は1,042人、受診率40.7%でございます。そして、全国統一された平成20年度の胃がん検診の対象者数は4,188人で、受診者1,167人、受診率27.9%でございます。平成20年度受診者数はふえましたが、受診率は大きく下がったような結果となっております。特定健診は平成20年度から制度が変わり、対象者が大きく変わりましたので、5年間を比較することはできません。がん検診、特定健診で制度、受診率の出し方に変更がございましたので、比較できる平成20年度以降の受診率を報告させていただきます。

では、特定健診、平成20年度、30.4%、21年度、35.7%、平成22年度、36.4%。胃がん検診でございます、平成20年度、27.9%、平成21年度、30.3%、平成22年度、31.3%。肺がん検診でございます、平成20年度、30.5%、平成21年度、30.5%、平成22年度、29.1%。大腸がん検診でございます、平成20年度、28.6%、平成21年度、29.1%、平成22年度、30.2%。子宮がん検診でございます、平成20年度、22.6%、平成21年度、23.2%、平成22年度、25.4%。乳がん検診でございます、平成20年度、17.3%、平成21年度、21.7%、平成22年度、20.2%。以上が検診の受診率でございます。

では、終わらせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 再度質問させていただきます。

まず最初に、TPPへ対して町内の影響でございますけれども、これにつきましては、午前中の青砥議員の質問に答えたので省略をするということでございますけれども、やはり先ほども申し上げましたように、このTPPに対して非常に、とりわけ農業問題が高くクローズアップされて、ほかの方には影響がないように勘違いをする面が多くありまして、先ほども町長、答弁されましたけれども、やはりTPPで、農業も損もあるけれども、輸出企業者等についてはメリットもあるよという考え方もあります。

そういう中において、南部町において、想定の間隔を出ないわけですが、数字的なもの

はここへ出ませんので、考える範囲内で、医療、金融、それから私、一番心配しますのは、雇用の問題ですね、やはり。雇用でこれが本当に入って、南部町において、先ほど申し上げましたことが起きれば、雇用で非常に問題が起きるということでございます。それについて、町長、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 農業の分野については、青砥議員に詳しくお答えしました。数値でも申し上げました。これはもう明らかに、無策で臨めばこれは大変なことになるという認識で、たまたま雑賀議員とも同じ結論になっているわけであります。やっぱり韓国のように、先憂後楽というんでしょうか、韓国はF T A、アメリカとやるために1兆6, 0 0 0億円もの農業への支援をして、先にちゃんと手当てをして、そして後楽というんでしょうか、後の憂いがないように進めてきた。それでも韓国国内では大反対が起きて、野党の民主党の議員が国会の議長席で催涙弾か何かを爆発させて大ごとになったというようなことも報道になっておりますが、それでも批准されてしまったわけです、韓国。韓国の例、F T Aという2国間のその協定を見ても、非常に独立国同士の協定なのかということを疑うような内容でございます。

したがって、私はこのT P Pの問題は、今、我が国がこの東日本震災などで大変な状況にあって、国難とも言えるような状況のときに、全面的に規制緩和したりするというようなことをやれば、国内の農業ばかりでなく社会制度、国民生活が非常に大きな影響を受ける。いい面ももちろんあると思いますけれども、そういう懸念がある。韓国との例をとってみても、そういうことだということで、今のところは反対を意思表示をしているわけでございます。

そこで、雇用のことをおっしゃいましたけれども、はっきりいって、雇用にどのような影響があるのかという、私もちょっとここで答えするだけの勉強もしておりませんが、少なくとも医療の分野で、例えば混合診療というようなことになると、これは保険がききませんし、金持ちにどうしても優遇するようなことになっていくのではないかと。医療が金持ちのために機能するというようなおかしなことに私はなりはしないかというように思っているわけです。そういうことになれば、西伯病院の運営も早速困ったことになるだろうと思いますし、そういう社会制度、特に機能している社会保障制度などが大きく揺さぶられるというように思って、雇用への影響も大きなものがあると思います。

それから、保険や金融、さまざまな分野において、規制緩和などされますと、ただでさえ失業率が高くて、緊急雇用だとかふるさと雇用だというようなことで国が手当てをしております、全額お金を出して。そこまでしてでも雇用を守っている今の状況が、どんどん雇用の機会がふえて

経済が活性化してくるというようなことは、ちょっと逆立ちしても、今の南部町では考えられない状況だろうと思います。

したがって、雇用の面にも非常に大きな悪影響を与えるだろうと、そういう思いがしております。今、今の無策で臨む政府の対応には反対をしているということでございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） TPP参加については反対を表明されております。

次に、2点目のTPP問題シンポジウムの開催についてでございますけども、先ほど町長の方よりTPP問題シンポジウムの開催を検討しているということでございましたが、具体的に日程とかをお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

具体的に今、日程をどうこうというところまではいっておりませんが、国の動向など、国会の情勢もあると思いますし、そういう変化も見ながら、一番いい時期に、賛成、反対いろいろあるでしょうから、そういう皆さん方の代表的な人に主張をしていただいて、町民の皆さんに情報提供をしたらどうかというように思います。

まだ、いつやるということは詰めているわけではございません。それから、講師の先生などについてもまだ詰めているわけではございませんが、御提案をせっかくいただきましたので、これを真摯に受けとめて、開催しようという気持ちになっております。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 具体的にはないということでございますが、どんどんどんどん国の政策が進んでからではだめですので、なるべく早急に開催できるように取り計らいをお願いしたいというぐあいに思います。

次に、農業施策でございますけども、この農業施策、非常に、私、先ほど数字を申し上げましたが、資料がちょっとないんで昭和50年と平成17年しか比べてないんですが、大体すべて戸数とも人口とも約半分になっております。それで、耕地面積は変わってないわけですね。ですから、ここで非常に問題があるのは、要は農業で食えなくなったというか、農業で生活する、維持するのが難しくなったのか、国の減反政策でだんだんだんだん、減反政策によって農業をやめられていく農家が多くなったんじゃないかというぐあいに私は推測をしております。

そこで、担い手育成については、前から水田農業推進協議会の方で政策をとりながらやってきておりますが、まず担い手育成について、私も担い手の一人なんですが、最近、担い手とか法人

化をされて、非常に経営が難しいと、今の政策が絡んで経営が難しくて、なかなか担い手と、それから法人に対しての作業者が難しいということを聞いておりますが、それについてどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長であります。

担い手、それから法人等の経営が難しいんじゃないかということでございますが、確かに米価の方も下がりますし、なかなか経営的には大変ではないかというふうに思ってます。

ただ、昨年、22年度から戸別所得補償制度が始まりまして、この関係で、米については1万5,000円とか、そういうところで助成が出てきておりますし、その辺では、ある程度、特に担い手の方なんかには所得がふえたんじゃないかというふうには理解をしております。

それから、先ほど人数のこと言われましたけども、確かに半数になっておりますが、機械化等で労力もかからなくなった、あるいは機械を購入する、機械自体が高額だということもあって、徐々にその担い手なりの方に移行していったというふうに理解をしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 次に、新規就農支援対策なんですが、先ほど町長は、農の補助事業のことだと思いますが、助成額10万円に上げるということですが、新規就農者に対して、45歳未満に就農前後の7年間交付ということが、12年度の農林水産の概算要求に上がっております。これが通れば、就農前後ですから、この150万円っていうのは、時間給820円でしたかね、それを計算して、年間1,800時間で計算した場合に大体年150万円になるんで、それを保障しようという要求でございますが、その中で新規就農が4名から5名ぐらいあったということでございました。それに対する、町として新規就農者に対して支援をしていくような考えはございませんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。

新規就農者につきましては、今のところ、県なり国なりの補助事業を使いまして行ってきたいというふうに思ってます。

それから、新規就農者の関係の機械整備につきましては、当然、町の方も上乗せ補助をかけておりますので、そこら辺で御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ことしの何月でしたかね、長野で開かれました大会におきまして、

食と農が織りなす元気な信州農業の実現という題で開かれております。これを見ますと、新規就農対策の支援対策について、市とＪＡが費用を負担して非常に手厚い事業がなされております。やはり、確かに国それから県の事業であると、先ほど産業課長からの答弁でございましたけども、これに対しても、やはり機械もかなり農業に対しては高額なものがございますし、補助ですので、非常にもらえればありがたいものでございます。そういうことについて、ぜひともこれについては御検討をいただきたいというぐあいに思います。

農産物の市場開拓については、今、鋭意やってるということでございますので、これは省略したいと思います。

それから、５点目の、来年の葉たばこの生産者については、十分町としても支援を考えるというような答弁でございましたので、ぜひともお願いをしたいというぐあいに思います。

次に、健康診査についてでございますが、受診率は、議長、ちょっと健康福祉課長にお願いしたいんですが、先ほど文言で言われました。なかなかその文言の中で数字的なものが非常にわからない面が多くて、受診率の基礎算定の出し方等について言葉ですらすらとやられたの、よく私、筆記をしておりませんで、もしできれば、こういう出し方をしてるんだよというようなものでも、書面でわかるようにしておかれればと思いますが、その辺どうでしょう、議長、取り計らいができませんか。

○議長（足立 喜義君） 後日、議運に諮って決定いたします。

○議員（３番 雑賀 敏之君） ありがとうございます。

そうしますと、これは住民から出た要望でございますけども、今、子宮がん検診につきましては、米子市内の医療機関で検診ができるようになっておりますが、乳がん検診も子宮がん検診と同じように、米子市内の医療機関でなるようお願いできんかどうかということで、それで、なぜこれがそのようになってるかということでございます。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。

乳がん検診は、今、事業団検診と西伯病院の医療機関委託で行っております。今、米子市の方の医療機関でもということでございましたけども、米子市の方の医療機関は、米子市の検診者で一応、ノルマというか枠がいっぱいで、郡部の方からの検診者を受け入れる人数がはけないということで、断られておるような状態でございます。ということで、現在は西伯病院のみで、乳がん検診は医療機関委託を行っているという現状でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（３番 雑賀 敏之君） なぜ私がこのようなことを申し上げたかということですが、その方は行きつけの、米子市に医療機関があるので、やはりそういうところで受けるようにしてもらいたいということでしたけども、行っても受けられないということになれば、なかなか難しいかなというぐあいには思いますが、ぜひともその辺はまた鋭意検討していただいて、通るようお願いをしたいというぐあいには思います。

それと、ちょっとお聞きしてみるんですけども、この第１次総合計画の健康診断の人数と、それから平成１６年からの２２年度の決算資料によりますと、平成９年から平成１５年までは、大体、胃がん検診、子宮がん検診等々で、少ないときで４，７５０人、多いときでは５，７００数名になっておりますが、平成１６年から２２年を見ますと、平成１６年はなぜか知りませんが、肺がん検診のちょっとデータがないんで載ってないんですが、これはちょっと別といたします。１７年から、２２年度は５，１００人と多いんですが、大体四千五、六百人程度で推移をしておりますが、これについて何か思い当たるところがあったら、お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀議員、時間が余りありませんので、まとめるようにしてください。
健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 申しわけございません。５年間ということだったので、そこまでデータの研究をしてみませんでしたので、ちょっとお答えできません。申しわけございません。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（３番 雑賀 敏之君） 最後に、住宅リフォーム制度について、町長、再度お願いということですが、要求をして終わりたいと思います。

こないだ自治体キャラバンでも、全国で３３０自治体で住宅リフォーム助成制度の実施自治体があるということがございましたし、米子市でも、当初は坂本町長と同じような理由で、個人の財産に税金は使えないというような回答でしたけども、今後検討するというぐあいになっておりますので、ぜひともこの問題について町長も再度考えていただいて、地域の活性化を図るために御検討いただきたいというよう要求いたしまして、私の質問は終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

いわゆる民主実行委員会ですか、申し入れもいただいて、キャラバンでお越しになって、この住宅リフォームが全国たくさんの自治体で行われておるので、ぜひやってほしいという申し入れ

も受けましたし、それから雑賀議員も議会のたびに御質問なされますので、私もさらに研究を試みましたので、ちょっと私の勉強してきたところを申し上げておきたいと思います。

大山町でございますけれども、大山町におきましては、1,000万円の当初予算で、6月に人気があったので、もう1,000万追加して、それでも足りんやあになって、9月議会にもう1,000万追加して、今、3,000万の予算をもって対応しようとなさっておられるそうでございます。

なぜそれだけ急速にふえるのかということでございますが、これは聞いてみますと、大手の業者さんが、こういう制度が大山町にできたということで、大手の業者が案内して、町民の皆さんに宣伝をして歩いておられるそうでございます、米子市内の方の業者さん。申請書も図面も、面倒くさいのは、一人親方の個人事業者ではなかなかつくりにくいと、面倒くさいというようなことから、そういうものも全部大手の業者さんがつくってさしあげて、判だけつけばいいようにして申請されるというようなことを聞いているわけです。

町長さんからは、それだけやっても、地元業者は個人事業主がおるかいないというやなことをおっしゃっておられました。結局、それだけの工事を受けて消化するだけの町内の個人事業者というのはおられない、少ない。そこで、そういう施策に目をつけられた米子市内、あるいは大山町地内の大手の建築業者さんがそういう推進をして歩いておられて、一気にふえておることのようでございます。したがって、町内の個人事業者の方にきちんと金が届くのかどうかというのは、なかなかわかりません。

それから、南部町内の状況を見ますと、聞いてみますと、今なかなか個人で仕事がないために、町外の米子市などの大手の建築業者に就職なさっておられる大工さんなどが多いわけです。いわゆる請負よりも勤め人として世話やいておるといような形態で仕事を進めておられる方が多いわけです。そういうことを総合的に勘案してみますと、雑賀議員がおっしゃるように、町内の一人親方の中小零細の個人事業者の方の懷を暖めるというようなことに直結しないわけです。私はその辺が問題だなと思っております。

南部町がやっております商工会を通じて行う制度は、もう確実に個人事業者の方の懷を暖めることができるわけですし、そういう意味からいっても、大山町とはちょっと事情が違うと。町内にはそういう数多くの事業者がおられませんし、南部町は南部町のやり方でそういう中小零細業者の方の支援をしていった方がいいのではないかと、このように考えて、なかなかわかりました、やりましょうという回答ができないということでございます。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） これをもちまして、雑賀敏之君の質問を終わります。

これをもって、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了しました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

午後 5 時 3 5 分散会
